

平成30年 6 月定例会

南伊豆町議会会議録

平成30年 6 月 5 日 開会

平成30年 6 月 6 日 閉会

南伊豆町議会

平成 3 0 年 6 月 南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長行政報告	4
○一般質問	8
加 畑 毅 君	8
漆 田 修 君	1 9
谷 正 君	3 8
横 嶋 隆 二 君	5 5
稲 葉 勝 男 君	7 3
○散会宣告	8 3
○署名議員	8 5

第 2 号 (6月6日)

○議事日程	8 7
○本日の会議に付した事件	8 8
○出席議員	8 8
○欠席議員	8 8

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	8 8
○職務のため出席した者の職氏名	8 8
○開議宣告	8 9
○議事日程説明	8 9
○会議録署名議員の指名	8 9
○一般質問	8 9
清水 清 一 君	8 9
○報第 3 号の上程、説明、質疑	1 0 3
○議第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
○議第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
○議第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 2
○議第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
○議第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○議第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
○議第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○議第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
○議第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○議第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○議第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
○議第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
○発議第 1 号の上程、説明、採決	1 3 9
○発議第 2 号の上程、説明、採決	1 4 1
○各委員会の閉会中の継続調査申出書	1 4 3
○議員派遣の件	1 4 3
○閉議及び閉会宣告	1 4 4
○署名議員	1 4 5

平成30年6月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

平成30年6月5日（火）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長の行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	渡 邊 哲 君	2 番	比野下 文 男 君
3 番	加 畑 毅 君	4 番	谷 正 君
5 番	長 田 美喜彦 君	6 番	稲 葉 勝 男 君
7 番	清 水 清 一 君	8 番	漆 田 修 君
9 番	齋 藤 要 君	10 番	渡 邊 嘉 郎 君
11 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	大 年 美 文 君
企 画 課 長	菰 田 一 郎 君	地方創生室長	勝 田 智 史 君
地域整備課長	飯 田 満寿雄 君	商工観光課長	齋 藤 重 広 君

町 民 課 長	高 野 喜久美 君	健康増進課長	渡 辺 雅 之 君
福祉介護課長	高 橋 健 一 君	教育委員会 教 務 局 長	大 野 孝 行 君
生活環境課長	高 野 克 巳 君	会 計 管 理 者	高 橋 由 美 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 禎 明	主 任 主 事	鈴 木 恵 子
--------	---------	---------	---------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、平成30年6月南伊豆町議会定例議会を開会いたします。

本町では、5月1日より10月末日までの間、クールビズを奨励しておりますので、よろしくお願いいたします。上着の着脱については、各自のご判断でお願いいたします。

◎議事日程説明

○議長（齋藤 要君） 議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎開議宣告

○議長（齋藤 要君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤 要君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めによるところにより、議長が指名をいたします。

3番議員 加 畑 毅 君

4番議員 谷 正 君

◎会期の決定

○議長（齋藤 要君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月6日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月6日までの2日間に決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（齋藤 要君） 諸般の報告を申し上げます。

平成30年3月定例議会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加をしたので報告します。

以上、諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（齋藤 要君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。
町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

それでは、平成30年南伊豆町議会6月定例会の開会に当たり、平成30年3月定例会以後の主な事項について行政報告を申し上げます。

1、高校生通学バス助成及び医療費無償化の状況。

本年度から実施した通学バス補助事業については、4月末現在で85件の利用実績となっており、前年同時期の利用者数が38件であったことから、保護者の負担軽減、路線バスの利用促進等において所定の成果が得られたものと思料いたします。

制度開始月の4月上旬においては、新1年生に学生証が発行されていないことから、購入

手続などで多少の混乱は見られましたが、現状において滞りなく運用されております。

利用形態については、1カ月定期券49件、3カ月定期券24件、4カ月定期券12件となっており、定期券の紛失といったリスク回避のため、1カ月定期券の利用者が多い傾向にあるようです。

また、こども医療費助成事業についても、本年4月より対象年齢を18歳に達する年度末までといたしました。

対象年齢の拡大に伴う対象者数は、4月1日現在で197名となっており、5月末時点での交付申請者181名に対し受給者証を交付いたしました。

今後も、保護者の皆様から寄せられるご意見やご要望などを参考としながら、よりよい支援制度となるよう鋭意取り組んでまいります。

2、南伊豆町健康福祉センターの運営。

3月29日、森竹次郎県議会議員、藤本眞一賀茂保健所長を初め地元関係者67名のご臨席のもと竣工式がとり行われました。

ご多忙の中、ご臨席を賜りました議員各位に厚く御礼を申し上げます。

当該施設においては、3月中に南伊豆町地域包括支援センター、社会福祉法人南伊豆町社会福祉協議会の移転が完了し、4月2日をもって業務を開始いたしました。

4月の利用状況では、多目的ホールに5団体で延べ11回のご利用があり利用者数83人、会議室では9団体が14回で173人、調理室には1団体が1回で25人となっており、このほか施設見学として6グループ69人の方々にもご来館いただくなど、皆様からの関心の高さがうかがい知れる結果となりました。

今後は、同センターを活用した新たな事業メニューとして町民を対象とする介護予防講座や認知症カフェを開催するほか、介護予防事業、乳幼児健診、育児相談などの母子保健事業で年間150回1,200人を見込み、各種団体によるサークル活動などで500人程度の来館者を予定しております。

また、特別養護老人ホーム運営法人、社会福祉協議会及び地域包括支援センターによる共催事業をもっておのおのの専門性を生かした町民向け講演会などの連携事業を推進してまいります。

本町で掲げる「健康長寿・生涯現役のまちづくり」に向けては、町民の健康・福祉事業への積極的な参画が不可欠であることからさらなる福祉環境の整備・充実に取り組んでまいります。

3、伊豆半島ジオパークの世界認定。

伊豆半島ジオパークについては、平成21年に川勝平太静岡県知事が提唱した「伊豆半島ジオパーク構想」をもって、伊豆半島7市8町で構成する伊豆半島ジオパーク推進協議会が設立されました。

同協議会発足以来、世界認定に向けたさまざまな活動を展開してきたところではありますが、4月17日、待望するユネスコ世界ジオパーク認定に係る正式通知が届けられたことから、翌18日には伊豆市修善寺の「ジオリア」において、構成自治体首長を初めとする関係者100名で世界認定記念セレモニーを挙行いたしました。

今日まで、世界認定にご尽力を賜りました同推進協議会事務局、ジオガイド協会及び関係協力事業者の方々に心より感謝を申し上げる次第であります。

今後も、ジオパークの本旨である「持続可能な地域社会の実現」を目指し、地域の自然・文化の保全、小中学校向け教育プログラムの推進、ジオ資源のさらなる有効活用に努めるとともに、石廊崎オーシャンパーク休憩施設内にジオパークガイドブースを配置するなど、新たな南伊豆の魅力を情報発信してまいります。

4、再生可能エネルギー農山村活性化協議会の設置。

2月5日締結の「地域活性化包括連携に関する協定」に基づき、南上地区の広葉樹を活用した木質バイオマス発電事業の可能性を検討する諮問機関として、南伊豆町再生可能エネルギー農山村活性化協議会を設置し5月22日に第1回協議会を開催いたしました。

当該委員には、株式会社エジソンパワー、株式会社いしい林業、南上財産区管理会及び南伊豆町農業委員会の各代表者のほか、南上地区代表区長、県エネルギー政策課長に加え、学識経験者として東京大学樹芸研究所長、鴨田重裕氏を委嘱いたしました。

また、施設整備事業者から木質バイオマス発電にかかる事業説明を経て指定区域の選定や役割分担等を明確にした後、基本計画を策定することなどが確認されました。

次回以降は、同基本計画の骨子となる地域活性化に向けた再生可能エネルギー導入のあり方、方向づけなどが協議・検討されるものと考えております。

5、地方創生・交流自治体連携フォーラム。

5月12日、休暇村南伊豆において杉並区を中心とする交流自治体の首長が一堂に会し「第5回地方創生・交流自治体連携フォーラム」が開催されました。

当日は、「自治体間連携の深化によって、今、広がる可能性」をテーマに掲げ、「子どもを核とした交流事業」を中心とした交流自治体間における現状の取り組みなどが紹介され、

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた新たな交流事業の方向性や連携の可能性について討議が行われました。

また、前日には全国初の自治体間連携による「特別養護老人ホームエクレンシア」を視察したほか、交流自治体間における連携強化のあかしとして、福島県南相馬市との「災害時相互援助に関する協定」を締結いたしました。

今後も、当該自治体間による交流・連携の深化をもって行政力の基盤強化に努め、さらなる交流人口・関係人口の拡大に取り組んでまいります。

6、商工・観光振興の取り組み。

(1) ふるさと寄附（ふるさと納税）。

平成29年度のふるさと寄附の総額は、4億8,314万961円となり前年度3億9,583万7,693円を8,730万3,268円上回る過去最高の結果（前年度比122.1%）となりました。

寄附件数に対する返礼品の割合では、イセエビやサザエや干物などの海産物加工品が5割を占め、野菜・果物等の農産物で2割、ふるさと感謝券が2割程度となっております。

また、パートナー事業者数は15事業者増加し本年4月時点で89事業所となり返礼品メニューでは199品目を数えます。

なお、返礼割合の見直しに係る総務大臣通達をもって本年4月から返礼割合を5割から3割に変更いたしましたが、今後も返礼品メニューの新規開発を進めるとともに、パートナー企業の積極的な募集など受入体制の強化に取り組んでまいります。

(2) みなみの桜と菜の花まつり。

「第20回みなみの桜と菜の花まつり」の来訪者数は、昨年度の20万8,000人を下回る18万1,000人となり、前年度対比では12.9%の減となりました。

早咲きの桜や菜の花を主体とした各種イベントは全国的な広がりを見せる中で、例年にない寒さから開花時期がおくれたことに加え、降雪等による交通網の混乱なども来訪者減少の主要因と考えられ、「夜桜・流れ星」にかわる新たな夜間イベント「夜桜と菜の花イルミ」においても、設置準備やPR期間の不足などから集客効果は限定的なものとなりました。

南伊豆の早春を飾る歴史あるメインイベントを維持し次世代に引き継ぐためにも、これら諸課題を検証し、組織や運営の方向性など再検討する必要性を痛感しているところであります。

「第21回みなみの桜と菜の花まつり」に向けては、静岡デスティネーションキャンペーン・伊豆半島ジオパーク世界認定・石廊崎オーシャンパークをキーワードとして、集客力に

つながる新たな観光周遊ルートの確立を目指してまいります。

(3) プレ・デスティネーションキャンペーンへの取り組み。

平成30年度については、県全体での観光素材の掘り起こしとPR活動、美しい伊豆創造センターを中心とした伊豆地域部会や、各種ワークショップによる旅行商品の開発・情報発信を進めております。

加えて、南伊豆町観光協会や下賀茂温泉旅館組合及び受け入れ事業者との連携をもって本町独自の特別プランやオリジナルイベントを企画するほか、関連するパンフレット2万部を作成し、宣伝強化に努めているところであります。また、4月1日には伊豆急下田駅においてオープニングイベントを実施したほか、一条竹の子村での特別プランや奥石廊崎ユウスゲ公園内へのLED設置、中木サンセットクルーズなどのイベントも順次実施しております。

(4) 観光施設等の入り込み実績。

平成29年度中の観光施設等の入り込み状況がまとまりましたので、別紙のとおり報告いたします。

分野別では、観光施設で前年度対比3.8%の増となりましたが、宿泊施設の民宿で2.0%の減、旅館では3.1%の減となり、温泉施設においても3.3%の減となりました。

以上で、平成30年6月定例会の行政報告を終わります。

○議長（齋藤 要君） これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（齋藤 要君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 加 畑 毅 君

○議長（齋藤 要君） 3番議員、加畑毅君の質問を許可いたします。

加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 3番議員の加畑です。よろしくお願いします。

会議の冒頭で議長のほうから、きょうからクールビズということでお話がありました。ぜひとも当局と議会の関係も風通しのいい関係を築いていきたいと思います。風通しのよしあしという意味では、最近テレビで流れています大学のアメフト部の危険タックルの話がありました。あれはあの行為自体ということではなくて、組織の運営上の問題にまで触れたわけですね。このような関係じゃなくて、やはり風通しのいい状況が望まれるということがあります。

今日の一般質問は正面からいきます。危険タックルのような後ろからぶつかるようなことはしませんので、活発な意見を交換したいと思います。よろしくお願いします。

まず一番最初に、沼津伊豆学校施設整備推進議連の活動というテーマで質問させていただきます。

これは、沼津、駿東、伊豆地区の学校の施設の整備を促進していこうと、予算を確保していこうという形で、衆議院議員のかつまた議員を会長としまして、若手議員で組織した連盟であります。3月11日、伊豆市の修善寺のホテルにおいて発起人会を開催しまして、伊豆地区13市町の議員、13人が賛同しました。これによって、耐震以外の学校施設整備、ここの予算を確保しようという目的があります。

今、国のほうでは公立学校の施設整備予算、これは学校の耐震化が最優先という形になっておるんですけども、地震が多い我が静岡県では耐震化が進んでいるという形の中で、なかなか予算がとりづらい状況にあります。そんな中で、これらの改修、それから3月議会で承認いただきました空調ですね、エアコンのほう、この予算などを取り込んでいきたいと思います。ということで、昨今、国のほうからの予算も引き下げるという見込みがある中で、このような議連を組んで、地元何とか予算を確保したいという形で組織した連盟であります。

3月11日に発足しまして、2週間後の3月27日には東京の永田町、衆議院第一会館にて勉強会を開催しました。ここには私も行ってきまして、当局からも教育委員会の担当者を同行させていただきました。そのときに文部科学省のほうからの説明で予算が削られているということのお話は聞きました。しかしながら、地域の現状を訴えて継続的に要望することが必要だという話をいただきました。その後、国土交通省、観光庁、厚生労働省の担当者から、人材が不足していてなかなか地方のほうへの対応ができない状況にありますという説明を受けて帰ってきたところです。これが現状であります。

このときに教育委員会の同行者の白井さんに同行してもらったんですけども、今日はないということなんですけれども、このときの状況を当局のほうでどのような報告を受けた

かというところをまず聞いてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えをいたします。

加畑議員が今お話ししたとおりなんですけれども、当日の勉強会には私も所用のため参加しておりませんが、参加した職員からは、勉強会では、文部科学省の大臣官房、文教施設企画部施設助成課長による説明がなされたと。一般的な制度の話のほか、どのようにしたら補助金が採択されやすいのかという説明もなされたと。採択については、国の予算配分にもよるが、国の補正予算補充時にすぐに対応できるかがポイントであるとのこと。どこの自治体も申請はするが、申請額が国の予算を上回っているというのが現状であるということです。あらかじめ申請年度を決めることも重要ではあるが、国の補正のタイミングに柔軟に対応できることが採択をされやすいということで、勉強会に参加しての効果といたしましては、国の補正のタイミングに対処することの重要性を認識したところであるということで報告を受けております。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 概略、今、担当の方から聞いた話を答えてもらったんですけれども、そのときに賀茂郡内の町も行ったんですね、一緒に。担当者の方と話をしたところが、やはり一定の規模の額までいかないと対象にならないという問題がありました。その点について、直に質問したのが河津だったんです。同じような問題を抱えるところがあるんですけれども、その辺の対応というのは、例えば近隣の市町教育委員会同士でどういう対応でしたらいいのかという話し合いは持たれたのか。それか、もしくは、これから持とうとするような動きはあるのかというところはいかがでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えをいたします。

今の現状なんですけれども、文科省の補助金が学校施設環境改善交付金というものが対象になってくるかと思われま。そちらのほうの額なんですけれども、1校当たり1,000万円以上の事業を対象として、6,000万円を限度という形になっております。この対応についてどうするかという感覚なんですけれども、ほかの市町との話し合いというのは、とりあえず今までは持っておりません。必要に応じて今後持つ機会も出てくるのかなとは思っておりま

すけれども、まだ日程等も決まっているわけではございません。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 今出たその点なんですけれども、結局そうすると、一定規模いかないと、小さい規模の学校では予算の対象にならないという現状になってくるわけですよ。大きな学校のほうに予算がついて、小さな学校にはつかないと。そうすると、賀茂郡の中の学校はなかなか対象にならないということが浮き彫りになってくるわけですよ。プラスその予算のとり方というところを知っていないと、例えば最初から正面からぶつけていいものなのか、あるいは年の予算の補正で上げたほうがいいのかというような話がね、実際これ担当者のほうからそんな話もありましたんで、当日行った白井氏のほうから、その点の話も聞いていたんじゃないかなと思うんですけれども、その点どのような形で教育委員会は考えているかというのはありますでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えをいたします。

ちょっと白井のほうから話を聞いたかというのは定かではございませんが、確かに議員がおっしゃるとおり、小さい学校ですとなかなかそれだけの規模に届かないという現状は把握をしておりますもので、対応につきましては、またこちらの議連の皆様の後押しを得ながら対応していければというふうには考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） それでは、質問の矛先を、町長に聞きたいんですけれども、5月7日にこの議連の活動として、南中小学校、それから南伊豆中学校に行ってきました。このときに私も同行しまして、当議会からも同僚議員の方も何名か行っていただきまして、町長もその場にいたということなんですけれども、5月7日、かつまた衆議院議員が来たときに、南中小学校ではグラウンドの整備についての話があったと思うんですけれども、そのときの状況というか、感想というか、どんな印象を持たれたかというのをお聞きしたいんですけれども。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

5月7日に同議連の活動として、かつまた孝明衆議院議員のほか、本議会からも5名の議員にご参加をいただき、南中小学校、南伊豆中学校の現地視察並びに学校関係者との意見交換をいたしました。

とりわけ南中小学校については、グラウンドの水はけが悪く、降雨後2日間程度は使用不能の状態となるなど、教育活動に支障を来しております。

グラウンド改修工事は多額の事業費が想定されることから、国庫補助金の活用が不可欠と考えられますが、現状においては、全国的な傾向として、耐震化未着手の校舎改修が優先されることなどから、国庫補助事業の採択においての優先順位は低いとのことでありました。

今後も同議連を介した中で、所管する文部科学省への働きかけをお願いしてまいりたいと考えておりますので、本議会からのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 5月7日当日、確かにそのような状況でありました。ちょうどいいと言ったらなんですけども、雨が降りまして、水はけの悪さも強調することができました。私自身、雨男の本領を発揮したので、なかなかいい状況を見てもらったんだと思うんですけども、やはりその予算づけはなかなか難しいというのがお答えでした。それはなかなか残念だなと思ったんですけども。

小学校については、3月の予算の時点でエアコンの設置というのが決まりまして、もうそろそろ、6月に着工という形ですね。その点はもうかつまた代議士のほうに伝わっているんですけども、その後に南伊豆中学校のほうにも行きました。そのときにも担当者から学校関係者にも、かつまた代議士のほうに同じような説明をしていただきまして、状況を見てもらいました。そのときにも町長に同行してもらったんですけども、中学校での話し合いの印象というのを聞いてみたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町内3小学校のエアコン整備については、平成30年度当初予算に計上し、6月中の稼働に向けて現在作業中であります。

町内２中学校においても同様の教育環境であることから、次年度以降の早い時期に整備ができればと考えておりますが、将来的な課題として、学校の再編があります。

このような中で、現時点においては再編時期など未定の状況にあることや、機器の耐用年数、２中学校で３学年であることから、整備を要する教室数も限定的であることなど、今後の国庫補助事業配分の動向なども含めて判断材料とした中で、教育環境のさらなる整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔３番 加畑 毅君登壇〕

○３番（加畑 毅君） ありがとうございます。統一の説明ですね、確かにそういう問題点が残ったわけです。中学校の編成のこともありますし。

ただ、小学校にエアコンを導入して、その生徒たちが中学生に上がったときにまた環境が変わってしまう。せっかく子育てのしやすい環境の小学校がある中に中学校はついていない。ということになると、やはりこれ移住者を呼び込むための施策にも響いていくのじゃないかなという点があります。ここはぜひともですね、町単での予算どりというのはなかなか難しいのは本当にわかります、予算どりの中で。だから、これは何とか補助金を使って整備して行って、住みやすい町にしていこうという形で進んでいってもらえればいいと思うんですけども、今後、当議連の活動をまた続けていくことになるんですけども、それに対して、例えば、町からどんなことを聞いてほしいとか、どんなところが問題があるんだというところというのは、もしあればそんなところも聞いてみたいんですけども、その点いかがでしょう。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

このたびの沼駿伊豆学校施設整備推進議連による学校視察の際には、私も同行し、各種要望をさせていただいたところであります。

学校施設に係るハード面整備においては、国庫補助金等の採択は必須でありますので、同議連からの後押しがいただければありがたいことだと思います。

また、強力な支援団体として、今後も活動に大いに期待を寄せているところであります。よろしくをお願いします。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） ありがとうございます。

それでは続きまして、2つ目の質問に入らせてもらいます。

漁業関係者への町のバックアップというテーマで質問をさせていただきます。

若手の漁業関係者へのバックアップによって、移住者でも参画できるような体制をつくれないかというような趣旨で質問をつくったんですけれども、この質問ですね、過去にも何回か漁業関係者のバックアップという話はあったんですけれども、漁業権の問題というところに来ますと、どうしてもこれは崩せない。崩せないというのはあれですけれども、なかなか分切れないという過程があるというのはわかっています。これはやっぱり利権が絡むことなんで、そことは別に、漁業関係者、要するに1次産業、2次産業あわせての6次産業化までの中で、例えば若手が事業を進める中で、町のほうから金銭的な部分だけでなくバックアップができる部分がないのかなと思ひまして、ちょうど南崎地区で若手がそういうグループをつくって動いているということがありますので、その点、町長のほうで把握している範囲でどんなことがあるのかということと、今後どんなバックアップを考えているのか、この点、聞ければと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

全国的に人口減少が続く中で、とりわけ地方においては、人口の自然減という状況は加速し、在住者だけで地域コミュニティを健全に維持していくことは非常に困難な時代であると認識しております。

当町においては、人口が1万人を割り込んだ平成10年代後半以降から厳しい状況が続いており、人口減少に歯どめをかけるための打開策として、移住・定住施策に取り組んできたところではありますが、移住者の定着には、就労先などの安定した生業の確保が必須となります。

このため、新たな産業の創造や企業誘致の活動などにも取り組む中で、一朝一夕には所期の成果が得られない現状から、既存の観光産業等に頼りがちな状況にあると思われます。

一方で、豊かな自然を活用した農林水産業など、1次産業の現場においても、後継者不足から生産者の減少は避けられない現状にあり、新たな担い手として、地域に根差す若者や移住者の活躍に注目しているところであります。

本町特有の温暖な気候から、海や山の豊富な自然の恵みが存在する中、課題は、これら生産物の商品的価値を持たせ、流通ルートに乗せることにありますので、6次産業化の取り組みは強力な武器になるはずです。

一例として、農林水産物の加工に伴う真空保存や冷蔵装置の整備、導入、販路拡大等に係る支援施策などを検討しているところではありますが、1次産業に携わる生産者や団体の方々からのご意見やご要望を確認しながら、効果的かつ持続的な6次産業化が可能となる具体的な補助金制度の創設とともに、早期の予算化を考えておりますので、本議会からもご指導を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 今、町長の答弁からもあったように、取得したものを商品化できるところまで確立されていないということになると、どうしても、そこで仕事にならないから離職率が高まってしまうということがあります。とった分だけの魚を何かしらの形でお金に変換することができれば、それは離職率につながらないわけですよね。そうすると、最終的にどういう流通のルートを持って、どういうふうに売っていくかというところなんですけれども、そこに若手の考え方、今のネットを使った販売方法とか独特の考え方が出てくると思うんですけれども、例えば、今お話の中にあった真空パックの機械なんかを導入しまして、それによって商品の価値を長引かせるとか、あとは、ちょっと聞いた話によりますと、フリーズドライのマシンの導入なんかも、これは町のほうの予算ではなくて、民間の企業のほうでという話も聞いておるんですけれども、その点については、南崎地区じゃなくて、これは三浜地区のほうで、小学校跡地を利用しての話が進んでいるなんていうふうに聞いておるんですけれども、その点というのは当局のほうではどの辺まで把握しているんでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

海産物の加工品の主なものとしては、干物、海藻の乾物、塩辛、煮魚など、レトルト食品などがあり、最近では西伊豆町の塩ガツオなどは、加工品のみならずB級グルメとしても人気があります。

町内においても、古くから天草やヒジキ、岩ノリなど、浜で干す風景は海岸地区でよく見られ、一種の風物詩とも言えます。

本町で水揚げされる海産物は、イセエビ、アワビなどに代表されるように、新鮮な状態のほうが高付加価値とされることから、魚介類の加工技術はそれほど必要とされず、需要も余りない状況にありました。

リーサスを見ると、賀茂地域で食品製造業が最も多いのは西伊豆町の16社で、当町では4社となっており、これらの全てが海産物の加工を行っているわけではありませんが、西伊豆町では鰹節、東伊豆町ではキンメダイの煮つけといったように、それぞれ独自の加工技術により、町の名産品となっております。

本町独自の加工品類につきましては、現在のところ突出したものがないのが現状であります。現在遊休施設となっている旧三浜小学校の活用を検討する中で、施設の一部を事業者試験的に貸与し、食品をフリーズドライ化する機械を設置することにいたしました。

当該事業者においては、本町で収穫できる野菜や果物をフリーズドライし商品化するほか、魚介類についても試作を行っていくなど、本町独自の新たな加工品の開発に貢献したいとの思いから、ご提案をいただいたところであります。

あくまで、試験的な試みではありますが、今後、本町で目指す6次産業化施策においても、極めて意義のある取り組みと考えますので、可能な範囲でご協力させていただき、地場産業の保護・育成、地域活性化の起爆剤となるよう期待を寄せているところであります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 今、フリーズドライマシンの話が出ましたけれども、これが漁業関係者だけでなく農業者のほうにも使えるようなことができるわけですね。これによって独自の加工品ができるという可能性も出てくることじゃないかと思うんですけれども、実際、三浜小学校の跡地を使うに当たって、ここ学校の跡地ということで、いろいろ制約が今まであったんじゃないかなという部分もありまして、認知症カフェの「あまなつ」も今入っているんですかね。利用に関していろいろ弊害が出てくるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう点でやりやすくする方法とか体制というのは今整っているんでしょうか。今、町長の答弁の中だと試験的にという形なんで、例えばそれがうまくいってもすぐに許可申請できるという話じゃないわけですね、今は。その点はどうなんですかね。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今の時点でまだ正式に契約までは至っておりませんが、貸与ということでは契約をする方向で進んでおります。認知症カフェのほうも毎日使っているわけではないので、また、特段競合するような場面も少ないのかなというところで、貸与という方向に予定をしております。試験的にというのは、やはり一事業者でありますので、いろいろと公共性の問題もありますけれども、どれだけ地元の商品の作物、果物等が集められて商品として出していけるかというところも契約期間内でいろいろ見させてもらいまして、当然ですけれども、地域に貢献されるようなことであれば、継続的に利用していただく等のことも考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） その施設の利用についての弊害がなくなれば、確かにやりやすくなるんで、その点が一つ心配だったわけです。民間業者ということで、やっぱり公平性の部分が出てくると思うんですけれども、例えば、町から多額の資金を導入するという話じゃないと思いますんで、民間業者のところに特定の業者に資金注入する、これはやっぱりおかしい話になってしまうので。その業者が継続的に、プラス地元の雇用なんかが増えるような形でいくために緩和できる規制は緩和するというところのバックアップというのが、メインになっていくんじゃないかなと思うんですけれども。

その中で、その事業運営する法人の話は、ちょっと聞いたところによりますと、地元で立ち上がっていくんじゃないかというような話がありまして、地元の人が働く場所も確保できるというふうに非常にこれいい流れだなと思うんですけれども。その辺の話というのはまだできてはいないんですか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 直接は、法人の話はまだ正式には聞いていないです。ただ、それが仮に本当に地元のほうで立ち上がるということは大変ありがたいなと思います。何にしても、この事業が成功するとかというよりも、この事業が一つのきっかけとなって、また地域の活性化につながるということが一番大きいと思いますので。先ほども行政報告でもお話ししましたデスティネーションキャンペーンですとか、石廊崎のオーシャンパークの開園ですとか、様々な事業というのは、それでお客さんが来るとか町が豊かになるという発想ではなく、そ

れがきっかけとなって、これからの南伊豆が発展していくというふうに捉えていただくとありがたいので、フリーズドライの事業も、これがきっかけとなって新たな方向性が出てくる、地域が盛り上がってくればありがたいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 今、町長の答弁にあったように、地区ごとで活性化できる形ができるのいいんじゃないかなというのは非常に賛成です。今回、石廊崎の件も、今回の議会に出てきますけれども、地域の方々が法人設立するといった形で、その地域を盛り上げていこうという形ができつつあるわけですね。今回の三浜小学校の跡地利用に関しても、例えば、それが地元の方々が立ち上げた法人があって、運営を三浜地区の方々が行うような形であれば、これも理想的な話になると思います。

最初に、冒頭に申しました漁業関係者のバックアップという意味では、若手の漁業関係者の方々は南崎地区です。ここにも例えばそういう法人が立ち上がっていくと、地区ごとで盛り上がり非常に活性化していくんじゃないかなというのがあるんですけども、僕の言うバックアップというのは、資金面という、そういうところのバックアップを町のほうで誘導できればな、誘導という言い方が悪いかあれですけども、という形があるわけです。その先には、地域おこし協力隊の話なんかもありまして、前回の質問の中でもさせてもらったんですけども、3月議会の中でですね。雇用期間が3年間という期限が限られているわけですね。その後は自分で働いてくださいねと。要するにその後、自営業者になるのか、どこか勤めに入るのか、もしくは、この町からもう1回出て戻ってしまうのかという選択になるんですけども、その準備をしていくという意味でも、各地区にその事業を運営していく法人があるというのは、非常に心強い形になるんじゃないかなと思うんですけども。そんな形で、これはどう言えばいいですかね、地区の中でどう話を持っていけばいいかというのは、前例があるかどうか分かりませんが、今回の石廊崎みたいな形で、その地区に事業体を設けていくというような話は、これは町のほうでできるんですか。それともそんな前例かというのは今まであったんでしょうか。ちょっとこれ聞いていいのかあれですけども、わかる範囲でちょっと教えていただければと思うんですけども。

○議長（齋藤 要君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

地域の産業の活性化に地域おこし協力隊をとというお話ですけれども、それは非常に有効な手段かと思っております。ですので、今後は、そういった地域からの要望がございましたら、その要望に沿うような形で地域おこし協力隊を採用するということも可能でありますので、そのような方向で検討させていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） ありがとうございます。

じゃ、最後にコメントして終わりたいと思いますけれども、今、地方創生室長のほうからお話があったように、本当にその担当課のほうで抱えている職員になるわけですね。その期間が終わると、どうしてもその後継続的にというわけにはいかないというのがルールですから、何とかその後、活躍の場を見出さなければいけないということです。逆に最初からテーマを決めて雇っていくという形もありなんだなというふうに思いました。

うちの町、これ手前みそになりますけれども、ほかの町に比べて地域おこし協力隊の活躍というのは非常にうまくいっていると思いますので、今後ともその点は期待したいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君の質問を終わります。

ここで10時30分まで休憩といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 漆 田 修 君

○議長（齋藤 要君） 8番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

8 番、漆田修君。

〔8 番 漆田 修君登壇〕

○8 番（漆田 修君） それでは、通告に従い、一般質問をいたします。

通告の 1 から 3 までは、一般住民からの要請の代行質問であり、ごみ問題、水道事業及び糖尿病対策の内容であります。通告 4 は、先の 3 月議会の改正介護保険法関連の質問と、4 月にいただいた計画書との検証の問題であります。どうぞ当局の真摯なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、第 1 番目から、可燃ごみの焼却プラント関連についてであります。

平成 29 年 2 月 17 日、全員協において、広域ごみ処理事業、いわゆる 1 市 2 町によるごみ処理の広域化の事業概略が説明されました。その後、対象自治体の首長の交代や議会の動き、各自治体の議会の動き等もあり、今現在、方向性の一つの大きな転換期にあると思われます。当期事業方式の比較や自治体による広域的事務処理の方法、そしてごみ処理施設整備方法などの詳細説明がございました。事業分野によっては、P P P、あるいは P F I 方式の有用性そのものを否定することはできませんが、現時点の関係市町の動きと当町の対応をいかが認識されているのか、最初に町長のご認識を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ごみ処理広域化に向けた 1 市 2 町での協議経過等については、本年 2 月 15 日の全員協議会においてご説明をさせていただきましたので、その後の経過についてご説明をいたします。

広域ごみ処理事業を進めるか否かの判断については、本年 3 月末までの回答としていたところ、2 月に松崎町から、3 月には下田市から、6 月末まで回答を猶予するよう依頼がありました。

これを受け 3 月 23 日には課長以下事務レベルで事務協議を開催し、3 月 26 日付で回答猶予を応諾する旨通知したところであります。

現時点において、3 自治体の同意をもって、復建調査設計株式会社に委託した「広域ごみ処理基本構想」が策定されている状況にありますが、この基本構想の合意形成並びに広域ごみ処理計画が破綻した場合の考えについては、6 月の下田市と松崎町の回答が出ていない現状において、お答えができない状況にあります。ぜひともご理解を賜りますようお願い申し

上げます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 8番、漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 一応、6月の1市2町の首長会議、あの運営協議会の首長会議とは別ですね。それも判断によるというお答えでありましたが。従来のプランニングでいきますと、平成30年には既に基本設計計画のドキュメンテーションの設計にも既に入っている段階でありますよね。私はそれを初めて認識したのは、下田議会のあり方でありました。当時それは地元の新聞にも報道されました。極めて慎重を要する案件であろうと私自身は感じております。どうか、町長のおっしゃった6月には一つの勇断を決する、意思決定をしなければならないということでありますが、私もそれを見守りたいと思います。

そして、次の問題にいきます。

実は、ごみの収集袋についてであります。当町は緑色の袋で複数の種類ごとに有料で販売し、それをもって可燃ごみの収集袋としております。賀茂郡内の市町の利用状況や町内の袋の売り上げの金額的な内容について最初にお答えください。

そして続けて、田方、駿東の大手のスーパーで買い物をしますと、レジで市町名を聞かれます、あなたはどこの町ですかと。そのスーパーの買い物袋には、あらかじめ自治体の自治体名が印刷されております、複数用意されているんですね。一方、ごみ袋の売り場は非常に安い値段で、まとめて単位20枚ごとですが、その販売も一方ではしているということなんですね。ちなみに、45リットルでいきますと、当町は600円ですが、170円ぐらいなんですね。ですから、自治体と大手スーパーのごみ収集袋の管理関係については、私はよくわかっておりませんが、こうした方法の採用は当町の場合はどうなんでしょうね。不可能でしょうか。それをあわせて2つお答えをいただきたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ごみ処理手数料等については、平成19年2月15日に南伊豆町清掃対策審議会に諮問を行い、同年4月2日には、負担の公平性を図り、ごみ処理事業を安定的に継続していくためには、新たな財源確保が必要であり、一般収集ごみ有料化及び持ち込みごみの処理手数料の改定はやむなし、との答申がなされたことから、平成20年3月定例会において議決を受け、平成20

年10月1日から現在の手数料及び指定袋の取り扱いとなっております。

当該料金改定から既に10年余が経過しており、ごみ処理事業の運営は依然として厳しい状況下にあります。広域化の方向性などを見極めた上で、現下の利用料金及び収集方法のあり方などを研究してまいりたいと考えております。

他市町との比較等詳細については、生活環境課長から説明をさせます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

まず最初に賀茂郡下の状況ですが、1枚当たりの手数料は袋の大きさによって設定されております。大きさの種類の数として、下田市、西伊豆町、河津町、東伊豆町は3種類、南伊豆町と松崎町は4種類を設定しています。一般家庭で多く使用されると思われる45リットル袋の1枚当たりの手数料と販売価格の比較で説明させていただきます。

下田市が手数料30円、販売価格30円、西伊豆町手数料9円、販売価格23円、松崎町手数料18円、販売価格33.4円、南伊豆町手数料17.5円、販売価格30.8円、河津町、東伊豆町では手数料がありませんが、ごみ袋の指定はありますので、両方とも販売価格10円です。

続きまして、ごみ袋の売り上げですが、平成29年度の実績で説明させていただきます。

販売枚数として39万6,400枚、売上額が1,152万9,320円、売上額のうち町に手数料として入った額は654万3,000円であります。

次に、スーパーのレジ袋について、沼津市近辺市町及び伊豆地区の市町について調査いたしました。現在スーパーのレジ袋を利用してごみ袋を出せる市町は沼津市と清水町の1市1町、沼津市では35社、清水町では5社のスーパーやコンビニ等で指定して、その店舗が使用している市町入りのレジ袋であればごみが出せるような仕組みになっております。この沼津市、清水町ともにごみ袋による手数料徴収をしていない市町となりますので、財政的に余裕のある市町になりまして、手数料徴収している本町では実施がちょっと困難ではないかと考えています。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） ありがとうございます。よく調べていただきました。

確かに沼高のボート部、狩野川のね、ボート部から香貫側へ行く途中にプラントがござい

ますね。あそこは燃焼エネルギーでプールを設備したりとかね、幅広くその利活用においては、財政的な比較でいくとはるかに高いレベルの自治体はそういうところまでしているのかということなのですが。先ほど私が提案いたしましたね。そういう動きは、当町の場合は、実際は不可能なんでしょうかね。9年前の清掃対策審議会の実は私メンバーだったんですよ、その当時ね。どうしてそのようにするかという当町の説明を受けました。結局燃焼の、燃焼壁が非常に物理的に摩耗して、それを担えるだけの財源が何とか多方面から調達できないかということの一環で、それを採用したという記憶があるんですよ。

ですから、今現在は委託管理契約をしていますし、依然として物理的な摩耗に対する補償も当然行わなければならないんですが、清水町、沼津方式である程度やって、片方においては袋も売りますよと。さっき言いましたね、南伊豆町17.5円ですが、それをある程度下げて、全体に単位当たり600円を450円にするとかね、500円でも結構ですよ。そういう検討というのはどうでしょうね。部下に研究させるとか、そういうお答えを今いただけませんか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

全くそのとおりで、これはちょっと検討するということも必要なのかなと思います。また、ごみ焼却場は今後どのようなようになるか、まだ方向性が決まっていないますけれども、仮に広域でやることが可能になった場合には、広域で一緒にやっていく自治体と、またこのことも検討していきたいなというふうに考えます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） ありがとうございます。そのお答をいただければ十分であります。

引き続きまして2番目の質問にいきます。

上水道事業のダウンサイジングについてであります。

当該事業のダウンサイジングについては、水道事業の維持管理事務の一部を専門事業者との間で、先ほど行政報告でありましたね、ウォーターエージェンシーであるとか、そういうところと管理委託契約を結んでいるということではありますが、そういった契約を締結して、人件費等にかかわる財政的リスクの軽減や公営企業経営の効率化を目指すものと言われております。本来この種の案件、議論は決算時点で議論すべきではありますが、委託管理契約後の

財政的及び人的省力化の効果はどのように認識、測定されているのか、わかる範囲で結構ですからお答えをください。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町の水道事業においては、地形的要因や集落分布などから、給水区域が点在しており、それぞれに水源や浄水施設、配水池が必要となるなど、広範囲におよぶ施設管理には多くの課題が生じております。

また、飲料水であることから、漏水や設備故障などの対応を迅速に行うため、常に適正な監視体制の整備が求められております。

このため平成26年度より当該施設の維持管理を株式会社ウォーターエージェンシーに、水道料金徴収事務等の一部を株式会社フューチャーインに外部委託しております。

これらの業務委託費については、委託前の人件費と比較すると割高になってはおりますが、水道事業に特化した技術者の確保や適正な管理運営体制が確立されるほか、町内雇用者の増加が図られることなどからも、所定の事業効果は発揮されているものと考えております。

委託費と人件費の比較、委託効果の詳細については、生活環境課長から説明をさせます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

まず、人件費についてご説明いたします。

委託前の人件費としまして、委託前の当時の上下水道課職員のうち上水道に係る職員は、課長1名、係長2名、係員5名、宿直臨時職員3名の合計11名で運営しておりました。各階級の平均人件費の試算から、約5,248万円の人件費でありました。委託後の人件費としまして、生活環境課職員のうち上水道に係る職員は課長1名、係長1名、係員1名の合計3名です。各階級の平均人件費から試算しますと約1,749万円です。この金額に水道施設維持管理委託業務の中の当時の人件費相当分の約4,069万円と水道料金収納業務委託の中の当時の人件費相当分約1,505万円を加えた額約7,324万円が委託後の人件費となっております。委託後のほうが2,070万円以上増加しております。また、委託直後では合計8名だった職員を、従前9名体制で水道事業の安全を守ってきた面もありまして、その9名体制となればこの差は少なくなります。

先ほどの町長の答弁にありましたが、この水道業務は長年の技術と水道施設の熟知が必要であります。水道課に携わる職員の異動が容易でなかったのが今までの現実でありました。しかし、この委託後は技術の継承等が心配なくなりまして、より安全な水道施設の管理がなされているものと考えます。また、委託前の水道関連の役場の雇用数11名に対しまして、委託会社2社の雇用数は14名で、3名の雇用の増加となっております。雇用の増加ということで、委託後の効果があったものと考えられます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 7,324万と5,280円、これは金額的な比較ですがね。その見返りの実効性として、基本的に俗に言う3Eというんですね、経済性、効率性、効果性、そういった3Eの観点から申し上げますと、それが果たして、特にこういったインフラ事業でありますから、住民の飲んでいる水ですよ、それに対する安全上のものが担保できるのか、そして、先にも差田地区、吉祥地区でありました簡水が破裂しましたね。それは従来であれば直営の技術者でもって、どの部分でどういう施工をしてどういう状態であるか頭に入っているわけです。ですから、すぐ水道事業者に手を打てるとか、そういう利点があったんですが、例えばウォーターエージェンシーでありますと、私、人的な構成はよく理解しているつもりであります、即手が打てない面も実はありますね。ですから、多少遅れてしまって対応したということも実はあったと思います。たしか1年ぐらい前の出来事ですがね。

ですから、そういったことで、効果はどうですかといったときに、直営でやるべきものが、その安全性が担保されたという部分の要素が非常に多いから、それに対する安全、住民の皆さん安全ですよ、というところから切り崩すしかないなと思うんですね。ですから、それはそれでいいですよ。そういう認識で、私もおりますんで。それはわかりました、結構です。

実は、副町長が当時所管しておりました水道課の業務係というのがございまして、当時、私は会計監査役でございました。室長の監査で、当時、外局でしたので、そちらへ訪問して、財務監査と業態監査をしたんですね。財務については間違いなくやっておりますが、業態監査について、請求事務を効率化し、そうした余ったパワーを別な業務、次元の高い業務に振りかえるべきだという旨を提言した記憶がございます。当時、今の副町長が所管しておりました、記憶されていると思うんですがね。ですから、そういったことで、さっき言いましたウォーターエージェンシー、それからフューチャーインの外部委託管理契約がある程度もう

既に緒についたと、皆さん理解していると思うんですけどもね。

そこで、実はある町民から、2カ月に一遍だと金額が大きくて困るというわけ。毎月やっ
てもらってね、小さい金額をどんどん払うほうがいいんだよ、何とかならないかという話が
実は私に来たんですよ。当時のことも私のほうでわかっておりましたから説明したんですけ
れども、ちょっとまだ理解し切れていないんですね。ですから、ダウンサイジングのことも
当然その中には配備しなければなりません、当局のお考えは、その辺のその読みというん
ですかね、思考の弾力性というのはございますか、全くだめでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現下の料金算定につきましては、平成19年3月19日の南伊豆町水道料金等審議会に諮問し、
同年11月9日の隔月検針及び隔月徴収の答申に基づき、平成19年12月定例会を経て条例改正
を行い、平成20年4月1日から施行されております。

当該条例においては、同審議会の答申に基づく中で、大口使用者及び生活困窮者対策とし
て隔月検針・毎月納付の対応を明記されております。

引き続き利用者の方々からご意見・ご要望等を伺いながら、利便性の高い納付環境を提供
できるよう対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 町長、ありがとうございました。

即この場でノーという返事ではなかったので、それは期待しながら、もう1個あるんです。
通告に実はなかったんですが、関連質問で、これは課長答弁で結構ですから。公営企業会計
の、これは資本的支出の関係と、それからあと、それに伴う当期末処分利益剰余金が過去2
年計上されていますね、プラスでね。ですから、値下げの意思はあるのかないのかについて
お伺いしたいんですが。

予算では、当初予算、当期末処分利益剰余金が2,400万計上されております。昨年度の決
算議会でもそれに近い数字が出てあるもんですからね。それは公営企業会計の変更に伴う内
部的な会計処理で、実質的な利益では、売り上げ総利益のタグに属する利益ではないんです
ね。ですから、といって資本的支出に一般会計から繰り入れるのは毎年四千数百万でありま

すが、実は地方交付税の基準財政額の算定の段階で、各市町の保有する水道の設備能力に対する全体的なキャパシティと、それと、単位費用を乗じますと、約800万円ぐらいの基準財政措置がなされるわけですよ。ですから、それが通常の一般会計を繰り入れする当然の金額なんですよ。ですから、いろんな担当者が4,000万も一般会計から出しているというけれども、実質は3,000万ですよ。

ですから、そういうことを考えたときには、ある程度、困ってから値を上げるということじゃ、全く行政の長としてもトップに立てませんからね。その中で頭を使って、じゃどうするかということを考えて、過去3回、小さい小幅の値上げをしていますね。ですから、その辺の考えはいかがなんでしょうね。既存のプランも計画もありますけれども、課長、どうなんでしょうね。

○議長（齋藤 要君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

本年度、29年度の決算はまだ終わっておりませんが、概ねの金額のほうは出ております。そういった収支の状況を見ながら、南伊豆町の水道事業ビジョンというのがありまして、その収支の状況を見ながら検討していきたいということで考えております。一応予定では、水道ビジョンの中では平成32年に検討という形になっております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 了解しました。

それでは、3番目の生活習慣病としての糖尿病の状況と行政健診について質問いたします。

近年の国保のレセプトの統計資料として、静岡県東部、とりわけ賀茂郡の糖尿病疾病率が高いと聞いております。このごろのテレビコマーシャルで、塩糖脂、塩糖脂と繰り返し言った画面がよく目につきます。国保財政を圧迫する大きな要因としての透析ですね。その源は糖尿病であると言われており、その予防対策は急務であります。

そこで、県及び郡下における当町の疾病ランクはどの位置にあるのか。そしてなぜ率が高いのか、それは知り得る限りで結構ですよ。それを最初にお答えください。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

糖尿病は、血液中の糖が増え過ぎて全身に影響を与える病気であり、特に三大合併症と呼ばれる「糖尿病神経障害」、「糖尿病網膜症」、「糖尿病腎症」は、放置すれば必ず進行する疾病であります。

また、脳卒中や心臓病、認知症のリスクが高まり、加齢に伴う機能低下なども糖尿病のない場合より進行が早まることが知られております。

町の国民健康保険医療における平成29年3月診療から平成30年2月診療までの糖尿病を主病としたレセプトデータを分析いたしますと、1人当たりの費用額と受診率では、町1万404円で42.62%、賀茂地域では1万816円で43.74%、県全体では1万777円で51.4%となっております。

一方で、1件当たりの費用額を見ると、町2万6,476円、賀茂2万4,619円、県2万1,076円であることから、比較的症状が進行してから医療機関で受診するという傾向があるものと推測しております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 町長、ありがとうございます。大変細かく言っていて、ありがとうございます。

そこで、町の行っている健診の話に移りますが、次に、保健事業と介護保険事業等で各地の健診がなされております。そこで、がん検診やウイルス感染症対策の健診等が大々的にされておりますが、糖尿病検診はどのようになっているのでしょうか。今年の4月より郡内の市町による糖尿病対策組織、この名称をちょっと私覚えていませんが、そういった組織が創設されると聞いておりまして、そしてその組織の中で、そういった健診も含めた保健師であるとか栄養士の方々が、1市5町のある組織の同一程度について検討するということですが、その動きはどうなっているのか、具体的にちょっとお教えいただけますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成20年度から高血圧症、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣に起因する疾病に着目した「特定健康診査・特定保健指導」が医療保険者に義務づけられ、それぞれの保険者が加入する被保険者の健康管理に積極的に関与することとなり、本町におきましても、健診並びに健

診結果に基づいた保健指導を実施しております。

新たな展開といたしましては、本年2月19日に賀茂地域1市5町をはじめ賀茂医師会、賀茂歯科医師会、賀茂薬剤師会並びに静岡県を加えた「賀茂地域における住民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指す」とした基本協定書を締結し、広域連携による事業を進めているところであります。

この事業の取り組み分野は、住民の健康づくり、介護予防、疾病予防及び重症化予防が中心となるもので、初年度の取り組みとしては、1市5町の保健師、栄養士による「糖尿病等重症化予防チーム」を設置、慢性腎臓病の重症化を防止するため、訪問や面接指導をはじめ、かかりつけ医や、糖尿病専門医並びに歯科医師、薬剤師と連携した保健指導事業を展開するものであります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） もう一つ質問したと思いますが、健診の内容について。じゃ、もう一度質問します。健診の内容も今あわせて質問したんですが、従来のB S健診がございまして、これは病院に入院すると、移入先で血液を検査ノズルにくっつけると数字が130とか180と出ますよね、B S健診ですから。それですと、直前の食事で度数が上がるんですね。ですから、本来であれば血液を採取してヘモグロビン中のC S 1方式が本来は望ましいんです。ただし、この方式ですと、血液センターに持って行って、ちょっと時間がかかるんですね。またお金もかかると思いますが。そういった健診に対する経済的なものは幾らであるとか、方法についても、担当課長がいいですね、これ説明してください。

○議長（齋藤 要君） 健康増進課長。

○健康増進課長（渡辺雅之君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁でもありましたとおり、平成20年度からそれまでの基本健康診査から、医療保険者が実施する生活習慣病に着目をした特定健康診査、特定保健指導というものに移行しています。この中で、糖に関する検査については、生化学検査で、血液検査でシリンドー1本、そしてH b A 1 c 検査、こちらで、シリンドー1本で合計2本の採決をさせていただいております。この中でH b A 1 c 検査を選択したのは、過去1カ月から2カ月間の血糖の状態を食事に関係なく検査できるというところに着目しまして、国では血糖、もしくはH b A 1 c 検査、どちらかでよいよということですので、H b A 1 c をうちのほうは採

用しています。

それで、一番は負担金の問題ですが、国民健康保険では一部負担金500円で実施しています。実際には6,750円くらいかかるものですので、かなりお得な健康診査ということにはなっています。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） ありがとうございました。特定健診の中にそれが含まれているという、その理解が足らなくて申しわけなかったですね。ですから、それは了解しました。

そこで、今糖尿に対する全体の状況がわかりました、1番目で。2番目では、行政はどういう健診をして予防対策しているかも理解されました。

それでは、具体的に糖尿にきく、非常に糖尿の方、私たちの周りにたくさんおりますが、糖尿によくきく野菜として、私は先の3月議会で温泉熱利用とあわせてエゴマの話をしました。ここに実はちょっと用意したんですが、「村ぐるみで糖尿病撲滅に成功したヤーコン村の奇跡とは」というレポートがございます。これは後ほど担当課の方にはお渡ししますが、その中で、ヤーコンの効能中、実はオリゴ糖の王様であるヤーコンと言われておりますが、その効能中血糖値の上昇の抑制を大きく取り上げられており、栽培の容易、簡単であるということですね、容易さや、芋は食し、葉っぱはお茶、芋部分を用いたヤーコンの粉を開発でき、健康と結びつけた産業として非常に注目されているということでもあります。

そこで、実はここから町が関係するんですが、伊豆急から無償で譲り受けたゴルフ場跡地の農場がございますね、町営農場ですが。そこに現在、管理委託栽培している農地に同じお金を払うのであれば、種苗農場、種ですね、種苗農場栽培の拡大、その栽培をお願いして、翌年収穫した後、町内の遊休農地でそれを無償でもいいです、何でも、1本から大体3つぐらいとれますんで、生姜と同じです。それをこうばらばらとまいて、遊休農地にヤーコンを栽培してみたらどうかという提案なんですが。実は私はちなみにですね、毎年東小学校の児童と芋の植栽をしておりますが、そこに200本植えてみました、200本ね。その結果、栽培の結果どうなるかちょっとまだわかりませんが、そういったことも含めて、町長の前向きなご答弁を賜りたいと思うんですが。できなければできないで結構です。今、その場で言わなくてもいいですよ。検討するでもいいですが、ご答弁願います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

砂糖や果糖、炭水化物のブドウ糖を食すると、腸内で吸収されることで血糖値は上昇します。

血糖値が上昇するとインスリンが分泌され、血糖値を抑制しようと働きますが、インスリンは脂肪を蓄えようとする働きを同時に行うため、血糖値が急上昇すると太りやすくなるのが体のメカニズムであります。

ご指摘のヤーコンにつきましては、水溶性食物繊維やフラクトオリゴ糖が豊富に含まれた食材として知られており、中でもフラクトオリゴ糖は、低カロリーかつ体内で消化吸収されにくい性質を持ち合わせていることから、血糖値が上がりにくく、インスリンの分泌を抑える効果があると言われております。

この低カロリーかつ糖の吸収が穏やかな食材であることを考えますと、ダイエットに適した食材であると考えられます。

しかしながら、スーパーなど市販されているヤーコンは余り見かけないことから、一般的には普及していないのが実情であると思料されます。

ヤーコンの栽培拡大に関するご指摘につきましては、大変参考になる提案だと思いますが、現下における吉祥地区体験農園の運営においては、その使途が異なっておりますので、今後の課題と捉え、検討してみたいと思います。

西伊豆町の一部地域では、地区を挙げて栽培に取り組んでいると聞いておりますので、生産者の方々や農業振興会、J A伊豆太陽、賀茂農林事務所などからもご意見やご指導を仰ぎながら、地場産業として定着でき得るかなど、可能性についても調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） どうぞ、ご検討のほどよろしく願いいたします。

最後の質問に入りますが、介護保険の第7期の支援事業についてであります。

先の3月議会において述べたように、改正の大きな論点であった取り組み及び目標設定の中で、2025年に向けて段階的に構築することとしたが、今、私が手にしておりますこの計画書ですね、このピンク色の表紙の計画書ですが、これはいただいたのは4月なんですね。そ

の計画書の中を見ますと、地域包括ケアシステムを段階的に構築しようとする内容がここに書かれております。これが6期、7期継続して主なポイントである包括ケアシステムの構築ということでありまして、これは、コンセプトは何かということになりますと、高齢者が可能な限り住みやすい地域において、その保有する能力に応じて自立した生活が送れるように、介護であるとか医療であるとか介護予防、そして住まいですね、こういったものを継続的に、包括的に確立しようということが、このコンセプトなんです。

この計画書をいただいた後、3月議会の質問等の検証をしてみました、私が3月にした質問とね。そうしましたところ、3点ほどちょっと理解し切れないところがああったんですね。それについて質問要旨の1、2、3の順番で質問いたしますが、第1点目は、制度が創設されて18年になろうとしておりますが、介護保険の土台をなすお金と人で行き詰まっております。これは厚労省の老健局の介護保険計画課というところが指導して、各自治体に行政指導しながら事を進めておりますが、その中でも、実は厚労省もお金と人の問題も上げているんですね。実際にフン詰まっている。そのためには財政をどうやって抑制しますか、それを自治体と相互に連携しながら個別の施策を展開しているというのが実態であります。

そういった中で、この4月から従来、訪問介護や通所介護のほかの介護予防給付として給付していたが、市町村総合事業、予算的には一般会計のほうであります、総合事業として提供され、訪問介護や通所介護の基準を緩和し、住民の補助で行おうとする生活支援サービスを提供することで財源の抑制を図ろうとしております。後ほど、この計画書の中の地域総合事業の内容については質問いたしますが、こうした施策を強化していくことが、逆に従来に比べて介護サービスの質の低下を来し、結果的には財源の上昇を招くことも懸念されるのであります。こうした施策の財源抑制の効果は大きくは期待できず、焼け石に水といった感じがせざるを得ません。現状として介護保険制度予備軍である75歳以上の後期高齢者が増加し、それを支える生産年齢層が減少していく以上、長期的な展望に立った改革が、これは国も含めてですが、求められているところであります。

先週、静岡県の後期高齢者、それから高齢者ですね、その順位が発表されました、静岡新聞ですが。賀茂郡の1市5町がベスト9に入っているんですね。南伊豆町が高齢者で2番です。75歳は3番目なんです。ですから、そういう状況が、西伊豆もそうですが、やはり生産年齢人口がそれだけ減るということは、後期高齢者人口の順位を上げるという結果になっているんですね。ですから、そういったことがこの数値として裏づけられているということでもあります。

そこで、厚生労働省の計画のための指針というものがございます。これは介護保険の計画課のほうで出しておりますが、そこで、自治体ごとに異なる基本的な考え方やポイント、理念の目標などについて改めて簡単な説明を求めるものでありますが、ここに書いてありますけれどもね。ここに書いてあるんですが、ちょっと理解し切れない、私は理解し切れないんです。それを簡単にご説明ください。

そしてあわせて、計画書の40ページと54ページの欄にビフォアアフターの経済的な実効性についての質問をそこでしますが、40ページのほうは、介護の1から5、そして要支援の1から2、それぞれの業務が書いてあります。そこで、施設サービスのほうの要支援は今回総合事業に一昨年の秋に移行しましたね。ですから、それはここに記述されていないんですよ、この計画書の中には。ですから、そういったことと、実は54ページの新たな総合支援事業、これは改正後の指針の中で計画として上げております。ですから、それとの財政抑制の実効性に対する検証、行政評価です。それを当局の認識を問います。これはちょっと難しいんですがね。なぜかという、本来はこの次の決算議会が1回転の終わりなんですね、丸々12ヶ月。その前は秋口なんですよ、一般会計の補正入れてますが8千万ですからね、片方は介護保険、減額していますから。そうすると、そうしたときの前の数字との比較が、ちょっと切れ目がわからないんで、その辺のところ。アバウトで結構です。ちょっと教えて、その辺をお答えいただけますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

厚生労働省による指針については、高齢者の自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化推進、「我が事・丸ごと」地域共生社会の推進、医療計画との整合性及び介護離職ゼロのサービス基盤整備などがポイントとして上げられております。

次に、第7次介護保険事業計画であります。国の指針に基づく中で、医療計画との整合性や介護離職ゼロを目指し、介護給付等のサービス料を推計したもので、町の課題等を踏まえた計画のポイントとしては、5つの項目を上げております。

1、「関係機関と連携した高齢者の健康づくり、生きがいづくり、介護予防等の取り組み」、2、「法的サービスと合わせた地域の見守りや多様な支援の構築」、3、「認知症高齢者及びその家族や住民に向けた認知症施策の充実」、4、「介護の重度化防止・介護医療の連携及び家族介護の支援策の充実」、5、「介護事業所等との連携強化及び介護給付適正

化事業の展開」、以上の5項目であります。

次に、基本理念であります、「高齢者が自分らしく自立した暮らしを送れる生涯活躍のまち」を掲げ、「高齢者が住みやすいまち」、「安心して介護サービス等が利用できるまち」、「健やかに生き生きと暮らせるまち」の3つを基本目標として、健康づくりや介護予防、生き甲斐づくり、社会参加の促進等に取り組むとともに、介護や支援が必要になった場合には、介護保険サービスを初めとして、住民やボランティア、NPO等による多様な支援やサービスをもって、高齢者が自分らしく自立した暮らしを安心して送れる地域包括ケアシステムの構築を推進することとしております。

また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業における財政抑制の実効性については、平成28年4月から総合事業に取り組んでおります。

平成28年度においては、要支援認定者は介護予防訪問介護、いわゆるヘルパーや介護予防通所介護、いわゆるデイサービスの予防給付を受け、年度途中の更新等を契機として、総合事業に切りかえを行っております。

また、平成29年度の年度途中からになりますが、シルバー人材センター会員による訪問型サービスAや介護事業サービス事業所による通所型サービスAが始まりましたので、少しずつではありますが、要支援認定者や総合事業対象者の方々も、地域の多様なサービスを利用し始めたところであります。

加えて、従来の訪問介護や通所介護の単価に比べ、通所型・訪問型サービスなどは安価設定となっており、要支援認定者の全てが当該サービスの利用者となりますので、地域支援事業費はアップするものの、予防給付費は減少することなどから、特別会計上での抑制が図られるものと認識しております。

また、社会保障と税の一体改革においては、国保の広域化、介護保険料の低所得者対策をもって、当該プログラムは完了し、消費税10%への引き上げを残すのみとなりました。

団塊の世代が2025年には75歳に到達し、2040年代には現役世代の急減という局面にシフトされてまいりますので、国においては、新たな社会保障ビジョンを示すことが求められており、本町においても今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 町長、ありがとうございました。実は、次の質問の一部まで、ご説明

ありがとうございます。

次の質問は、新しい介護予防と日常生活の支援総合事業、これは町長も一部触れましたね。従来の訪問介護とか通所介護の予防給付と介護予防事業が結合するとともに、高齢者へ多様なサービスを提供することを目的に自治体独自の対応の専門、訪問型・通所型のサービスの展開が図られる仕組みとなっていると記述されております。これはこの計画書のほうにも、同じことが書いてありますね。

ですから、そこでさっき言いました総合支援事業、これ54ページなんですけど、その中で多様なサービス、そして多様なサービス、これは通所型の中でのになりますが、そして訪問型の中で多様なサービス、それぞれAからあって、AからCに分かれておりますが、今その一部についてちょっと説明されましたね、町長ね。ですから、それが何であるかということを実はここで聞きたかったんですが、それは結構です。ちょっと時間がないのでね、これははしります。これはよく読めば、私でも理解できるんじゃないかと思うんです。そうさせてもらいます。

実は一番最後の問題に、ちょっと質問に入らせてもらいます。

P D C Aのサイクルの活用については、先の3月議会でも質問しており、高齢者の福祉施設を円滑に実施する方策の中で、計画の進行、管理体制で次の計画に生かしていくことのプロセス、P D C A、プラン・ドゥー・チェック・アクションですね、その管理の循環サイクルと言っておりますが、そういったプロセスで用いられているものであります。

事業の支援計画の中で、取り組み及び目標記載で示される目標値ですね、P K I と言います。目標値に対し、なぜ達成できなかったかを分析し、改善方法を検討し、次の計画につなげていくこととしたのであります。これは計画書に書いてありますが。その当該計画書によると、南伊豆町高齢保健福祉計画等の推進委員会、これ策定委員会がそのまま推進委員会になるというふうにちょっと聞いたんですけれどもね。10名のメンバーが改善を必要に応じて、事業の改善を図りながら実効性のある計画を目指すとあります。その策定委員会の設置要綱、設置要綱というのがございます、後ろのほうに。設置要綱がございますが、その中の第2条の協議事項の（2）で、介護保険事業に関することと取り決めがありますが、第7期の個別年度の決算認定時点で、次の議会でありましたが、その実績値が表示されますが、P K I と大きく乖離した部分についての再検討は、次年度の予算策定、ヒアリングに間に合わないというふうに思料されますが、3期ごとの期別計画と単年度の予算策定サイクルと修正について、当局はどのような認識をされているのかお答えください。単年度でまとめてや

るのか、単年度でその都度目標値を変更するのか。しかも、それは策定委員会でやるのか、そういったことも含めてちょっとお答えいただけますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成29年度の評価については、地域支援事業の過渡期であり、第7期の介護保険事業計画を策定したばかりであるため、高齢者保健福祉計画等推進委員会の開催は行わず、平成29年度決算を参考としながら、計画に基づき次年度予算を編成する予定であります。

次年度においては、平成30年度決算後に、高齢者人口、認定者数、介護普及費などの情報を「地域包括ケア見える化システム」を活用しながら分析し、高齢者保健福祉計画等推進委員会をもって、第7期介護保険事業計画に係る目標達成に関する評価を実施するとともに、その評価結果を次年度予算の策定に反映させてまいります。

また、平成30年度から開始される「保険者機能強化推進交付金」においても、PDCAサイクルの活用による保険者機能強化の項目もあることから、計画的に第7期介護保険事業計画の見直しを進め、介護保険事業のさらなる充実を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） よくわからなかったんですが、町長、ということは、毎年目標値と乖離した場合には、予算のヒアリング段階で修正の予算を新たに打つという理解でいいんですか。課長、ちょっと。

○議長（齋藤 要君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

今、町長のほうから申し上げた内容ですけれども、本年につきましては、30年から、この計画始まっておりまして、この30年の実績をという、いや修正をということではなくて、基本的には来年度、今年の30年度の実績を5月末締めで締まりますので、その時点で修正をかけるための推進委員会、検討委員会というのを設けさせていただいて、次年度に向けての9月以降の予算に反映していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） わかりました。

ちょっと理解の度合いが遅くて申しわけないんですが、結局行政型、この中には非常にたくさんさんのPKI目標値が設定されていますね。ですから、ここで言うところの地域包括ケアの強化法が改正になりましたよね。そして、その総合事業として、各個別の事業がばらばらとその総合事業の事業の分類の中に割り振られているんですよね。その中においても、非常に細かな、網がけしてありますが、PKIの数字がたくさん書いてあるんですよ。例えば、サロン事業というのがありますね、各地区を割り振ってお年寄りが集合して、ある事業をしてお帰りになる、そういったところの数字まで実は入っているんですよね。ですから、年度別で、向こう3年度ですが。

そういったことをその都度委員会で、さっき言いました推進委員会で皆さん集まって、これはどうだ、これはどうだと一個一個吟味されるわけですよ、具体的に作業として。ですから、そういったことを誰がその担当の部局を取りまとめて、実は今年度の第7期の第1年次目にはこうでしたということ話し合いされるんですよね、具体的には。事務としては。

○議長（齋藤 要君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

実績につきましては、それぞれの各実績をもとに提示をいたしますが、もともと母数が南伊豆町の場合少ないものですから、ほかの大きな市町ですと、個々にやった場合にそれほど波を打たない実績に毎年年度が来ると思います。南伊豆町の場合、母数が余りありませんので、個々で見えていくと、かなり波を打つケースが、今年の事業実績、来年の事業実績ということで波を打つケースがありますので、それをもとにしながら全体としてどういうふうな事業実績だったかと。個別というよりも全体ということで推移を見ながらということで考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） これで終わりにしますが、今回の介護保険法の改正の大きなポイントは、自立支援と、それから重度化防止、これが大きなポイント、厚労省は一番それを言っています、掲げておりますけれどもね。それに即した各自治体が介護に対する需要度であるとか、自治体の規模であるとか、全てが異なっておるわけですよ。ですから、これを読ませ

ていただいて、ちょっと私、先ほど申し上げた３点だけわからなかったんで一般質問させてもらったんですが、ある程度理解しました。

ぜひとも今後とも努力して頑張っていただくように期待しながら私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時３０分

再開 午後 １時００分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 谷 正 君

○議長（齋藤 要君） ４番議員、谷正君の質問を許可いたします。

谷正君。

〔４番 谷 正君登壇〕

○４番（谷 正君） 通告書によりまして、２つほど質問をさせていただきます。

まず最初に、文化財指定とまちづくりの現状、方向性ということで質問させていただきます。

まず最初に、文化財の関係ですが、現在、町指定の文化財につきましては、指定はゼロということで、これは前にも私、質問しましたし、それから同僚議員も質問しているんですが、現在、県と国の指定ですと１４ありまして、国のほうが５、県が９で、そのうち１つの文化財は県と国で両方がダブっているやつが１つあるので、実質１３、県と国が南伊豆町にある文化財の指定になっていると。

そういうことを踏まえまして、平成３０年度当初予算で、私は少額と見ているんですが、文化財の指定事業によりやく入ったという予算上のこともあるものですから、そちらについて

の質問をさせていただきます。

まず最初に、文化財指定のロードマップ、タイムスケジュール、これは当然、町の指定、それから県のもの、国のものについても一括で、担当部局で考えていると思うんですが、そちらのほうのロードマップとタイムスケジュールがありましたら、答弁をお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

町指定の文化財につきましては、昨年度末に、彫刻4件、絵画2点を当町として初めて指定し、町内文化財保護活動推進の足がかりとしたところでございます。

ご質問のロードマップ、タイムスケジュールにつきましては、いつまでに何点を指定する等の具体的なものは今のところございません。

町内にはまだまだ素晴らしい文化財が数多く存在することから、今後、それらの洗い出しとともに、そのようなものの作成を検討し、計画的かつ効率的に指定業務を遂行していきたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） その中で、今、教育長が、昨年度末に町の文化財の指定をしたということですが、そちらについて、指定は指定として、指定しっぱなしのわけですよね、実際。それについて当然、その指定された文化財について修繕とか修復とか、そういうものが当然出てくると思います。これは町の指定もそうですし、県・国の指定もそういうものが必ず出てくると思うんですが、それらについての、解消、今、教育長が答弁されました町指定のものについて、もうそれだけで指定は終わるのか、まだほかに、指定する候補のものがあるのか。その指定後のその町の4件を含めて国・県の指定のものについて、今後もその指定のもの、ここにありますがけれども、平成30年では補助金として50万の、19節で補助金が計上されているんですが、そういうものを含めた中でのお考えというのはどのように考えているかをお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えをいたします。

まず、谷議員の1つ目のご質問で、この後の指定の関係ですね。まだあくまでも、腹案といいましょうか、どれどれをやっつけようというあれはないんですけれども、この後のご質

間にもあったんですけれども、この後の指定のプロセスが、うちのほうでというか、事務局のほうである程度ピックアップをして、文化財保護審議会のほうに教育委員会が諮問をして、それから答申を受けて町の文化財になっていくというプロセスを踏んでいくのが、今までのパターンでありました。

その中である程度うちのほうでも腹案を持っていなければならないというところのレベルなんですけれども、前にもお話ししたことはあるかと思うんですけれども、幾つかの腹案はあります。ただ、それが必ずそういうふうになっていくのかというのはまた別問題だと思います。それはございます。

あともう一つですけれども、予算の関係ですね。当然のことながら、町の指定文化財になっていては、修復とかの場合に、文化財保護のために補助金を支出するというケースは想定されます。また、ほかの市町でもございます。それを受けて、当町におきましても、南伊豆町指定文化財保護等事業補助金交付要綱というのを昨年度末に制定をしております。これに基づいて、今、谷議員もおっしゃったとおり50万円の補助金のほうをつけていたんですけれども、この要綱でとりあえず国・県の指定文化財、そちらにつきましては総事業費から国・県の補助額を差し引いた金額の2分の1を町が補助しようという形になります。残りの2分の1は所有者のほう、そちらのほうの負担という形になります。それ以外のもの、町の指定文化財も含んでなんですけれども、考え方は、総事業費の半額を負担しますという考え方で。ただし、それにつきましては上限がございまして、上限が50万という形で今のところ要綱上は制定をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） そうしますと、平成30年度で補助金50万ということになりますと、1点当たりのものについては、上限の50万を予算計上してありますよという認識でよろしいですか。

○議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えをいたします。

基本的には今、議員がおっしゃったとおりですけれども、修繕とか、物によっては、例えば20万でおさまるケースというのもございますもので、あくまでも上限として50万円のものを想定したというところでございます。また、今後そういう要望というか、補助金の交付の

申請が出てきた場合には、予算のあれもありますけれども、検討はしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） そうした場合に、国・県でも当然、文化財の指定の補助金というのがありまして、基本は国・県が出すものもありまして、それからもう一つは、いろんな民間の文化事業団とかなんとかの補助金の枠が、会社なら会社がその文化的な事業の一環としてそういうものにも補助するよというような事例もあるんですが、町の指定と国・県の指定、町が50万出したよと、仮に100万かった場合、上限が。あと国・県が25万ずつ100万で、地元の負担がゼロだよという、そういう発想というのは現時点ではお持ちですか。

○議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えをいたします。

基本的に国・県の指定の文化財、そちらの場合に当然のことながら国・県が補助金を支出するというケースを想定していますけれども、今、議員のおっしゃっていた民間のやつというのはちょっと想定をしていなかったんですけれども。その場合にも、ただ、文化財法という面では何らかの対応というのはしなければならないというふうには考えていますけれども、具体的に申しわけございません、その対処方法というのは、今のところは未定でございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 民間の会社というのか事業者が、その経営者なんなの、一つの会社のコンセプトとして、いや、私たちは地域の文化財に対して補助金を出すんですよ、そういう事業がありますよと。これは文化財だけじゃなくて、スポーツ振興なんかでもある程度お金を出すというような会社、これはいろいろ財団をつくって、そちらに会社の利益から一旦支出して、それを出すというような形態もあるわけですので、そういうものを今、局長の言うには、想定はしていなかったということですが、これはですね、そうすれば地元の、南伊豆なんかで、ちょっと言い過ぎかもしれないですけども、後からまた細かい質問をしますが、ようやく地域でそれを長い間守っているという集落単位でやった場合、結構あるわけですね。それで、辛うじてそれが存在しているというような。そういうものについて

は、そういうものをミックスして、町、それから国・県、民間の厚生事業団、財団のものを適用すれば、地元の負担というのはゼロなんです。事業が違うんですが、宝くじなんかの助成でも、そういうのが現実的に南伊豆はほかの事業でもらっているのがありますよね。

だから、そういうものを、ちょっとそれはアンテナを張っていただきたいと、これは答弁要らないです。それはお願いしておきます。

それから、もう一つ、これからの計画がまだはっきり定まっていないということなんですが、これについて、南史会等に今までの文化財の補助事業等を委託して、町文化財に指定された文化財の保護等をするものに対して、先ほど局長が言いました、予算の範囲内で補助金を交付するということになっているんですが、これは南史会を通さないと補助金というのはしないということになって、いや、そうじゃないよということですか、それはどちらですか。

○議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えをいたします。

南史会を経由するというあれはございません。先ほど申し上げたのは、町の指定文化財になるがためのプロセスという形です。それは南史会ではなく、南伊豆町文化財保護審議会という、そちらのほうを教育委員会から文化財保護審議会のほうに、例えば、どこからかの団体がこれを文化財としてどうでしょうかという形で上がっていきます。それで、教育委員会のほうで文化財保護審議会のほうに、これを文化財として上がってきましたけれども、どうでしょうかという形で諮問をかけます。それで文化財保護審議会のほうで会議を開いて、それがふさわしいのかどうなのかを教育委員会に答申してくると。それで最終決定は教育委員会のほうで行うんですけれども、そういうプロセスを踏んでという形になりますもので。これが南史会イコールという形ではございません。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔４番 谷 正君登壇〕

○４番（谷 正君） 平成30年度のいわゆる予算の説明書の中に、ちょっと私、３月の質問は、委員会委員長をやっていたもんですから質問の機会がないもんですから、ここで質問させていただきますが、今、町史編纂事業をやりまして、予算が町史編纂事業の中で108万の委託を、これは当然南史会に委託すると思うんですが、その町史編纂が今まで２回ほど出して、今度２年ほどかけまして、資料も第３集、産業編ということを発行するというところで、これでとりあえずは町史編纂というのは終わりなのか終わりじゃないのかということが１つ

と、それからもう一つ、この町史編纂の中に、文化財の保護に対する、後からまた細かい質問しますけれども、文化財の調査、どういうものがあるかという調査が含まれているのか含まれていないのか、そこの2点をお願いします。

○議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えをいたします。

まず、1つ目のご質問ですが、町史の編纂は第3巻で終わりなのかどうなのかと。ちょっとなかなか答えにくい部分もあるんですけども、うちのほうの予定といたしましては、産業編があつて、その後、通史編というのも一応やっていこうかという考えは持っております。ただし、この辺につきましてはかなり、町史の編纂については、お金のほうもかかるお話なもので、やれますというところは言えないんですけども、教育委員会としては、一応そういう計画になっているという答弁でご理解いただきたいという部分が1点と、1点目はもういいですか。

2点目の調査のお金が盛り込まれているかというところなんですけれども、今のところ、この産業編を今度、町史の中で出す予定なんですけども、南史会さんとある程度の下打ち合わせをしているんですけども、ある程度の資料は既に持っているというお話ですから、とりあえずは若干の調査は、その南史会さんのほうでは当然のことながらやるかと思っておりますけれども、そういう部分も委託料の中には含まれているというふうに捉えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 批判をちょっとさせていただきますけれども、一般的な町史編纂というのは、古代、近世とか中世という枠で、それから近代とか現代というような枠の中で町史編纂というのをやるんじゃないかなというふうに、私は私なりに思っていたんですよ。それが南伊豆の場合はちょっと違うんじゃないかなという感じなんですけども、そうすれば、南伊豆古代という、日詰遺跡だとか縄文だとかからのやつは年代別に当然出てきますよね、そういう形になれば。だから、そういう形なのかなと思っていたんですけども、若干違うという認識でよろしいですか。

○議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えをいたします。

今、議員のおっしゃったことを恐らく今後予定されているだろうと、通史という部分に出

てくるかと思うんです。それで、今まで教育委員会が発行している町史なんですけれども、資料編という名前がついているんですよ。その中で寺院編、神社・石造物編かな、それで今度、3巻の産業史というところで、確かに議員のおっしゃるとおり、ちょっと違和感があるなというのは私も思っていたんですが、その中で、ほかの業者さんにも相談というか、この町史編纂に対して相談をかけたことがあるんです。そういうやり方もないわけではないというようなご意見もいただきましたもので、既に第1巻、第2巻、そういう形で来ておりますもので、そういう方向性でとりあえずは進めていきたいと、かように考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） それで、先ほど答弁の中で、平成30年4月1日施行の南伊豆町指定文化財保護等事業補助金交付要綱というのがありまして、ホームページにはアクセスすれば出てくるんですが、これを紙、ペーパーで配布するという考えはありますか。というのは、仮にそういう南伊豆町の保護団体だとか何がしがやった場合、全部がホームページにアクセスできるというようなことじゃないわけですよ。各集落、区長さんなり何なりが恐らくそういうものを会長さんなり何なりに、郷土芸能の保存会みたいな形になると思うんですが、そういうものを、こういう施設がありますよという、先ほどいわゆる局長が答弁したような上限50万のものがありますよという交付要綱のところですね、南伊豆町の集落に、集落というか、郷土芸能の保存団体に発行するというような考えはありますか。

○議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えをいたします。

今のところ、確かにそういう計画というのはございませんでした。ただ、谷議員からのそういう意見もございましたので、ちょっと前向きに検討はしてみたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） それは、一般的には法律の関係で、私もちょっと前々から調べているんですが、文化財に指定をしないと、お寺さんのものとか、宗教的なかわるものについては、地方公共団体は補助金は出せないんですよ、原則として。だから、指定が先だということなんです、そういうものでこういう補助金があるよということがあれば、各地区、

集落の人たちが、表にこういうものもありますよ、というような今後出す可能性も出てくるわけですね、当然修復がありますから。そういうものはぜひ、区長会なら区長会での席でも結構ですから、それは配布していただきたい。それは要望しておきます。

それから、次の2番にかかりますが、指定に向けての各種団体のかかわり、今、局長の答弁の中で、南伊豆の場合は主に今の町史編纂等で南史会が動いていらして、前々から。ある程度の調査資料はあるよという答弁をいただいているんですが、今後もこの指定、これから1年や2年では終わらないもんですから、まだどれだけ南伊豆に文化財に値するものがあるかというのを教育委員会は把握していないですね。だから、そういうものを含めた中で、団体のかかわり合いをどういうふうな形で考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

今回初めて6点を指定させていただいたわけですが、これにつきましては、町史編纂業務でもお世話になりました公益財団法人上原美術館の学芸員の方のご協力、ご助言をいただきまして今回指定に至ったわけでございます。今後につきましても、この学芸員の方々のご意見を尊重しながら、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今、教育長の答弁の中で上原美術館の先生を頼んだということですが、この関係で、まだ、どういうものがあるかないかということも完全に把握していないと思うんですよ。これは主に表面へ出ているのは、神社仏閣にあるような、人目につきやすいようなものが、教育委員会である程度は把握していると思うんですよ。個人のものについては全然把握していないですね。個人の方の所有のものについては、いろんな事情で表面に出せないというようなものもあると思うんですが、そういうものを含めた中で、南伊豆町の文化財に今まで携わっている方々の知見、知識。それが果たして文化財の指定に対する知見があるのかないのかということもあると思います。今、教育長が言いましたように、上原美術館の、お名前を出して申しわけない田島先生は、どちらかといいますと仏教美術のほうの専門で、あと陶磁器だとか絵画だとかというのがあると思うんですよ。そういうものを含めた、専門委員を調べて、本格的にやるんでしたら専門委員の委嘱等の考えはいいと思うんですが、よりベターだと思うんですが、そういうお考えを将来的にあるのかないのかお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、今回ちょうど文化財保護法も改正になって、いろんなものが見直しの時期を迎えていることもありまして、私たちも上原美術館の方だけに頼るのではなくて、今後については、やはり、この幅も広げていかなければならないです。絵画等も一般絵画等もごございますでしょうし、そういったものもごございますでしょう。ということは、やはり、その面での専門家の委嘱ということも、予算も関係してきますけれども、今後の検討課題としてさせていただこうと思っています。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔４番 谷 正君登壇〕

○４番（谷 正君） 今、教育長の答弁で将来的にはということですが、その関連で③の指定に向けての調査、評価、検証の方法の考え方という形で、それに関係するものですから、それに移らせていただきます。

これについて、まず先ほど言いましたように上原美術館の田島先生、それから過去に京都の禅文化研究所の理事長をやられていました芳澤教授、あの沼津の白隠禅師研究の世界の第一人者という方が南伊豆に来られて、今は禅文化研究所を退職されまして、出身地の長野のほうに隠棲をされているんですが。そういう方や、もうお亡くなりになったのかな、県の文化財審議委員の石川純一郎先生だとか、それから産業大学の若林学長だとかというのが南伊豆に来ていろんな話を機会でしたことがあるんですよ。こういう人たち、それからもう一つは、先日テレビ等でも話題になりました富士山ビジターセンターの館長であります遠山先生、これは前の石川知事と非常に懇意にされていまして、女性で初めて事務次官をやられたという方なんですが、この方が実際富士山ビジターセンターの館長をされています。

そういう形の中で、一つの例として、松崎町の大沢温泉ホテルが国の有形登録文化財に指定されていますが、この二、三年前に、先ほど言いました花園大学の芳澤先生がこちらへ来たときに、松崎の関係者と来て、いろんな話をし、アドバイスを受けて、その翌年だかの年に県の登録文化財に指定されたというような経過があるんですが、こういう人たちを、その専門委員だとかというよりは応援団としてのアドバイスを受けるというような、何かあったときにはこちらへ行ってというような形の考えを持ったほうがいいと思うんですが、その辺のお考えはどうか。

○議長（齋藤 要君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

今回の6点の町指定文化財の指定につきましても、指定の根拠というのが一番留意した点でございました。町において学芸員等の専門家が不在な現状では、教育委員会事務局内だけでの選考は、本当に説得力に欠けるものがございます。仏像、仏画の分野に造詣が深い上原美術館の学芸員の方にご協力いただき指定には至ったわけですが、今後については、それぞれの案件ごとに専門家のご意見を伺いながら進めていく必要があるかと思っておりますので、議員が今ご指摘のとおり、まずはそういった方を、選出をして、指定にアドバイスをいただくという形で進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） そうした中で、文化財の指定というものがあ程度の予算計上なり事業を進めるという形で予算が上がっているものですから、教育委員会としてはそういうもくろみがあると思うんですが、今後、将来の関係で、調査、当然先ほど言いましたように神社仏閣、個人所有のものを含めた、それから調査をして、その指定、これ個人所有を含めてですが、これのですね、少なくともデータベース、どういうところにどういうものがあるよと、個人の方はなかなか表面に、私が持っているというのをなかなか出さないというのはネックになっているというようなことがあるらしいんですが、そういうものをデータベース化する考え、そうすれば文化財の指定について、よりスムーズに行きまして、保護事業も前へ進むと思います。

それから、町の指定で置くよりは、国・県の指定に、持ち上げたというんじゃ言葉が悪いもしれないですけども、上げれば、先ほどからお話に出ています財政的な面についても、国・県が、平たく言えば面倒を見てくれるというような形になろうと思うんですが、そういうデータベース化の事業というお考えがあるのかないかお伺いします。

○議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えいたします。

谷議員のおっしゃるとおりなんですけれども、まず町内にどんなものがあるかという洗い出しですね。そちらのほうをやっておかなければ話にならない部分なので、それは当然やっていけばデータベース化というのは必然的に出てくるようなお話だと思いますので。まずどんなものがあるかという洗い出し、足で調査なり、地元の方にいろいろお伺いして、そうい

う部分は進めていきたいなというのは思っております。

あと1点、国・県への文化財の格上げというんですかね、そういうケースなんですけれども、当然そういうふうに持っていきたいなという考えはございますけれども、こちらのほうで推薦はできるかもしれないですけれども、最終的に決めるのは国・県の保護審議会なりで決めるような形になりますので、うまくそちらのほうに乗りかえができればなというふうな考えは持っております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今の調査、データベース化なんですけど、ここにいられる方、テレビで見たと思うんですけども、先日、二、三日前に、和歌山県の文化財ですか、そういうものをやる盗難の窃盗の件を放送していました。この辺については、3年間ぐらいの間に仏像とか、神社のお堂にあった、そういう昔の文化財たるであろうものが98件、窃盗・盗難の被害に遭ったということが先日放送されているんですが、そう言うことも当然、南伊豆の場合は、お寺は比較的、住職なり住民の方がかかわってあるんですが、神社等の関係については、非常に小さいお堂等があるもんですから、そういうものは、答弁をいただかないんですが、早急に、調査、データベース化の構築をお願いしたいということであります。

それから、6番目の文化財保護管理等に関する財政的、これは予算、人員等の裏づけ等ですが、これは事務局と、それから後から町長にもお伺いしますが、調査をやったり、文化財を指定したものについて、当然保護管理等について、温度、湿度や盗難、災害等から守らなければならないハード、ソフトの面の手当てをしなければならないんじゃないかと思います。

これらについて、先ほども冒頭で申し上げました国指定の湊の修福寺さんの紙本墨書大般若経については、収蔵庫がちゃんとしたものがあるんですが、そういうものも当然必要ですし、それから調査して一時保管ということになりますと、その窃盗だとかそういう災害等に関する手当てもしなければならないということになると思うんですが、それらに対して国・県からの助成、これは補助金、交付金を含めて、それから、これは町長のほうにお伺いしますが、先ほど行政報告の中でも、ふるさと寄附金が前年より相当多く来ているよということで、ふるさと寄附金の活用、それから、これは別の意味で、私、前の議会で質問しましたが、クラウドファンディングの活用ということで、どこだかちょっと団体名は忘れましたが、ホームページ上で、そういうものを保護したいんだよというような表示をして、クラウドファ

ンディングで資金を募るというようなことがあるんですが、そういうものを含めた中のお考え、事務局と町長のお考えをお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えいたします。

まず、盗難とかのリスクの件ですね。今回、町の文化財のほうに指定させていただいたんですけれども、やはり、候補の中には無住のお寺にある、文化的価値の高い仏像とかも候補には入ったという事実もございます。ただし、谷議員がおっしゃったとおり、それを下手に指定してしまうと貴重なものだという認識もされてしまうよと。さらにそれが周知されてしまうよということになってくると、盗難の恐れとかも出てきますよと。そういうことを踏まえまして、あえて指定を見送ったというケースもございました。そういう部分では、やみくもに指定をするという考えはうちのほうでもございませんし、当然のことながら今のようなことも考慮いたしますし、所有者の方の指定に対する理解というのも当然出てくるところだと思っております。

ただ、そちらに対する、指定した文化財に対する保管の仕方というんですかね、物によりけりで、当然、谷議員のおっしゃった保管庫とかというケースも想定はされますし、ただ、保管庫もかなり高額にはなってくると思うんで、そういう場合に、どこかの所蔵してくれるところ、預かっていただけたところですかね、どこかの美術館であるとか、そういうのも、また想定してもいいのかというふうには考えております。

財政的なものと、保存のための財政的な面ですね、そちらにつきましては、文化財保護という部分も当然のことながら理解はできるんですけれども、やはり町の財政状況を勘案しながらというところも考えなければなりませんもので、その辺はできる限りやりたいというぐらいの意見にとどめさせておこうというのが現状でございます。

私のほうからは以上です。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今、教育委員会事務局長が申しましたとおり、なかなか財政的に厳しいですけれども、ふるさと寄附の利活用ということも大変有効かと思えます。それから、議員おっしゃられたクラウドファンディングについても、大変興味のある方はその辺のところはしっかり理解されてご協力をいただけるのかなというところもございますので、進められれば、そのようなこ

とも検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） これはぜひそれをお考え願いたいと思います。

といいますのは、3月の予算決算委員会の中で同僚議員が、文科省の知的財産戦略会議の役割について質問しまして、意見等が述べられましたが、これについては、仕組みについてが概略なんです、その団体に対して直接国のほうから補助金を交付するというような、平たく言えば、そういう事業なんです、これ実は現在、最近のものではなくて、手前みそなんです、私どものほうの祭りの関係で、文化財保護の関係で、県の文化課で文化庁にその当時知っている職員の方がいたもので、何かいい補助金がありませんか、太鼓1本買いたいんですよというようなことをずっと二、三年言い続けていましたら、森内閣のときに補正で、文化振興策事業で、国の100%事業というのがございまして、うちのほうで、すぐ申請をしてくれということで申請したんですが、当初、俗に言う古い話なんです、3尺の桶胴太鼓ということになった場合1,350万円かかるということで、その内示を受けたところ、3尺じゃ入らなかったもんですから2尺5寸の75センチの太鼓に最終的に落ちついたんですが、それでも、やはり700万円ほどかかったんですが、これが私どものほうのところにそのまま国のほうから100%補助で来たというような事業もあります。

だから、そういうものを含めた中で、3月の委員会で同僚議員がお話ししました知的財産戦略会議の中の補助金等も含めて、当然これは国・県からの文化財保護に対する助成という考えになるかと思うんですが、アンテナを高く張って、そういうものを適用するようなことを進めていただきたいということです。

それから、もう一つは、これは最後になりますが、文化財の関係で。文化財を使ったまちづくり、それから観光等の情報発信ということになりますが、国、それから県の美術館の一部なんです、博物館や美術館でホームページ用に地方公共団体、市町村がそのまちづくりに使うものについては、相談により要望を受け入れて、その所蔵する作品もまちづくりなどに利活用することが可能ですよというような表示がされています。

それで、議長にお願いですが、その資料をちょっと町長に写真を提示していいですか。

○議長（齋藤 要君） どうぞ。

○4番（谷 正君） それは、場所はわかると思うんですが、石廊崎を海上から見上げたと

ころです。これは現在、国の重要文化財になっていまして、上野の東京国立博物館で所蔵されています。これは紅葉探勝図鑑を80巻ということで、西暦1973年に、日本画家が描いたものなのですが、こういうものを南伊豆町からいいますと、湊の弓ヶ浜のタライ岬から波勝の波勝崎、伊浜の波勝崎まであるんですよ。こういうものを活用というんですか、もっと表面に出して、今当然、石廊崎オーシャンパークの中にもジオパークの展示というものもあるんですが、こういうものを活用して、情報発信をすべきだと思うんですが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

大変申しわけございません。初めて見させてもらいまして、すごく今ちょっと心が動かされたというか、こんな素晴らしいものがあるということを知らなかったことが恥ずかしいですけれども。これがまた何かの形で利活用できればということは当然感じました。

石廊崎オーシャンパークが4月に開園した中で、設置場所もジオの関係の設置ブースもつくりますので、そこで飾れる、そこが適正かどうかは、また検討しますけれども、何らかの形で、お客さんを初め町民の方にもPRしていきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） これは国立博物館の了解を得て、修善寺の長倉書店さんがその複製をつくって、教育委員会のどなたか、寄附があると思いますから、レプリカになると思うんで、それを見ていただいて、活用していただきたいと思います。

文化財に対しては、一応以上で質問を終わらせていただきます。

続きまして、急傾斜と砂防箇所等についてお伺いします。

先日のテレビで、一般的な急傾斜、砂防等については、台風だとか大雨で土砂崩れがあるという認識で私もいたんですが、その中で先日、大分県の日立市でしたか、雨が降らなくても土砂崩れ、土砂崩壊があって、6の方が犠牲になられたというような現象が起きました。

そういう形の中で前にも私質問したんですが、町内の急傾斜の指定箇所と砂防指定箇所、それから工事施工済み箇所はどのぐらいあるのかというのを、まずお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現在、町内における急傾斜地崩壊危険区域は57カ所が指定されており、その全てにおいてハード整備は完了しておりまして、過去5年間では年1カ所程度の実績となっております。

砂防事業については、現在15カ所が指定されており、現状においては1カ所が事業化され、指定に向けた地元との調整を進めているものが1カ所あります。

当該事業においては、過去5年間での実績は1カ所のみとなっております。

以上が両事業のハード面整備の現状となっております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今、町長のほうで急傾斜57カ所全て手当てが済んでいるという言葉がありましたが、300カ所ぐらい指定はあるんじゃないですか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 確かにそれは谷議員がおっしゃっているのは、レッド地域ではないでしょうか。レッド地域は確かに300カ所近くございます。その中で、現在、静岡県の方で急傾斜地を指定しまして、事業が終わった箇所が今57カ所ということでございます。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） そうした場合、危険箇所は約300カ所近くあるという認識ですよね。

それを当然、国・県の事業になるんですが、町としては、一般的には急傾斜は1割の負担、それから、したる公共の施設がある場合には5%という要件があるんですが、それをですね、こういう時代ですから、先ほども天気予報を見ますと、台風の卵が、この沖に3つもあって、そのうち2つぐらいは、梅雨前線を刺激して大雨になるだろうというような解説もあったものですから。それはですね、土木事務所のほうも要望があれば受け入れますよというふうな、姿勢を今見せていただいているものですからね、それは地元なり、その地主なり関係者と話をして、早急に整備を進めれば、脅かすわけじゃないんですけれども、崩れてからやるということになると行政の責任等も当然出てくるものですから、それはその土木事務所の担当と話をしていただけると、ということです。

それで、石廊崎のオーシャンパークが今、工事、事業が進んで、4月にグランドオープンというような目標で事業は進んでいると思うんですが、もう10年ぐらいたつんですかね、石廊崎の砂防の関係で、石廊崎の集落に小さな川にこんな石がごろごろ入って、非常に石廊崎の海の方々もびっくりしたというようなことがあるんですが、それは前にも私、質問したんですが、概略設計はできているよということで、用地とかいろんな要因で工事はなかなか施工できないということなんです、それらについて、土木事務所との話し合いをどうしたのか、今後どうするのか。それから、役場として、現場を見ているのか見ていないのかをお伺いします。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

たしか平成16年、17年ごろに当初設計が終わっておろうかと思います。そのときには地権者の一部の方が、早い話、石廊崎のジャングルパークをお持ちの方だったものですから、そのときの訴訟の関係でそこは省けということなので、そのときには、それが頓挫いたしました。その後、二、三年前になりまして、話が持ち上がりまして、当たったところ、1人の方が反対されたということで、その方も役場のほうから出向きまして説得をしたわけですが、説得になかなか応じていただけなかったということで、その土地は仮登記がついてございまして、その後、仮登記権者のほうにも当たって、その旨、そこをどうしてもいただきたいよと、了解していただきたいということでお話しさせていただいたんですが、やはり所有者の方が断固として反対だということで、今現在、そういったことで事業のほうは中断しております。

また、現場につきましても、役場のほうでは確認をさせていただいてございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） いわゆる地主の方が反対という、今、課長の答弁がありましたが、その事業そのものに対する反対ということですか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

事業というよりも、自分の土地をなくすことが反対だと。先祖代々から受け継いだ土地は譲れないということなものですから、その辺でちょっと進んでいないということでござい

す。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 町長ね、石廊崎オーシャンパークが4月でオープンしますよね。仮に、実は昨年4月ですか、役場の雨量計で時間雨量68ミリの雨が降って、役場の周辺そのものは、用水路の水が若干増えたということだったんですが、私、機会がありまして、その後、同僚議員と南上地区の現場を見る機会があったもんですから、見させていただいたんですよ。そうしたら、2級河川だとか、道路については、そんなには、当初雨が降ったときにはそういった濁流だったんですが、終わって被害があったのは町管理の普通河川が倒木だとか、転石だとかということで、非常に小河川の被害が多かったということで、その当時の区長さんに聞きましたら、役場へ言っても、役場の職員は誰一人来なかったというようなことを言われたんですが、そういう形の中、石廊崎オーシャンパークが開設されて、石廊崎の砂防が、先ほど言いましたように土石流が発生した場合は、風評被害等で、せっかくの良い施設が吹っ飛ぶ、事業そのものがすっ飛ぶ可能性があるものですから、この関係を土木事務所なり、地元の県議との相談で、ぜひこれは前へ進めていただきたいと思います、感想を、できればお願いします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、昨年4月の豪雨ですけれども、やはり本流の青野川というよりは、そこに流れ込む支流の小さい河川の被害というのが町内で大変大きかったというふうに認識しております。当然ですけれども、今後は石廊崎地区もそうですけれども、それ以外の地区も含めて、森県議をはじめ下田土木事務所のこの4月に新しく赴任された所長も地元ですから、何でも言ってくださいというふうに言っているんで、いろんなことをまた今後お願いしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

した。

○議長（齋藤 要君） 谷正君の質問を終わります。

ここで14時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（齋藤 要君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、私は通告に従って、南伊豆町の住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

3月定例会で予算が通って6月議会ということですが、この間の教訓と来年の予算を目指した質問を行います。

まず第1は、移住・定住施策の取り組みと実績。

前町長の時代から移住・定住、特に杉並区、東京からの移住・定住の受入等々の施策を組んできました。地方創生という名のもとにもろもろの施策を打って予算も組んできました。この予算の総額も含めて取り組んだ内容、実績です。実際に杉並区、特に中心的に杉並区などに移住の宣伝を行ってきたわけですが、どの程度の移住の実績があるのか、また、それ以外の移住・定住の実績がどれぐらいか、また、課題、展望についてどのように把握しているか、その点をまずお答えしていただきたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町における移住・定住施策につきましては、平成20年度の定住交流・移住情報誌「南へ

行こう」の発行に始まり、平成23年度には「空き家バンク」、平成27年度には「空き家バンクリフォーム等補助金」を制度化し、これまで近隣市町に先行する形で、移住・定住施策に取り組んでまいりました。

平成28年度以降においては、お試し移住事業を中心に、首都圏での移住セミナーや相談会、町内における現地セミナーを開催するとともに、現地案内にも、随時対応できる体制を整えるなど、取り組みの強化を図ってまいりました。

事業実績といたしましては、平成28年度に取り組みを開始した「お試し移住制度」を活用し、平成29年度中に町内に滞在した方は83名で、前年度の24名から大幅に増加しており、家財処分を含む「空き家バンクリフォーム等補助金」については、昨年度で13件の利用がありました。

また、昨年度の移住セミナーの参加者を含む移住相談件数は年間400件を超え、過去に移住相談等に参加したことのある昨年度の転入者数は、町が把握しているだけで28名となっており、全転入者の約11%を占めております。

このような取り組みにより、社会的要因による人口の増減は、昨年度も転入超過となるなど、これまでの継続した取り組みによる所定の成果が示されたものと実感しております。

今後も引き続き移住・定住施策に取り組むとともに、移住者や地域のニーズに対応した、より効果的な人口減少対策を推進してまいります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今ご答弁にあった移住転入者数ですね、28名のうち、純然たるこの取り組みの中で移住してこられた方、定住された方は実質どのくらいなのか教えていただけますか。また、出身の内訳です、杉並、東京とか、あるいは神奈川とか。

○議長（齋藤 要君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

先ほど町長が申し上げました移住者の実績28名ということでございますが、こちらに関しましては、年間通して行ってきた移住セミナーの相談件数は先ほど申し上げたように400人で、28名といたしますのは、アンケート結果に基づく集計でございまして、その中で過去に移住相談等に参加したことがあるというところにチェックを入れていただいた方が28名ということでございます。

それで、どの方面から移住したかということではありますが、東京方面が一番多いということになっています。杉並に限って言えば2件であったと記憶しております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今答えていただきましたけれども、なぜ質問したかという、この何十年來、自覚的に移住・定住ということ、こうした行政のキャンペーンとは別個に移住・定住されている方もかなりおりますし、あえてこの間、地方創生の一環として予算をかけてやっているわけですね、リフォーム助成等々も。在住者よりも移住・定住に比重を置いてやっている。そうした中での移住で、確かに今、担当者が答えたように、アンケートで28名ということでもありますけれども、このキャンペーンの中でこれだけかという実質、それを本当は答えていただきたかったんですけれども。それは杉並区で一、二件ということで、それ以外は首都圏、東京ということでありましたけれども。いろいろかわり、ホームページをご覧になっていけば、そういうところに接触して、来る動機にもなったとかということもあるんでしょうけれども、それはそれとしていいでしょう、そういう答えであれば。

同時に定着をして、どういう仕事安定されているかどうか、そういう後追いについては、見られているのかということと、そうですね、ちょっとそこを答えていただけますか。

○議長（齋藤 要君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

移住・定住に係る転入者の後の就業の関係ということでございますけれども、正確に調査した結果というのはございません。ただ、リタイヤした方を含めて、あと職を求めている方、あと介護職につかれています方、医療系につかれています方については存じ上げています。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 移住・定住の中でも、年齢層に応じて全然違うわけですが、この中で、こちらに来て仕事、社長になりませんか、とか起業しませんかというキャンペーンをやっておりますね。これに関してはどういう実績があるか。あるいは内容について、展望について、課題と問題点について、どのように考えられておりますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成29年度においては、総務省の「お試しサテライトオフィス」モデル事業の採択を受けたことから、最長、1週間程度の「お試し勤務」が可能なサテライトオフィス拠点を湊地区に整備し、16事業者を受け入れた中で、幾つかの事業者から、町内へのサテライトオフィスの開設について前向きな回答をいただいているところであります。

また、事業者の中には、町内に事務所を構え、漁師を紹介するフリーペーパーの発刊や、ユーチューブなどを活用し、南伊豆町をPRするドローン動画の配信を行うなど、町の魅力を事業者独自の手法によって広く情報発信していただいております。

本年度においては、サテライト誘致事業の一環として、下賀茂熱帯植物園内にサテライトオフィス拠点を整備し、事業者が町内での操業に向けて気軽に利用できる環境整備を図るとともに、マッチングイベントへの参加など、さらなる町のPRに努めてまいります。

このほか新たな取り組みとして、首都圏の大手企業に勤務する中小企業診断士によるプロジェクトが始まり、産業振興対策の専門家の方々が地域産業活性化事業にボランティアで参加し、事業継承や空き店舗といった実態や課題をリサーチした中で、実効性の高い政策提言をいただいたところでもあります。

今後も中小企業診断士のプロジェクトチームの方々との連携を図りながら、さらなる企業誘致や定住促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 現場からいただいた資料ですね、平成23年度で移住・定住の関連の予算、決算ベースで、個々の事業は申しませんけれども、平成28年度が490万で29年度が335万かけてあります。それ以外にリフォーム助成からの別紙にあるんだと思うんですけども。私はもう一度この中で、今、町長に答えていただきましたが、定年退職後の収入等々に困らないで来られている方はいいと思うんですが、新たにこの町に来て事業を起こそうとかそういう形で来た人はいるのかどうか。その点、1点答えていただけますか。

○議長（齋藤 要君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

起業目的で来ているかどうかというところですが、はっきり申し上げまして、そ

のあたりについては後追い調査ができていないという、この28年についても無記名のアンケートによって得られた情報でありますので、後追い調査はできていないというところであります。ただ、私個人に入ってくる情報の中では、何か農業をやりたいですとか、漁業をやりたいといった中でお試し移住をやっているんだという方はいらっしゃいます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） なぜこの質問を起こしたかという、この間も質問を起こしてきましたけれども、これは町内の産業振興等々の質問を行ってきました。やはり経済が疲弊している中で、この半島先端の中で、現に生活して、ここの出身、あるいはUターンしてきている方々、若年層も、非常に苦勞しております。今回の質問でも出た地域おこし協力隊を卒業した方々が卒業しても、並大抵の状態ではありません。そうした状態は、やはり厳然と今住んでいる我々と同じ状態だということで、何も移住・定住策は華々しきものではなくて、であつたら、この移住・定住の事業の来るためにお金をつぎ込むよりも、ここで業を起こしていくことへの支援を真剣に考えるべきではないかということで質問を起こしたんです。このプロセスに合わせて1,000万近く、今年度も含めると、先ほど事業の入札等々出ましたけれども、1,000万円以上、2,000万ちょっとになるわけですね。そうしたら、ここで業を起こして地元で住んで代をつないできた方々も、子供たちを1回外に出したらまた戻したいと。やはり、議会でもずっと議論してきて、ここで就労の機会をつくるのは苦勞しているという点。そういう点を見越した策にこそ、力点を置くべきではないかということで、この点で町長のご答弁をお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今までこの移住・定住施策というのを進めてくる中で、やはり移住者はお試しでこの町内にとどまってもらうという意味で、お試し移住、お試しハウスの事業をやってまいりました。成果もぼちぼちと出ているとは思いますが、しかしながら、Iターンの難しさというのは、皆さんもご存じのとおり、なかなかそれほど縁もゆかりもない地区に来てもらうというのは大変かなというところがあります。今、全国全ての自治体で移住施策をやっていますので、なかなかそこから突出するということは難しいかと思っています。

この中で、やはり毎年60名からの若者が、ほぼ60名に近い数が町外に出ていく。その若者の何割かでも戻ってきてもらうという施策のほうが大事かなというところは考えてはおります。今後は、来てもらう人にお金を使うというよりは、来てもらったら何かの恩恵があるとか、そちらのほうに、やはり住民に対して少しでも恩恵のあるような施策も展開していかなくてはいけないのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ありがとうございます。

この点に関しては、マーガレットの会とかというね、南伊豆町のシンボルフラワーを宣伝していただいている会の方々、70前後の、もう少し上回った方もいますけれども、全くこうしたことと違う施策ではなくて、自主的にこの地域に移住された方が団体を組んでボランティア程度のことで町を盛り上げる取り組みをされています。そのほかにも、そういう方々がおります。若い人でも、友人がいるんで私この町で安いところ、仕事はいろいろ首都圏とか全国回るんだけど、ベースとしては家賃が安いところで来ているんだという、そういう若い人の話もありました。

そういう点では、ここに住んで、あるいは住むことでの、しっかりとしたサポートができる。そこをぜひ比重を移すべきだというふうにお願いをしたいと思います。

2つ目の質問で、子育て支援の次の展開をとということであります。

次の展開というのは、岡部町長が自分の考えで予算を組めた、今回初めての予算執行の段階であります。行政報告でもありましたように、高校生のバス通学支援は、私も町内を回って歓迎の声が上がっています、本当に助かったと。また、高校生の医療費無償化もそうです。これは県もこの年度後半にやるらしいんですけども、やはり、いち早く間をあけないでやったということは歓迎されていて、こうした施策こそしっかりと定着すべきであると。なかなかその前の4年間にできなかったわけですが、こうした点で、次の展開では、私は学校給食の問題について、これを展開すべきではないかということであります。

盛んに食育の問題が言われて久しいです。給食が単なる食事を子供たちにさせるということではなくて、教育の一環として、1日1食は最低でもしっかりと栄養をとるということ、こうした点で私は全国に少しずつ広がっている給食費無償化の流れ、これをしっかりとその真髓を捉えて、南伊豆でも実施すべきだというふうに考えておりますが、まず、そうし

た結論を求める前に、質問要旨に書いた学校給食の位置づけについてどう考えられているか、同じような質問であれですけれども、給食、教育の一環、食育の観点でどう位置づけているかという、この点を現場から答弁を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

学校給食につきましては、学校給食法に基づき、町内全校で実施しております。学校給食法の目的には、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすもの」という記載がございます。

本町においても、この目的を鑑み、学校栄養士が児童及び生徒に必要な栄養量を摂取できる献立を作成しており、また、食育指導を実施しております。

基本的なことになりますが、本町における学校給食の位置づけについては、学校給食法を遵守していくことが大事であると認識しております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔１１番 横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君） 教育長さんが学校給食法に基づいた知見を答弁されたことは、本当に重要だというふうに思います。

私、最初の質問でやりましたけれども、若年層、若い方で移住してきてこの地に定着している人の中では、大変な状態の人も散見されます。まさかというあれがありますけれども、今、社会的には、都市部も含めて子ども食堂とかしっかり食事がとれる場所を廉価で提供する、そういう取り組みもされている中で、学校給食の位置づけ、これは給食費の負担が中には相当厳しい場合もある。数が多い、少ないということではなくて、そういう状態が、もう全く払拭して、学校で教育の一環として受けられる、そういう町を目指して、まさに学校給食法の中で教育の一環として食事の食育をしっかりとすべきだと、その観点から無償化の検討をすべきだというふうに思いますが、この点、町長の見解、また、町長の見解の前に教育長というとなかなか大変でしょうから、町長の見解をお伺いします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

学校給食につきましては、先ほど教育長のほうで述べましたけれども、学校給食法に基づいて実施しており、同法において、学校給食の目的も掲げております。

その中には、栄養の摂取による健康の保持・増進のほか、抜粋になりますが、「望ましい食習慣を養う」、「明るい社交性及び協同の精神を養う」、「生命及び自然を尊重する精神並びに環境保全に寄与する態度を養う」などとされております。

学校給食は、単に食事をとるということではなく、給食を通じての共同作業や、みんなで食べる楽しみ、食材については、命の尊さや生産者に対する感謝など、まさに教育の一環であると認識をしております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） 続けてお答えいたします。

まず現在の給食費でございますけれども、小学校が月額4,400円、中学校が月額5,100円あります。

このため、夏休みを除いた11カ月分が年間の給食費となりますが、本年度の児童生徒数で積算しますと、小学校が1,602万400円、中学校が1,037万8,500円となり、合計約2,600万円となります。

無償化の実施により保護者の負担は軽減されますが、町の財政負担が伴うのは事実であります。

受益者負担の原則及び町の財政状況を勘案しながら、段階的に一部公費負担等の方策も視野に入れつつ慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 教育長がご答弁、話したんですけれども、町長の見解をお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

学校給食の無料化については、これは、いずれは考えていかなければいけないかなというふうには感じております。特段、今の現状では、無償化について、まだ少し時期早々という

ことが、ちょっと不適切かもしれませんが、ちょっと様子を見ながら進めていきたい
と思います。今後は少子化という流れの中で、その辺の補助も、支援も必要なのかなという
ところは感じております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 確かにまだ全国では、実施自治体というのは100自治体未満です。

高校生のバス通学費助成からいろいろな負担を取り払うということで提案しておりますけれども、やはり、この地域の実情から見て、そうしたことを視野に、確かに税収や負担、入るものを考えて言っているのかと言われかねないこともありますけれども、別の予算の面から見れば、もうちょっとそうしたことを、経常的にこれは出ていくわけですが、施策の点から考えるべきではないかということがあります。

もう一つは、社会情勢でいいますと、今、国会で懸案になっている働き方改革法案というのがありますが、あれも400万ぐらいの収入、額面400万から以上は残業代が残業ゼロと、なくなって。どんどん下にこれが下がってくるという点でいうと、そういうしわ寄せというのは、それ以下にも及んでくるんです、社会的に。やはり我々がそうした時代を乗り越えていく上では、支援をぜひ、先ほど教育長さんが段階的にでも、というふうに、全てすぐゼロとはいかなくてもという思いを言っていただきましたが、ぜひこうしたことも検討していただきたいと。これは、いずれは国家として、そういうふうになるというふうに思っているんですけれども、今、大変な窮状にある住民の皆さんのところと、あるいはあるべき姿を成し遂げる上で検討して、引き続き検討をお願いしたいと。

この項目の最後には、引続いて保育料無償化の検討についてであります、これは政府の検討の中身というのは、現場に入ってきているのかどうか。その点、あればお答えしていただけますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

国では、2020年4月を目途に、ゼロ歳から2歳児は住民税非課税世帯を対象に無償化し、3歳から5歳児については、保護者の所得にかかわらず無償化すると方向性を示しておりますが、最近の報道等によれば、2019年10月から全面実施の予定を呈しております。

本町における認定こども園の保育料軽減については、住民税非課税世帯では、1号認定は無料、2号・3号認定は第2子以降無料となっており、多子軽減措置として、1号認定について小学校3年生からカウントし、第2子半額、第3子以降無料となっており、2号・3号認定に当たっては、未就学児からカウントし、第2子半額、第3子以降無料となっております。

加えて、世帯の住民税所得割額合算額が、国の定める所得割額未満の場合、年齢にかかわらず第2子半額、第3子以降無料となっております。その他、ひとり親世帯については、世帯の住民税所得割額合算額が、国の定める所得割額未満の場合、第1子半額、第2子以降無料となっております。

これら幼児教育・保育の無償化施策については、今後の国の動向に注視しながら、適切な支援体制の整備に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 先ほどの移住・定住のところでも述べましたが、若い人がここで定住して子育てをする点では、厚くして子育ての負担を減らすという点では、国の施策を上回る展開をしてやっていく。いずれ子供たちが帰ってくる状況をしっかりと展望を据えてやるということを重ねてお願いというか、主張して、検討を願いたいと思います。

3番目に移ります。

生涯活躍・健康長寿の施策展開についてであります。

この質問は、第7期の保険事業計画が定められました。地域包括支援等々含めて30年度から32年度までの計画でありますけれども、この中でも特に介護の予防ですね。その点での質問であります。今回は、この冊子で言うと56、57ページに、一般介護予防事業等々で、記述があります。高齢者サロン等々、南伊豆町は現在、29年度実績19ですか、高齢者サロンも増えてきて、誠に好ましいことだと思います。こうしたことの関連で、介護予防の現状と課題について、どう現場では評価しているか。対策について、まずご答弁をお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現状における介護予防事業等については、高齢者が要介護状態となる要因として、腰痛や

膝関節痛、転倒骨折などが挙げられることから、これら骨関節疾患への予防対策のほか、認知症の予防対策等を中心としたハイリスク者に向けた事業展開を実施しております。

事業効果では、平成28年度と比較した場合であります。軽度認定者である要支援認定率の低下が顕著であり、両疾患を理由とした要介護認定の新規申請者は減少している状況にあります。

課題として挙げるとすれば、介護予防事業等への参加者が固定化してきていることのほか、現状において65歳以上の方が中心であることから、年齢的に早い段階での予防対策の必要性が考えられます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今、町長が答弁されました最後のくだりで、早い段階での予防対策について、現場ではどのように考えられているのか、今現時点であれば教えていただけますか。

○議長（齋藤 要君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

先ほど議員のほうから保険計画の56、57等で高齢者サロンであるとか、そういうもので要支援までいかない総合事業の方たちを含めて、緩和型の事業を実施することによって、悪化をさせないというか、早目の取り組みをしていくというのが、今のここ数年の動きでございます、緩和型のサービスであるとか。その中でも、現在通所Aとか通所Cというのは包括支援センター等でやってございます。今後、先ほど言いましたサロンの展開ですけれども、サロンを数多く、毎月一、二団体さんが多くやることによって、通所ボランティアによるサービス事業ということで、通所のB型とか、そういう展開もできるかというふうに考えているところです。いずれにしろ要介護ではなくて要支援、その前に総合事業の対象者になるような方たちを多く募って、悪化をさせないということで進めていくというのが一番いいんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 現在高齢者サロンには、高齢者サロン含めて一般介護予防事業につ

いて、支援というか、どのような支援がされているかお答えしていただけますか。

○議長（齋藤 要君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） 現在、先ほど議員のほうで29年度の実績19団体というお話がありましたが、一応30年度では20団体ということで、団体のほうは増えております、各地区のほう20団体と。その事業費につきましては、1団体当たり6万円程度の補助金をお渡しして、いろいろ高齢者を募っているいろんな活動をしていただいているのが現状でございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この項目の3番目に、この高齢者計画の一般予防事業にも直接対象というか、年齢的には対象なんです、ゲートボールや、あるいは、ほかのスポーツ、グラウンド・ゴルフ等々をやっている方、団体も含めて、それと農作業もして、80歳とか、今はもう90歳ぐらいで自転車に乗って分別収集のところに元気な方は来られますけれども、一定の支援策が、これはもう予防というかそういうところに、現状そういう状況になってしまったところは、しっかりとフォローしていくということが必要ですけれども、南伊豆町の場合は、この施策で要支援、要介護の認定率が16.1%で、高齢化率の割には低いんですね。これが調整済み認定率ではさらに減って、29年の3月末時点では13.5%という点では、健康寿命等々をさらに伸ばすという点では、そういうスポーツやほかの元気な取り組みをしているところに支援策を考えたらどうかというふうに思いますが、この点での認識、お考えが、ご検討があればご答弁いただけますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

高齢者の介護予防や生活支援においては、元気な高齢者に担い手として協力していただくなど、社会的な役割を持つことで、高齢者自身の生きがいや、介護予防につながっていく効果が期待できます。

このため、地域包括支援センターを中心として、高齢者の経験や知識などの力を活用した事業を展開中であります。

具体的には、地域で介護予防のために実施している高齢者サロンの運営、介護施設入所者や在宅高齢者への生活支援、町の介護予防教室でのボランティア活動への参加などが挙げら

れ、これらボランティア活動に対しては「おたっしやポイント」の交付を行っております。

また、シルバー人材センターや社会福祉協議会へ委託する家事支援サービスの「えぶろんサービス」などは、ヘルパー等の資格はなくても、町の研修を受講することで従事が可能であることから、現在6名の方が活動しており、さらなる人材確保を目指しております。

このほか社会教育の一環として、体育協会グラウンドゴルフ部による大会の開催や、文化協会を介した各種趣味の醸成など、健康づくり、生きがいくりの活動の推進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひ、これは直接答弁で言及されませんでしたけれども、体協も含めて団体で取り組みをしているところを、元気なところの方にこそ、こそというか、誤解があったら困りますけれども、元気な方にも、予防というか、その時点にいかない、生涯現役という形でいく上で、最小限の支援をぜひ現場でも検討していただきたいというふうに思います。これは、また検討ということで、後日また質問をさせていただくようになると思いますが、よろしくお願いいたします。

4番目、地域振興策と「みなみの桜と菜の花まつり」イベント関連であります。

「みなみの桜と菜の花まつり」の反省会の記事も新聞に出ました。終わって間もなく、もう秋からは、この来年の取り組みについて検討が始まります。今年で20回を迎えましたけれども、この「みなみの桜と菜の花まつり」の傾向と現状、課題について、どのように把握されているのか、まず簡単に、問題点をどのように評価しているのか、この点をお答えしていただけますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

第20回の節目を迎えた「みなみの桜と菜の花まつり」は、来場者数で20万人を割り込むなど、この10年間は減少傾向に歯止めがきかない状況にあると危惧しております。

行政報告でも触れましたが、早咲きの桜や、菜の花を主体とした各種イベントなどは全国的に広がりを見せる中、大都市近郊やアクセスの優位性などをもって、南伊豆が訪問先として選択されない傾向にあること、また、例年にない寒さから開花時期が遅れたことに加え、

降雪等による交通網の混乱なども重なったこと、団体客獲得に貢献していたバスツアーに対する規制が強化されたことから、安価なツアーが廃止されたことなど、大きな要因もあると言われている。

主催者である実行委員会においては、新たな夜間イベント、「夜桜と菜の花イルミ」など、誘客に向けた企画立案に取り組んでいただいているところではありますが、集客効果は限定的なものとなっております。

南伊豆の早春を飾る歴史あるメインイベントを維持し、次世代に引き継ぐためにも、これから諸課題を検証し、組織や運営の方向性など、再検討をする必要性を痛感しているところがあります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この春、静岡県主催で賀茂地域の将来に向けた産業連関詳細分析業務報告会というのが4月、総合庁舎でありました。一般社団法人政策科学研究所の静大名誉教授の土居英二さんが資料をもとに講演をされました。

町長言われたように、私もこの質問を起こしたのは、夏、夏期型観光中心の中で、「みなみの桜と菜の花まつり」のイベントが平成11年に開催されてから、当初宿泊で30万人を超える取り組みを見せました。こうしたことから、やはり、しっかりと教訓と展望を持って、確かにほかの地域で河津さくらを植栽してお客さんを有しているというのはありますけれども、冬場、寒い冬でもそれほど南伊豆は積雪がほとんどありません。また、あっても一日で消えてしまいますけれども、溶けてしまうので。こうした点でしっかりと教訓と、誘客と、おもてなしの心をしっかりともう一度構築していくことが必要ではないかというふうに思うんです。

先ほど町長は20万人を割り込んだということでもありますけれども、この4月の講演のデータで、2000年を100とした宿泊者数、2000年というのは平成12年ですね。100とした指数で平成28年のデータで南伊豆町は67.7%、宿泊ですね、あくまでも。これがよろしいですか、下田市は1.03、東伊豆町は57%、河津町に至っては52%、松崎町は51%、西伊豆町は59%で、半島先端であるにもかかわらず、南伊豆町は検討しているんですよ、大変な中でも。

平成12年の後、大きくお客さんが落ち込んだのは平成22年度ですけれども、このころはリーマンショックが起きて一気に景気が冷え込んでくるという時期ありました。その後再構築

の機会もありましたけれども、二十五、六年のときに大雪で天城峠が通行止めになって、土日が2週続けて通行止めになる、そういう期間もありました。

もう一つは、そうして落ち込んでくる中で、さらに南伊豆町では何をやったかというところ、道の駅を有料化したんですね。さらに激減するということがあります。観光交流客に対して。道の駅ではお客さんとのあつれきもあったと。

一方で、もう一つのデータでいうと、この河津さくらまつりの来場者のほかの立ち寄り先、一番多いのは、東伊豆町の「つるし雛祭り」で27.2%、次が「河津七滝」で20.6%、3番目に「みなみの桜と菜の花まつり」で11.4%という点では、大変な中でも、やはり潜在的には可能性を秘めていると。自信を失ってはならないし、こんなほかで河津さくらが咲いているから、だめだというふうにしてしまわないで、やはり、ここが暖かいところの地整的な優位性は、地理的な優位性、自然的な優位性は断然持っているということから、ここをおもてなしの心と施策をしっかりと打ち出していく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。

河津さくらのいうところの全部のデータで。もう一つは、これはちょっと飛び跳ねてしまいますけれども、伊豆縦貫自動車道が開通した場合の賀茂地域の観光と可能性です。これで開通効果があった場合の経済波及効果で、一番、南伊豆町は13億5,000万の試算、これは東伊豆町の37億、下田市の65億より多いんです。河津町の7億7,000万よりも倍近い、こういう経済波及効果。それと、時間短縮の恩恵で言えば、一番多い68分短縮されるという点があります。この間も議会での一般質問で縦貫道についても言及してきましたが、今非常に国政や経済状態が大変なんだけれども、若い人に展望を持ってもらって、今ここで耐えて踏ん張っていくという点では、こういうデータが裏づけをしているということで、その点の施策、先ほどの移住・定住施策を現場、住んでいる人のところで比重を置けとか、若い人の支援というのは、こういう先を見た取り組みをしていくところに可能性を若い人にも展望を持ってもらうべきだということなんです。

もう一つ具体的には、イベントも20年たってリニューアルをしたらどうかという点で、いろいろ意見がお客さん、ギャラリーの中で出ているのは、菜の花結婚式がオープニングイベントでやられています。積雪の中でやったことも、2004年ですかね、ありますけれども。菜の花は余り咲いていない、咲かない。今年みたいに寒いときはどこでもしようがないですよ。でも、2月の後半になれば咲いてくる。満開の菜の花の暖かいところで花嫁の衣装、新郎新婦の姿を歓迎したいという声も上がっています。こうしたことをリニューアルして取り組んだらどうかというふうに思います。これも含めて、こうしたことも含めて、同時にD

Cキャンペーン、デスティネーションキャンペーンでJRが比重を上げています。町長にそうしたお考え等々あれば、ぜひ、抽象的でも構いませんので、お答えしていただきたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられた菜の花ウエディングの件ですけれども、今年18回目を迎えた中で、やはりオープニングイベントという、そのオープニングの大事さということを協会、それから実行委員会のほうでも考えてられまして、今までは18回、オープニングでやってきたというところがあります。

その中で、私も商工会青年部ですとか、様々な形で参加させてもらったんですけれども、やはり寒い、時によっては雨、雪、菜の花が開花がよくないということを鑑みますと、エンディングイベント、3月10日間際にやったらどうだということも、私も今回、20回目の菜の花まつりが終わりました、観光協会長のほうに、そういうことも考えていいんじゃないかということは、ある席でお話をさせてもらったところ、観光協会長のほうもそういうことも必要だということで、検討課題としていただくことになりましたので、逆にまたオープニングで何か新たなイベントを考える、皆様からまたご提案いただければ、実行委員会のほうにいいアイデアが出せればと考えるので、またその辺もよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 花に関しては、「みなみの桜と菜の花まつり」では、気候のことも言いましたけれども、町長、いわゆる分校のOBの方で駿東・長泉のほうで、ある花ですね、具体的には言いませんけれども、全国シェア6割を誇るものをやっている卒業生がいます。そういう方々が何人もいますけれども、南伊豆を応援したいということですね。花で1年間を飾る、南伊豆のプランを出してくれたりもしておりますし、こうしたことも参考に総力を挙げて、暖かいこの地域を花も含めてお客さんを迎えるということをぜひ検討していただきたいと。

もう一つは、先ほど駐車場の問題、駐車料金を一度取り始めると、なかなかということがありますが、こうした本来、おもてなしの点で、バスにしても大変なところを来るわけです。

こうしたところで、ほかにお金を落とさせるような対応ということをおもてなしの観点から考えたかどうかというふうに思いますが、その点、まずお答えしていただけますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

道の駅の有料化につきましては、いろいろ今まで言われているのは事実でございますが、桜の保全、維持管理等に使っている、それから警備されている方の経費に使っているということです、これは強制ではございませんで、協力金という形ですので、できればご理解をいただきたいというところでございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） もう一つは、県が道の駅含めて自転車のキャンペーンを張って、試行的に自転車を置いてやっていますよね。そのあり方の一つなんですが、どういうお客さんを対象にしているのかということと、コースプランもディスプレイに出たりするんですけども、この辺の狙いを改めてわかったら教えていただけますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

近年、ロードバイクなどで伊豆半島を訪れる方が増加しておりますが、2020年東京オリンピック・パラリンピック自転車競技が伊豆市や小山町を会場として開催されることから、今後さらに増加するものと考えております。

本町では、増加する受け入れに対応するため、静岡県や美しい伊豆創造センター、E-SPOと連携し、国県道へのヤマネマークの表示や伊豆半島エリアとしてモデルコースをつくり、バイシクルピットの整備や、サイクルラックバスの導入などを行ってまいりました。

特に伊豆半島エリアにサイクリングで訪れる方は、海岸沿いの美しい景観と、起伏に富んだ攻略しがいのあるコースを求めていると考えております。

伊豆半島ならではのコースを存分に楽しんでもらえるよう、安全面や休憩、メンテナンス施設等の整備に広域で取り組むとともに、本町独自の受け入れ環境の整備に向けて、その歩みを確かなものとしてまいります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ここで若干提案ですけれども、1つは道の駅もそうですけれども、アシストサイクルありますよね。県が主催しているので、どうしても露天に置いていくのが理解できないんです。新しい高価な自転車を、自転車を愛好する人は自転車を露天に置かないで。そうすると、今は宿泊する場合に回収する補助が出ますけれども、多くの民宿さんも含めて、ロードバイクの話を今、町長されましたけれども、屋内に取り込んでおくところを持っている民宿さんも、休暇村なりの専用ではないんですね。言えば置けるでしょうけれども、やはりモデルの事業としての自転車を野ざらしに、雨ざらしにしておくということ自体が、もっとユーザーなりサイクリストのご意見を聞いて取り組みを進めたらいいんじゃないかというふうに思います。絶対屋外へ置かない、部屋の中にばらして置くとか。お客さんも、盗難も含めて、余り雨や露に合わないようにする。これをやるだけでお客さんも増える。

それと、少し多くのお客さんを呼ぶには、やはりコース的にも楽なところと見どころ、伊豆88カ所のお寺めぐり等々も視野に入れた取り組みを、提案をしてあげるといいかとは思いますが。シニア層でもそうしたお遍路的なもので回るにしても、一番、伊豆半島の伊豆88カ所めぐりでは、南伊豆町が一番お寺がたしか多いんじゃないかというふうに思いますが、こうした観光資源も含めて、自転車のあり方はぜひ県にも提案していただいて、多くの意見を集めていただければというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで15時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 稲 葉 勝 男 君

○議長（齋藤 要君） 6 番議員、稲葉勝男君の質問を許可いたします。

稲葉勝男君。

〔6 番 稲葉勝男君登壇〕

○6 番（稲葉勝男君） それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、伊豆半島ジオパークが世界認定になりましたけれども、町の取り組みということで伺います。

伊豆半島ジオパークが初回の挑戦から2年、4月17日にユネスコの世界ジオパークに認定されました。歴史の上で感動的な出来事であり、ユネスコがジオパークの事業目的に掲げるのは、地質学的な遺産を保護しながら観光や教育、防災などに活用をして、地域が持続可能な開発を目指すこととしております。世界認定を機に、改めて伊豆半島の住民がジオパークの取り組みを理解し、子孫に伝えることで地域振興や活性化につなげてほしいと、新聞にも掲載されておりました。全く私も同感だと思います。

伊豆半島の原形はるか南の海底火山で100万年前、本州と衝突し伊豆半島が誕生し、20万年前、現在の伊豆半島の姿になったと言われ、その地球活動によって生み出された変化に富んだ地形、温泉、食材など、これらを生かした体験など、数多くのジオの恵みがあり、教育や観光等と連携し、地域振興や活性化にとって、私は千載一遇のチャンスと捉えることが必要であると思っております。

町長も施政方針、あるいは今年度から取り組む国内最大のデスティネーションキャンペーン、石廊崎オーシャンパーク、これとジオパーク認定、連携して町の経済活性化への期待を述べておられます。全くそのとおりでございます。

その中で、ジオパークに対する一般的な認識がまだ低い中で、観光との結びつきをどのように考えているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

また、このジオパークを後世に引き継ぎ、地域振興を進めるため、後継者である小学生、中学生、あるいは高校生に対する取り組みについては、今年度の予算でいきますと、教育費のふるさと学級事業で、ふるさと大好き南伊豆っ子でジオパーク体験を計画するということが予算計上されております。しかし、後継者というか、皆さんに知ってもらうためには、小中、これの教育振興の中で取り組む必要があると思うが、町長、教育長はどのように考えておられますか。

今日の新聞ですと、5年生がジオリアへ横浜交流の帰りによったということですが、やはり教育の面でもっと小中学生、あるいは、もちろん町民もそれを知ってもらわなければ困るんですけれども。とりあえず小中学校の生徒に対して、教育面での振興の中で考えられることをしていただきたいというのが私の希望でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

行政報告でも述べましたが、本年4月17日、伊豆半島ジオパークがユネスコの世界認定を受けました。認定に至るまで、これまでの取り組みについては、ご案内のとおりであります。が、平成27年にはユネスコの承認事業でもあった正式プログラムとなり、認定のハードルが高くなったことは申すまでもありません。

ユネスコは、ジオパークの認定要素として、エリア内の希少な地形や地質構成要因以外にも、その要因を活用した持続可能な観光事業の展開の有無、文化の保護と尊重の心の醸成、理科教育、社会教育、防災教育のあり方などを重視しており、町でも、伊豆半島ジオパーク推進協議会への職員派遣や観光協会を介したビジターセンターの運営、南伊豆ジオガイドの会に対する各種支援を行い、学校でのジオ教育にも取り組んでいるところであります。

ジオパークの世界認定においては、4年後の再審査が求められることから、認定継続に当たっては、構成市町による取り組みの一体感が必要不可欠となりますので、広域的な連携強化、観光・教育プログラムの融合など、今後も世界ジオパークであり続けることを目指してまいります。

子供たちの教育の面ですけれども、明日ご審議いただきますが、6月補正予算の中で、ジオパークの当初で盛っていないものですから、ジオパークの様々なことを、また明日ご審議いただきますけれども。教育のほうも1年間のカリキュラムが決まっている中ですので、ちょっと難しいところもございますが、なるべく子供たちにいろいろジオサイトを見てもらったり、ジオサイトのほうは推進していこうというふうに予定しております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

先ほど議員さんのほうからご指摘ありました小学校5年生が横浜交流の帰りにジオリアによるというプランはございました。そういったプランの中でもジオ学習をやる。

せんだって、伊豆中3年生が遠足のときにタライ岬に回りまして、これもジオガイドつきの遠足を行ったところでございます。それから、あと、南中小の6年生が千畳敷の見学を、やはりジオガイドつきのプランでやっている。

カリキュラム的には苦しいところもございますけれども、可能な限りいろんな総合学習とか入れて、現在行っている最中です。今後ますます増やしてという予定では思っています。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 稲葉勝男君。

〔6番 稲葉勝男君登壇〕

○6番（稲葉勝男君） ありがとうございます。

なぜ私がこういう質問をしたかというのは、実は台湾に野柳というか、地質公園というか、それがございます。そこには波の浸食というか、それによってできた、クイーンヘッド、クイーンと言ったら女王様、女王様というか、その頭の形をしたものだとか、豆腐の岩だとか、いろんなものがあって、それを名づけたのが子供だそうです。ですから、子供は大人と違った目線でいろんなものを見ている。それが率直な話、純粋な目で見ているから、ぱっと見て、これは豆腐だという、そういうのであって、それがすごくその野柳のいろんな奇岩というか、そういうものの名前になっているということを聞いておりますので、ぜひ子供の純粋な、教育の面でもそうなんですけれども、純粋な目で見ただけのものを、やはり、ジオが初めて認定になったんで、町を挙げてぜひ皆さんに知ってもらおう一つのポイントというか、そういうのにしていきたい。そういう意味で質問させていただきました。

そして、2番目です。世界ジオパーク認定されたばかりで、先ほども言いましたように知名度が低く、地域住民にも深く理解されていないという現状です。それでジオパークの活用を理解してもらうためにも、専門的知識を持つジオガイドを養成することが、これは不可欠であると思います。それで、本町で認定されているジオガイドの方に聞いたところだと、10名か11名ぐらいだと。伊豆半島全体で百七十何名かぐらいかおられるということですが、南伊豆では10名前後だということも聞いております。

それで、このジオのジオガイドの認定を受けるのには、何か段階が3段階ぐらいありますね。それによって、もちろんいろんな講習も受ける、それから現地での、例えば南伊豆だったら南伊豆のジオを説明するのではなくて、大室山だとかあっちへ行ってみようとか、いろいろそういう形の中で、非常に時間的にも結構制約されるというか、そういう面もあるものなんです。受験する方は大体高齢の方が多いと、そういう話も聞いております。この中で、

高齢の方も多し、それから特に興味を持ってやられる方は、ここへ移住した方が多いという話も聞いております。

こういう中で、認定ガイドになれば、もちろん、その後は有償でガイドをして対価をいただくということができるんですけども、ただ、それが目的じゃなくて、皆さんこのジオ、一生懸命広めたい、ジオが好きだという、そういう方ばかりなものですから、今後、南伊豆町のジオを皆さんに知ってもらうためには、ぜひこのジオガイドの養成とかも必要不可欠だと思います。このために先ほど町長のほうからもいろいろジオサイトについての支援だとかやっていっていることだと、経済的な支援というよりは、いろんな何ですか、町でできる支援、受験するのに、私も詳しいことはわかりませんが、受験をするために向こうから講師を呼んでできるような形になるのか、そういう形だとか、いろいろ身近にすぐとかいうか、誰でも受験できるようなシステムをつくること、これは南伊豆がそうしてくれと言っても、ジオのほうの関係があるからわからないですけども、そこらをどういうふうにか、ちょっと町長にお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ジオガイドの認定については、伊豆半島ジオパーク推進協議会が主管し、約半年にも及ぶ検定期間を要する非常に厳しいものとなっております。

また、検定会場も指定されており、受験者にとっては労力と金銭的負担も伴うことなどから、観光協会を介した中で、これらの経費にかかわる補助を続けてまいりましたが、幸いなことに年に二、三人が検定に合格しており、現在町内では12名のガイドが登録されており、長い人では7年程度のキャリアを有する方もおられると伺っております。

世界認定に際しては、ジオガイドの役割とその存在は再審査等に大きく影響することから、今後も受験者支援を継続するほか、オーシャンパーク内にも新たなジオ拠点整備を進めながら、ジオガイドが活躍できる環境整備に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 稲葉勝男君。

〔6番 稲葉勝男君登壇〕

○6番（稲葉勝男君） 町長のほうからそういう答弁をいただきましたので、本当に何回も申し上げるんですけども、ぜひそのジオガイドが大勢いたほうが、南伊豆のためにも伊豆半

島全体のためにもいいんですけれども。ぜひ町長の言われているような形の中で、ジオガイドの養成には力を入れていただきたい、このように思っております。

続きまして、3つ目として、ジオの施設整備についてということなんですけれども、この施設整備の一つは、ジオのポイントへ行くのに遊歩道を利用していくところが多々あると思うんですよ。遊歩道が何年前かに、これ1市5町で遊歩道、観光課長が遊歩道を何とか協会とか、それがあったんですけれども、今はそれがたしかなくなって。ありますか。そうですか。それがあって、今言った遊歩道の整備はジオのガイドの皆さんがカマを持って刈りながら行くような状況だということも聞いております。ぜひ今言った遊歩道の維持管理について、これは前からの問題になっていて、非常に労力もそうなんですけれども、費用的にかかるということもあって、今余り整備されていないのが現状だと思うんですよ。だから、それらを整備していただきたいということが、1つ私の感じです。

それとあと、ジオのポイントの崩落、あるいは亀裂、そういうものが受ける被害、それをどういうふうこれから防ぐために何らかの環境整備というか、保全活動ですね。それをしていかなければ、どんどん落ちるだけ落ちる、朽ちるだけ朽ちるというあれじゃ、ジオのあれもないですから。保全活動だとか環境整備、これらについてどのように考えておられるのか、町長でも担当課長でも結構ですけれども、お願いします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町においては、奥石廊崎にジオパークビジターセンタを開設し、ゆうすげ公園、弓ヶ浜など、7カ所にジオサイトに関するジオ専門案内板を設置しております。

当該ビジターセンターについては、ジオ特有のロケーションを背景とし、ジオガイドも配置され、機能的に運営されることから、伊豆半島ジオパーク推進協議会からも高評価をいただいており、昨年世界認定審査においても、最良の沈砂池として選定されたところであります。

平成31年4月には石廊崎オーシャンパークのオープン予定ですが、その休憩所内にはジオパークガイドブースを設けることとしており、既存のビジターセンターとの連携を図りながら、世界認定となったジオサイト等の再整備や、町内に数多く点在する南伊豆の新たな魅力を情報発信してまいりたいと考えております。

以上です。

その整備につきましては、企画課長、商工観光課長に答弁させます。

○議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

遊歩道の整備の関係でございますけれども、南伊豆町と下田市、あと松崎町の管内を含めて、南伊豆歩道の運営協議会というものを設立しております。これについては、静岡県は当然入っております、あと環境省、あと休暇村さんとか入っているんですけれども、その中で維持管理を行っているような格好になっていまして、草刈りにつきましては、年2回、例年実施しているというところで、夏前と秋にやっているのが現状です。

この前、ガイドさんが草刈りをやっていただいたというのは、ガイドさんのツアーが年間通じて2カ月に一遍ぐらいあるという話を聞いたんですけれども、そのツアーの中で実施したもので、ちょっと見苦しいというのか、その部分をやっていただいたというので伺っております。

草刈りですので、かなり時間的にもかかるものですから、その回数を増やすとか、そこはちょっと考えていきたいと思っております。

亀裂とか落石とか、そういう大規模のものについては、県を通じて要望した中で、大規模の修繕というのは、はかっていくことになるかと思っております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

ジオサイトごとの崩落等の危険性についてということなんですけれども、伊豆半島ジオパークの場合は風光明媚だということに加えて、半島自体が動いている、しかも西側に少しずつ傾いているということ自体も認定の要件になっております。ですので、そこをコンクリートで固めたり云々ということはなかなかしにくいものですから、いかに安全に観察できるかといったようなことについて、今後ちょっと予算化の検討等を提案していきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 稲葉勝男君。

〔6番 稲葉勝男君登壇〕

○6番（稲葉勝男君） 今、観光課長がおっしゃった草刈りが春秋、夏秋、春……

○商工観光課長（齋藤重広君） 夏前と秋。

○6番（稲葉勝男君）　今までは確かにそれで、ある程度目的は果たしていたと思うんですけども、今度そのジオの関係でこういうふうになってきますと、今まで50人のところを100人という可能性もあります。ですから、常にその辺は気を配って、歩道の整備というのは、これはやるべきだと思います。

それと企画課長、私が言っているのは、コンクリートで固めろとかじゃなくて、例えば、ちょっと西伊豆に聞いたら、西伊豆町のほうは、高校生だとかそういう人たち、地元の人と、この人たちが一緒になって、それでジオの箇所の清掃と言ったらおかしいけれども、そういうものをやっていますよという話も聞いているもんですから、うちのほうもそういうふうな、状況的には同じじゃないんですけれども。だから、何らかの形で、やはりいつまでも保全するためには、ある程度そういう修復というか、維持管理をしなければならないので、そこを私言っているものですから。ぜひこの今言った、まだジオが認定されて間もないから、町民もそんなにわかっていない。それをある程度、町民の皆さんを引き込んだ中で維持管理なり何なりできるような、そういうことも一つの方法だと思いますけれども。その辺について、いいです、要望で。要望します。

それで課長、だからぜひ、頻繁と言ったらおかしいけれども、ある程度今までと違った形の中で維持管理を考えていただきたい、このように思います。

それで、私も伊豆半島ジオパークの世界認定、これがデスティネーションキャンペーンだとか東京オリンピック、それから基幹産業である、これらが観光関連する全ての産業にとって活性化のビッグチャンスだというふうに捉えておりますし、活性化にもこれはつながると。今後、町長その辺を十分心に置いて、ぜひ交流人口も増えるような形の町にしていく必要があるというふうに思います。

これで私の1つ目の質問は終わらせていただきます。

続いて、広域、これは先ほど同僚議員も質問いたしましたので、重複する部分もありますが、答弁のほうをお願いいたします。

広域ごみ処理計画の現況と今後ということで質問させていただきますが、ここで、この28年の11月29日の南伊豆町一般廃棄物処理基本計画の策定についてというので全員協議会がありました。それから平成30年2月15日の広域ごみ処理についてまで、5回のたしか全員協議会で説明を受けたり、資料提供をいただいております。これは私、たしか5回だと思っているんですけれども、この記憶に基づいてちょっとお聞きいたしますけれども、このごみ処理広域化については、ダイオキシン類の排出削減対策ということで、国がごみ処理広域化計画

について、各都道府県に対して計画策定を指導したのが平成10年ごろですか、それで、そのとき、県も7ブロックに分かれてやって、それで平成10年のとき、そういうのが出て、そして平成13年ごろ、ダイオキシンの工事をやった。たしか8億近く、8億だったかな、かけてやったという、そういう経過もあります。

そこで、ごみ処理計画の推進協議会というのは、平成10年に1市5町1村で立ち上げたんですけれども、そのときちょうど合併だとかそういう問題を抱えている中で検討されてきて、そして候補地がこの圏域のちょうど中間というか、真ん中、へそに当たる稲梓地区を処理場の計画にという話があって、だけれども、稲梓地区は下田の水道の上流にあるということで、それから立ち消えになってずっと来ていたわけなんですけれども。この平成13年にたしか、平成13年、そうだね、平成13年か。その頃それができて、25年から29年の間に広域化にしようというって、また立ち消えとなるという、そういう経過もあります。

それから13年経過して平成26年、施設の老朽化が進む下田市、本町、それから松崎町、西伊豆町で広域ごみ処理施設整備推進に係る市町担当者勉強会というものを立ち上げて、そして平成28年9月には、その中から西伊豆町が当分の間単独でいくということで脱会し、そして1市2町の首長会議で、担当者会議で重ねてきたというのが、これまでの経過だというふうに、これでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○6番（稲葉勝男君） それで、そういうふうに私も感じております。

そこで、町長も昨年度5月の就任以来、6月、9月、12月議会で1市2町によるこの問題に触れて、安心安全なごみ処理の実現に向けての意気込みを示されております。それで施設建設予定地の湊地区住民への説明会も行われ、本当にご苦労さまという状況であります。しかし、このような中、2月にはパートナーである下田市が全員協議会で広域化に利便が不明確であるから、今後計画が白紙になる可能性があるとの説明をして、これを受け、松崎町は、2市町の行動を確かめ協議したいコメントを出しましたと。そして、6月に回答が来るという段階だと思います。

今現状はどうなのかということを先ほどお聞きしましたが、それについてはいいんですけれども、また今後の方向性、これについて、6市町の広域連携会議、これがこの間あったんですね。それで、2015年の国調だと賀茂郡の人口は6万6,000か、それから52.6%減って30年後には3万1,000になると。こういう状況で、インフラ整備については、多額な投資が必要だから、じゃ、広域でやろうとかという、そういう話をされた中で、現状ではどういうふ

うな、その辺をもう一度町長にお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

賀茂広域連携会議の中では、今回の1市2町等に関するごみ焼却場の話は特には出ていません。東賀地区、東伊豆町、河津町は既存の施設で今までどおり、西伊豆町と松崎町もそれぞれ今の施設を使うのでは、西伊豆町は使っておるということです。1市2町の下田市、南伊豆町、松崎町の枠組みについては、今後、皆さんに報告もしておりますけれども、今月末までの猶予期間の中でお答えをいただくというところでございます。その中で、まだどういうふうな形で進むというのがまだ想定できていない部分がございますので、はっきりしたことはこの場では言えないところがありますけれども、仮に1市2町の形でもとどおり、今までどおりの提案のもとやらせていただくのであれば、今までの提案をそのまま進めていくという形でいきたいと思います。

また、松崎町、もしくは下田市が離脱するという、今回の話を進めない、離脱するという方向であれば、また条件的にさまざま変わってくる面がございますので、そのときには新たにまた一緒に広域でやっていただける、いただけるという言い方は変ですけれども、やっていく市町と再協議をしていくというところです。

そしてまた、完全にこの話が破綻してしまうようであれば、南伊豆町として単独で施設を建設するのか、それともまたほかの自治体が受け入れてくれるのかも含めて、やはり単独というのは、これから人口減少の中難しい部分もあるかと思いますので、下田市さん、それから松崎町のお答えを待って、どのように対応するか検討していきたいと思います。

答えは多分、6月末までいかないうちに早くいただければ、こちらも助かるなというところですので、またお答えをいただいた時点で議員の皆様には報告をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 稲葉勝男君。

〔6番 稲葉勝男君登壇〕

○6番（稲葉勝男君） 町長のおっしゃるとおりですけれども、確かにまだ方向性は決まっていないんですけれども。仮に単独でということを選択しなければならないという場合になったとき、焼却施設というのは非常に投資額が大きいです、町長もご存じのように。それで、現在の施設は、平成3年に供用開始してもう27年、耐用年数というのは大体25年がもう過ぎ

ているという状況なので、いつこれがどういう結果になるかということとはわからない状態にあります。

それで、現在の施設というのは大体15トンの炉が2基で稼働しているわけなんですけれども、それで毎年1億7,000万ぐらいの維持管理というか、委託費も含めた中でいくんですけれども。この状況が続きますと、いつそういうものが、施設が稼働できなくなるかわかりません。そういう中で新しい施設を造るにしても、この間のシミュレーションというか、あれによりますと、24億ぐらい事業費がかかると。そして、この中で毎年1億4,000万ぐらいの維持管理費を要するという形。その中で、また交付金というのが7億ちょっと来るといっても、相当町の財政には大きいウエートがかかると思います。そういう中で、今、人口が確かに八千何百人ですから、1人当たり1キロ前後のあれが毎月出したにしても、ある程度のごみが出るわけなんですけれども。これが仮に故障して稼働できなくなって、下田とかみんな助けてもらふことは、それは事実できるでしょうけれども。町民の生活と本当に結びついたというか、もう喫緊の課題だということで、ぜひ町長、単独でいくという選択肢は、もう早急のうちにね、単独じゃなくて、その方向性は、6月に出てきた時点で、方向をもう、はっきり決めたほうが私はいいと思うんですけれども、その辺、町長どうですか、お考えは。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

基本的には、私も単独でいくという道は選びたくないと考えております。結果として単独で進むという方向が最悪という言い方が正しいかわからないですけれども、あるかもしれないですけれども、基本的には単独で進めるという方法は進めたくないと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 稲葉勝男君。

〔6番 稲葉勝男君登壇〕

○6番（稲葉勝男君） 何回も言うようなんですけれども、本当に喫緊の課題ですので、ぜひ今後、下田市と松崎の動向を見きわめた中で、町長、ぜひ方向性を明確にしていくことが必要だというふうに思いますので、そのつもりで当たっていただきたいというふうに思います。

私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（齋藤 要君） 稲葉勝男君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（齋藤 要君） 本日の議事件目は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成30年6月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

平成30年6月6日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報第 3号 専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 4 議第43号 南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議第44号 南伊豆町庁舎ホール等使用条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第45号 南伊豆町定年退職者等の再任用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第46号 南伊豆町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第47号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第48号 静岡市町総合事務組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第10 議第49号 備品購入契約について（平成30年度基幹系パソコン及びプリンタ購入）
- 日程第11 議第50号 備品購入契約について（平成30年度小中学校教職員用パソコン購入）
- 日程第12 議第51号 指定管理者の指定について（石廊崎オーシャンパーク）
- 日程第13 議第52号 南伊豆町指定金融機関の指定について
- 日程第14 議第53号 町道路線の認定について
- 日程第15 議第54号 平成30年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 発議第1号 最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第17 発議第2号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書の提出について

日程第 18 各委員会の閉会中の継続調査申出書

日程第 19 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	渡 邊 哲 君	2 番	比野下 文 男 君
3 番	加 畑 毅 君	4 番	谷 正 君
5 番	長 田 美喜彦 君	6 番	稲 葉 勝 男 君
7 番	清 水 清 一 君	8 番	漆 田 修 君
9 番	齋 藤 要 君	10 番	渡 邊 嘉 郎 君
11 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	大 年 美 文 君
企 画 課 長	菰 田 一 郎 君	地方創生室長	勝 田 智 史 君
地域整備課長	飯 田 満寿雄 君	商工観光課長	齋 藤 重 広 君
町 民 課 長	高 野 喜久美 君	健康増進課長	渡 辺 雅 之 君
福祉介護課長	高 橋 健 一 君	教 育 委 員 会 長	大 野 孝 行 君
生活環境課長	高 野 克 巳 君	会 計 管 理 者	高 橋 由 美 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 禎 明	主 任 主 事	鈴 木 恵 子
--------	---------	---------	---------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（齋藤 要君） 皆さん、おはようございます。

皆さんご苦労さまです。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成30年6月南伊豆町議会定例会本会議第2日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（齋藤 要君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤 要君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

3番議員 加 畑 毅 君

4番議員 谷 正 君

◎一般質問

○議長（齋藤 要君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 清 水 清 一 君

○議長（齋藤 要君） 7 番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

清水清一君。

〔7 番 清水清一君登壇〕

○7 番（清水清一君） それでは、清水、一般質問をさせていただきます。

通告書に従い、まず最初に、医療、福祉について質問させていただきます。

町民、住んでいる方々の医療をどういうふうに、住んでいらっしゃる方が実際に行くのも大変ですから、それについて町として医療の確保についてはどう考えているのか。また、福祉についてもどういうふうに考えておられるのか。その充実のために、現在どのようなことを実施していて、また今後どのような計画で進めていくのかを、まず最初にお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

では、お答えいたします。

少子・高齢化が急速に進行する中におきまして、限られた資源を持って、増加する医療等の需要に対応していかなければなりません。

このため、医療機関への通院の一助として、町内の医療機関を巡回する患者輸送バス、順天堂静岡病院直通運行事業及び下田メディカルセンターへの高齢者通院費助成など、引き続き実施しているところであります。

医療確保の面では、町内には入院可能な医療機関はなく、整形外科、産婦人科などの診療科においても、近隣市町への受診を余儀なくされておりますが、充実した事柄として、特定医療法人駿甲会が運営する市之瀬診療所が南上地区に開院し、週 5 日間での外来診療が行われております。

また、賀茂圏域唯一の公立病院である下田メディカルセンターにおいては、回復期リハビリテーション病棟の運用に始まり、地域包括ケア病床の導入、がん治療における科学療法外来室の設置等、段階的に診療体制の充実が図られ、本年 4 月からは糖尿病専門医による専門外来も設置され、重症化や合併症の予防、進行の防止が期待されるところであります。

今後も静岡県賀茂圏域市町医療機関及び賀茂医師会などと連携し、賀茂地域医療構想調整会議等を通じ、医療の確保対策に努めてまいります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 今、医師会と協力して、町民のための医療確保を一生懸命やっているんだという答弁だったと思うんですけれども、これをもっとうまく、なかなか役場として医師会に対して医療をやってくださいということは、なかなか言いにくいことだと思うんですけれども、しっかりやっていただきたいなと思います。

まず最初に、それを聞いておいて、2つ目の高校生医療費無料化で現状はという形になっております。質問をしてありますけれども、今議会の行政報告の中にも少し書いてありましたけれども、高校生の医療費無償化の状況という形で書いてありました。これを見ますと受給者証を交付したと書いてありますけれども、この現状は今どうなっておられるのか、まず最初にお聞きします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

行政報告でも述べさせていただきましたが、こども医療費助成事業については、本年4月より対象年齢を18歳に達する年度末までといたしました。

対象年齢の拡大に伴う対象者数は、4月1日現在で197名となっており、申請者181名に受給者証を交付いたしました。

本年度予算には、これら拡大分として400万円を計上したところでありますが、直近の実績となる4月診療分については、制度上、国保連合会から2カ月後にデータ提供されることから、現時点においては、実績をお知らせすることができない状況にありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 受診状況がわからないということですが、概ね保護者からは好評だという話は聞いているという話だと思います。その中、行政報告を読んだ中で、197名中181名という形がありましたけれども、約消費税ぐらいの8%の方々が交付を受けていない方の受給者証、これ何で、そういう方々が南伊豆町内に住んでいて、医療費、せっかく安くしてあげるのにという形の中、医療機関にかからないという形があるのか、そこについて

お願いします。

○議長（齋藤 要君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

今回の医療費の助成につきましては、基本的には申請制ということでございます。その場合に、なかなか申請を窓口のほうに持ってきていただけないという方になります。この方についても、例えば、今から申請をされた場合については、払った医療費等について償還払いというような形でお返しするような対応をとっております。通知をする際に、そのような内容も含めてご通知を対象者のほうには差し上げているという状況です。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） これ行政報告で見ますとね、16名の方々は、申請していないというのは、なぜなんだろうということで、全体の8%だったと、ああそうかということで、この方々の申請しなかった理由等は病気がないからとか、後でもらえるからという形で申請しなかったのかもしれませんが、なるべくだったら申請しておいてもらったほうがいいんじゃないかなと思いますので、これについては担当課のほうは、一生懸命やっておいていただきたいと思います。結果がこれ出ていればもっと話ができるんですけども、結果が出ていないので話はできませんので、次にまいります。

次は、5月20日の静岡新聞の1面のトップ記事に、はしか予防接種県内市町で差があるという記事がありました。これはですね、その中でそうなんだという形で私読んでいたんですけども、この中で見たときに南伊豆町内は2回目の接種の中で県下平均94.2%のところ、南伊豆町は81%ということで、県下最下位だという形があったわけです。はしかというのは、今のところ沖縄県とかあっちのほうで今大分はやっていて、その予防接種についての記事を報道機関がつくったわけですけども、その中でこれを見たとき、予防接種を南伊豆町内でもっと接種してもらったほうがいいんじゃないかなと、静岡県下で最下位ということは、それだけ逆に病気にかかりやすい町民が多いということですから、それについての対策等はどんなように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現在、我が国では、定期予防接種として、子どもへの接種は13疾患10種類、高齢者では、2疾患2種類のワクチンを接種実施しております。

賀茂地域での子どもへの予防接種は、集団接種を中心に実施しておりましたが、今年度から、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）それから二種混合（ジフテリア・破傷風）です。それと日本脳炎の6種類のワクチン接種を、各医療機関で実施する個別接種に移行いたしました。

また、個別接種に移行したことにより、子どもの体調や保護者の予定に合わせた日程調整や、子どもの体調をよく知る、「かかりつけ医」での接種なども可能なことから、接種機会の拡大が期待されます。

加えて、さらなる接種率向上の取り組みとしては、対象者に接種時期に合わせて郵送や手渡しによる個別通知を行うほか、未実施の保護者には、再通知による接種勧奨を行うとともに、「赤ちゃん訪問」や「乳幼児健診等」においても、予防接種の必要性や接種方法などを直接ご説明し、接種勧奨に努めております。

高齢者に向けた取り組みについては、インフルエンザと高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を実施しておりますが、疾病予防のため医療機関と協力し、接種勧奨を行うとともに、重複して接種しないよう注意喚起を促すなど、対応に努めているところであります。

今後ともさらなる予防接種の接種率向上に努めてまいります。

以上です。補足の説明を。

○議長（齋藤 要君） 健康増進課長。

○健康増進課長（渡辺雅之君） ただいま町長のほうから答弁ございましたが、補足で説明を若干させていただきます。

予防接種、特に新聞で取り上げられた麻疹、風疹、MRワクチンの実施でございますけれども、うちの方、人数が少ないものですから、対象者数が少ないので、1人、2人受けないと、がくっと接種率がさがってしまいます。2016年のデータが新聞では出ておりますが、直近の平成29年度の接種率、麻疹、風疹につきましては、1期対象者数38名に対して38名が接種100%です。2期61名に対して57名が接種、93.4%の接種率となっております。

なぜ100%にならないのかということなんですが、保護者の方々の中には、副反応の心配でありますとか、健康被害の心配をされる方もおられます。こういった方々が接種を希望されないという場合もあります。このような保護者の方々には日々、日ごろから乳幼児の健診であるとか、健康相談のときを通じまして、ワクチンの効果、必要性ばかりではなくて注意

事項副反応等についてもお知らせをし、正しい普及に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） やはり担当課は、特に一生懸命頑張っているというのはわかりました。

その中で、2016年度の81%ということは、約2割の方が受けていないわけですが、その方についての追加の接種勧奨という形はやっていないのか、小学生になっているわけですが、その方々についての2回目のワクチン、やっておいたほうが確実だということもわかっているんですけれども、それをやる意思等があるのかないのか、それについて伺いたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 健康増進課長。

○健康増進課長（渡辺雅之君） 2回目の接種でございますが、先ほど町長の答弁にもありましたように、勧奨通知を送ってあったり、ほかの予防接種等々の時期に、保護者の方にご通知をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。子どもについては、そういう形で今の小さい子については、今後100%あるいは93%の形の中では、大分一生懸命努力しているんだろうなというふうに思われます。県下平均とほとんど一緒だと、93%ですと、県下平均ぐらいだなと思いますので、一生懸命やっているなというのがわかります。

その中で高齢者の肺炎球菌ワクチン、これについては、公費助成しているわけですが、受診率はどのような、1回目ですけれども、どのくらいあって、宣伝あるいは受診、受けてもらう形をどのように進めておられるかお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 健康増進課長。

○健康増進課長（渡辺雅之君） 高齢者肺炎球菌ワクチンの定期の部分になりますけれども、こちらのほうにつきましては、免疫の効果が約5年間あるということで、5歳刻みで対象者の方を抽出をいたしまして、個別案内をさせていただいております。また、4,000円ほどを自己負担していただいて、全体では、ワクチンで8,000円でございますので、約2分の1の助成をしているところでございます。接種率等々につきましては、申し込みによって接種さ

れておりますので、今ここで細かい数字を持っていないのでご容赦をしていただきたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

高齢者について、やはり風邪から始まって、風邪は万病のもとというわけですから、肺炎も風邪も似たようなものですから、そこからインフルエンザもそうなんですけれども、そういう形で健康に留意していただいて、予防接種というのは大事なかと考えますので、それについても取り組みをしっかりとやっておいていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、2つ目にまいります。

景観条例制定への取り組みというタイトルでございます。

5月30日、南伊豆町が景観行政団体になったという形の報道がございました。景観団体になるためには、景観条例を制定するんだらうなというふうに推測するんですけれども、景観行政団体となるための中で、その目的として空き地、空き家対策等の適正管理等もあるんですけれども、どのような形で景観条例を制定するように取り組んでおられるのか、それを、まず最初にお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

急速な人口減少や高齢化社会により、都市部でも空き地、空き家問題は深刻な状況にあります。

空き地及び空き家の増加は、防災、防犯上においても、生活環境もしくは景観の保全上も問題を生じさせ、さらには地域の活力を低下させる要因の一つになるものと考えられております。

日本の原風景が残る農山漁村に対する関心や、憧れが高まりつつある中で、自然景観や、地域の歴史的、文化的な景観資産を保全しつつ、これらを生かしながら、良好な景観形成を図ることが活力ある地域として持続していく上で必須であるとの考えから、平成28年度より南伊豆町景観形成ガイドプランを策定しており、空き地、空き家対策についても、当該プランの主要施策を取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） ガイドプランとかをつくり、一生懸命やっているという話なんですけれども、この中で、私が一般質問を出した後、景観行政団体という形であるという中で、県に景観行政団体になるための協議書を、5月8日付で出しましたよというのが、県の資料文書にあるわけです。ということは、この協議書、どんなような内容を景観行政団体で、その後で条例もつくることを考えていると思うんですけれども、協議書はどのようなものがあって、それをもって景観計画等もつくらなきゃいけないと思うんですけれども、それについての今進捗状況等をお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

景観法というのが平成16年6月18日法律第100号として出ております。その中で、景観の業務を行うのは、県が行うということになっております。その規定の中で景観行政団体というのがございまして、そちらのほうに町が県にかかわって行えるよという法律が景観法第98条第2項によって協議を受ければ南伊豆町ができるよという規定がございます。

その中での内容といたしまして、第2章に景観計画及びこれに基づく措置、1節のほうで景観計画の策定等、第2節、行為の規制と、第3節で景観重要構造物等ということと、あと4節のほうの景観重要公共施設の整備等、第4章景観協定、第5章景観整備機構ということが載ってございまして、そちらの業務が町のほうでできるよということになっておりまして、そちらのほうの議員がおっしゃられたとおりで、平成30年5月8日に南伊豆町から協議を県のほうに行いまして、去る5月30日にその協議についての回答が来てございます。7月2日から、県にかかわってその処理が行えるよという回答書をいただいております。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 今年の7月2日から景観行政団体になるという形の中でありましてけれども、賀茂郡下で入っていないのは、西伊豆町と河津町と東伊豆町で、松崎町と下田市と、これで南伊豆町が入って3つ目になるという形なんですけれども、その中で景観計画をこれからつくらなきゃいけないと思うんですけれども、景観計画をつくるについてどのような形

で策定していくのか。7月2日から県にかわって行うということを考えているわけですが、それについて計画がないことには、景観行政団体としてなかなか難しいと思うんですが、これまでの県もものを、そのまま引き継いでやっていくのか、あるいは町としての景観計画をつくっていく考えがあるのか、そこについてお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

南伊豆町独自の景観条例を策定していきたいと考えてございます。7月2日から景観行政団体になりますので、その中で町内のほうで委員会等を立ち上げまして、条例等、今後策定していきたいということで考えてございます。最終的には31年度末ぐらいに条例ができればよろしいかなということで考えてございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 完璧なものをつくられたいという形で約1年半かけてつくっていきたいという話なんだと思います。そんな形でうまいものをつくらせたいと思います。

その中で、2つ目として、景観条例をつくっていく中に、自然エネルギーとの考え方、どのようにしていくのか。伊東市のほうでも何か大きな自然エネルギーの施設ができるからという形で、いろいろ伊東市内でももめているという話も聞いております。

また、よその町でも景観条例をつくって、自然エネルギーに対して規制というわけではないんですが、何かそういうものをつくりましたという話を聞いているんですが、それについての考え方、これからどのようにしていくのかをお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

再生可能エネルギーは、安定供給面、景観面においても様々な課題が存在するものの、温室ガスの排出を抑え、国内で生産できることなどから、エネルギー安全保障にも寄与できる重要なエネルギーと言えます。

一方で、自然景観や地域の歴史的、文化的な景観資産を保全しつつ、良好な景観形成を図りながら、活力ある地域として持続していく必要もあることなどから、太陽光発電施設等の設置及び管理に関して必要な事項を条例で定めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 太陽光発電について、そういうものを設定していきたいという話がありましたけれども、風力発電についても、よくよその町が高さ制限とかという形の中でつくってあるという話を聞きますけれども、風力発電の考え等は、どのように考えているか伺いたいします。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 現在設置してある17基とあと2基ございますが、それらについては、もういたし方ないものですから、その辺については、今後条例等で設置について考えていくということになるかと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 私は今できているものに対してではなくて、これから開発行為として出てくるもの、今出きているものを撤去させるということはなかなか言えないところなんでしょうから、これから新たな問題が出てくる可能性もあるのではないかなと思いますけれども、その中で、これまで影響があったような気がするから、新たなものについては、景観条例の中で規制していこうという考えがあるのかなのか、そこをお聞きしたいわけです。いかがでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

先ほど町長の答弁の中でも申し上げたと思いますが、これは自然景観、あるいは歴史的、文化的な景観遺産は保全をしなければいけないということが当然ある中で、活力ある地域として持続していくためにも、必要なものをそれを考えていかなければならないというところがあるかと思います。太陽光発電施設等の設置及び管理でございますので、当然風力も入っていると。それも含めた中で必要なものを条例で定めていくというようなことでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） それでは、うまいことを考えていただきたいと思います。それですね、オリンピックに向けた景観対策という形の中で、県のほうも、いろいろな形の中で看板規制とかいう話を言ってきましたけれども、国道、県道についての話がございましたけれども、町として、景観行政団体のなった場合、オリンピックに向けた景観対策をどのように考えておられるのか、そこをお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

静岡県では、平成29年11月から伊豆半島屋外広告物対策の規制を強化し、県道での屋外広告物設置を原則禁止いたしました。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックでは、伊豆市を会場として自転車競技が開催され、日本を代表する観光地であり、美しい海岸線や山並みを走る道路から眺望できる壮大な景観が魅力の一つとなっていることから、世界からお越しになるお客様に誇れる景観づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） この条例制定に向けて景観をよくしていきたいということをつくりたいという話だと思いますから、それをしっかりやっていただいて、景観がよければ観光地として南伊豆に行ったほうがよかったなという形になってこようかと思いますので、うまくこれを活用していただきたいなと思いますので、ぜひ努力してつくっていただきたいなと思います。

続きまして、次にまいります。

3つ目の自然災害への取り組みという形で質問させていただきます。

今、自然災害は台風とか大雨あるいは強風、地震もありますけれども、その自然災害について安全に強いまちづくりというものをしていかなければ町としても大変だろうなど。町民の方々が住んで、自然災害時に不便にならないように、前もって予防していくのが筋だろうと思うんですけれども、それに対しての考えあるいは効果、周知等、どのようにして今現在やっておられるのか、そこを最初にお聞きいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

災害対策基本法第42条の規定に基づき、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、発災時には社会秩序の維持と、公共の福祉の確保を図るため、南伊豆町地域防災計画を定め、毎年見直しを行っております。

当該計画においては、災害を未然に予防するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的として、災害予防計画を定めており、具体的には、防災訓練の実施や自主防災組織の育成などが挙げられます。

防災訓練は9月の総合防災訓練、12月の地域防災訓練、3月の津波避難訓練など、自主防災会を主体とした訓練を計画的に実施しております。

また、自主防災組織の育成としては、「地域の防災は自らの手で担う」いわゆる「自助」の意識を持って、平常時から防災意識の学習や防災地図・防災計画・組織台帳などの作成に取り組むよう指導及び支援を実施しているところであります。

あわせて、大規模災害においては、公助が地域要望に対応できない場合も想定されることから、自主防災組織の役割とその重要性をご理解いただくとともに、さらなる防災意識の向上に取り組み、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 自然災害に関しては、防災計画を毎年見直しているという形の中で、一生懸命やっているという形だろうと思います。

その中で、防災について、自然災害について、今のところわかっている、できることは今一生懸命やっているという意味を今しゃべっていただけたと思うんですけども、その中で2つ目の支援あるいは救助の内容と周知、効果取り組みはという形でお伺いするんですけども、これについて、町として計画の中でどのように考えられておられるのか、それについてお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

自主防災組織育成に向けての支援としては、自主防災活動に要する資機材整備等に対する補助金を交付するほか、各自主防災組織におけるリーダーの育成として、防災委員を選任し、各種研修等を実施しております。

補助事業における区分としては、防災資機材の整備、防災倉庫及び消防施設の整備、備蓄食料、飲料水の整備、避難地及び避難路の整備等に対し、総事業費の2分の1または3分の1の補助をするものであります。

この補助金制度につきましては、行政協力委員会などの機会を通して、各区長様に説明しており、防災委員研修においてもご案内をしておりますので、制度周知は十分されているものと考えておりますが、今後も当該補助金制度をご活用いただき、万全な備えとなるよう期待するところであります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。一生懸命やっていることだとわかります。

その中で、防災委員の方々は、区長さんと兼務の方あるいは、それ以外の方もいますけれども、防災委員の方々の研修はどのくらいやっているのかと。あるいは、民間制度でございすけれども、防災士の制度があつて、そういう防災士の免許を持っている方も役場の職員の中におられますけれども、そういうものに関しての手当、あるいは援助みたいな形、防災士に関しての考え等はどのように考えておられるのかをお伺いします。

○議長（齋藤 要君） 総務課長。

○総務課長（大年美文君） お答えいたします。

今ご質問の中に防災委員の研修ということですが、更新時、新規になられる防災委員の方のときに、全体を通しての研修をさせていただいております。それから防災士に関しまして、大変申しわけありません。補助的なものあるかと思ひますけれども、今手元にないもので、改めてまたご報告させていただきますが、基本的に役場職員は防災士の資格を持っている者もおりますが、各自主防災のほう、できれば防災士の資格を取るような努力をしていただければありがたいかなと。職員はどうしても、災害時は防災本部の職員になりますので、できれば自主防災会のほうから、できるだけ防災士を育成できればなというように、私個人的な考えでございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 総務課長ありがとうございました。個人的ではなく、悪い話ではないですから、全町的に考えていきたいという形を言っていただきたいなと思います。

それと災害医療対策の内容と周知という形で質問の答えがありますけれども、先ほど答弁の中で南伊豆町内には入院等ができる施設がないという中で、こういう災害医療のときにどうしていくのかという形も非常に大事になってこようかと思っておりますけれども、それについてどのように考えておられるのか、まず伺いたいします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

大規模災害時等における賀茂地域の救護病院には、下田メディカルセンターを始め、熱川温泉病院、伊豆東部病院、伊豆今井浜病院、西伊豆健育会病院が指定され、県東部地区の災害拠点病院としては、順天堂静岡病院ほか6医療機関が指定されております。

救護病院は、中等症、重症患者の受け入れや、災害拠点病院への搬送等を受け持ち、災害拠点病院は、重症患者の受け入れ、広域搬送への対応やDMAT医療チームの受け入れや、派遣、応急用医療資機材の貸し出し等を担いますが、町内には災害拠点病院はもとより、救護病院も存在しないことから、災害時における多くの傷病者の対応については、南伊豆中学校屋内運動場に開設する救護所を中心に行われることになります。

救護所の機能を開設すると、1、トリアージ、2、中等症患者及び重症患者の処置及び収容、3、災害拠点病院、広域搬送拠点への患者搬送手配、4、医療救護活動の記録、5、遺体の確認、一時保管及び安置所への搬送手配と多岐にわたることから、発災時の適格に医療救護対策を機能させるため、昨年3月に「南伊豆町医療救護計画」及び「南伊豆町救護所開設・運営マニュアルを策定」いたしました。

また、この医療救護計画に基づき、町内医師、歯科医師、薬剤師に加え、静岡県が参加する南伊豆町災害医療連絡会を設置しております。

同連絡会においては、災害医療に関する意見交換や情報共有を図るとともに、昨年12月の地域防災訓練時には、救護所の開設・運営、トリアージ、応急手当、搬送訓練等を実施したところであります。

訓練当日は町民を初め120名余りが参加し、医療従事者はもちろんのこと、参加者それぞれ

れが、自らの役割について真剣に考えるよい機会となりました。

このように、実効性の高い訓練を繰り返し実施することで、救護所機能の対応力を身につけることが必須と考えられますので、今後とも各種訓練を通して、災害医療の重要性を周知するとともに、医療器材等の更新整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 計画のもと各種訓練を行って、大分いいものができているという話、今答弁がありましたけれども、その訓練をいっぱいやっていくことで、お医者さんにも協力体制が出てくるのかなと。要するにお医者さんの協力がいいことには、災害医療ができないわけですから、その訓練をやっていかないことには、病院がないですから、地元の歯医者さん、あるいは普通のお医者さんでもいてもらわないことには何もできませんから、地元医療機関とまた連携を密にして、医療救護計画とか言いましたけれども、その連絡会の中でうまいものをもっとつくっていただきたいと思いますので、頑張ってくださいをお願いします。私の一般質問は以上で終わりとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで10時25分まで休憩といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時25分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎報第3号の上程、説明、質疑

○議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

報第3号 専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）

を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第3号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する必要があるため、町長の専決処分に関する条例第1条第1項第4号の規定に基づき報告するものであります。

詳細については町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長 高野喜久美君登壇〕

○町民課長（高野喜久美君） それでは、報第3号 南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整理等に関する政令などが平成30年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成30年4月1日から、一部については公布の日から施行されることに伴い、法律の公布と同時に税条例の一部を改正する必要があるため、町長の専決処分に関する条例第1条第1項第4号の規定に基づき、平成30年4月1日付で必要な規定の改正について専決処分させていただいたものを報告し、承認を求めるものです。

本件の改正につきましては、第1条から第6条までの改正となっております。

それでは、改正の内容について、お手元にお配りしてございます資料ナンバー1、新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表につきましては、右側が改正前、左側が改正後の条文で、アンダーラインを引いてある部分が改正された箇所となっております。なお、条文の軽微な加除・修正等につきましては、上位法令の改正に伴うものでございますので割愛させていただき、主な改正点に

ついでのみご説明させていただきます。

それでは、資料ナンバー 1、1 ページをご覧ください。

町民税の関係になります。第23条第3項、町民税の納付義務者等についてです。地方税法の改正により、人格のない社団等について電子申告義務化に係る規定（第48条第10項から第12項までの規定）を適用しないこととするものです。

2 ページをご覧ください。

第24条についてです。こちらは個人の町民税についての規定で、給与所得控除、公的年金等控除の関係になります。地方税法等の改正により、給与所得控除及び公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられ、現行の33万円から43万円になります。このため関係する条文の整理を行うもので、給与所得のみの人、公的年金のみの人につきましては、所得が10万円増となりますが、控除額も10万円増額となるため、税を計算するための課税標準額の変更はありません。しかし、給与所得者や公的年金等の所得者以外は、基礎控除額が10万円増額されることから、所得控除額が10万円増額されることとなります。これは所得配分機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを検討していくとの観点から、学校卒業後、1つの会社で定年まで勤め、年金生活に入るといったような特定の働き方だけでなく、専門能力を生かしてフリーランスで働く、あるいは子育てしながら技能を生かして在宅勤務する、高齢者が能力や経験を生かし、業務単位で仕事を請け負うといった、多様な形で働く人を応援し、働き方改革を後押しするものです。

この改正に伴い、現在障害者や各勤労学生などの個人町民税が課税である合計所得金額の上限が125万円から135万円に引き上げられます。

続きまして、3 ページをご覧ください。

第34の2及び34の6についてです。こちらは基礎控除及び調整控除に所得要件を創設する内容となっております。合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者に係る基礎控除について、控除額が軽減、消失する仕組みが設けられたことから、関係する条文の整備を図るものになります。

具体的には、合計所得金額が2,400万円以下の納税義務者につきましては、基礎控除額は43万円となりますが、2,400万円を超え2,450万円以下の場合は29万円に、2,450万円を超え2,500万円以下の納税義務者については15万円となり、2,500万円を超える納税義務者につきましては基礎控除の適用がなくなることとなります。現行では所得の多寡によらず、一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されていますが、高所得者のため税負担の軽減効

果を及ぼす必要性は乏しいのではないかといったことであり、高所得者については控除額を軽減、消失させる方式が採用されました。

続きまして4ページをご覧ください。

第36の2についてです。こちらは町民税の申告に係る規定となります。地方税法の改正により、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し及び地方税法施行規則の改正による規定の整備になります。

続きまして、7ページから11ページまでをご覧ください。

まず、7ページの一番下段、第48条からになります。こちらは法人の町民税の申告納付に係る規定となります。

8ページ、第2項及び第3項は、租税特別措置法第66条の7及び第68条の91並びに同法第66条の9の3及び第68条の93の3の規定を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することについて規定をするものです。

次に、10ページ、第10項から11ページ第12項は、資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人については、地方税関係手続用電子情報処理組織を利用し、地方税共同機構、いわゆるe L-T A Xを経由して送信する方法が義務づけられます。この改正は、平成32年4月1日以降に開始する事業年度分の法人町民税について適用されるものになります。

続きまして、第52条についてです。こちらは法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に係る規定になります。納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正され、その後さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額（その申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る）のうち延長後の申告期限前に納付がされていた期間を控除して計算するときについて規定をするものです。

続きまして、固定資産税の関係になります。23ページをご覧ください。

第10条の2第26項は、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて生産性向上特別措置法の規定による中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置が創設されたことによる規定の整備となります。

続きまして、24ページ、第10条の3、3項につきましては、建築住宅に係る減税額措置の適用期間延長の規定になります。新築された住宅につきまして、現在一般住宅については新築後居住用の床面積が120平方メートルまでの部分につきましては、納税者の負担軽減の点からも固定資産税が初めて課税される年から3年間、また3階建て以上の耐火構造住宅につ

きましては、固定資産税が5年間半分になる措置が設けられていますが、現在の条例ですと平成30年3月31日までに新築された住宅が対象となっています。これの適用期限を2年間延長し、平成32年3月31日までに新築された住宅とする措置がとられました。

次に、27ページ、第10条の3第12項につきましては、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置を創設されたことによる規定の整備となります。

次に、28ページ、第11条の2から32ページ中段、第15条第2項につきましては、固定資産税の負担調整措置の関係になります。固定資産税は平成6年度以降、宅地について地価公示価格等の7割を目途として評価することとなっています。この結果、多くの土地において評価額と課税標準額に乖離が生じることとなったため、地価の変動に伴う税負担の激変を緩和するために負担調整措置がとられています。この負担調整措置は平成9年度に導入されたものですが、不動産市場の先行きが不透明であることやデフレ脱却を目指して消費税を10%へ引き上げる時期を変更している中では、激変緩和措置としての負担調整措置を排除すべきではないとのことから、平成29年度までとなっている適用期限を平成30年度から3年間延長するものです。

非住宅地の負担水準の求め方ですが、例えば非住宅地の平成30年度の負担水準を算出する場合には、平成29年度の課税標準額を平成30年度の評価額で割ったものになります。この値が70%を超えるような場合には、平成30年度の課税標準額は評価額の70%となり、60%以上70%以下の場合、課税標準額は平成29年度と同じ額に据え置きとなります。また60%未満の場合には29年度の課税標準額に30年度の評価額の5%を足した数字が課税標準額となるものです。

なお、負担水準が60%未満の場合、求められる額が評価額の60%を超える場合は、評価額の60%となりますが、20%を下回る場合は評価額の20%がそれぞれの課税標準額となります。

住宅地につきましては、当該年度評価額掛ける住宅用地特例率に算出した課税標準額が前年度課税標準額足す当該年度評価額掛ける住宅用地特例率掛ける5%により算出した額を超える場合には、後者を課税標準とします。ただし、その額が当該年度評価額掛ける住宅用地特例率掛ける20%を下回る場合には、当該年度評価額掛ける住宅用地特例率掛ける20%が課税標準額となります。

続きまして、町たばこ税の関係になります。ページは戻りますが、14ページから19ページ、それから33ページの第2条の改正、35ページの第3条による改正、37ページの第4条による改正、39ページ、第5条による改正及び42ページ、第6条による改正が説明資料となります。

まず、14ページをご覧ください。

第92条についてです。こちらは製造たばこの区分を新たに創設したものとなります。

15ページ、第93の2についてです。加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリン、その他の物品またはこれらの混合物を充填したもので、日本たばこ産業株式会社加熱式たばこの喫煙用具を製造する特定販売業者、全2社から委託を受けて加熱式たばこの喫煙用具を販売する者、その他これらに準ずるものとして、総務省令で定めるものにより売り渡し、消費等、または引き渡しがされたもの及び輸入したものについては、製造たばことみなすこととする規定になります。

第94条についてです。こちらは、たばこ税の課税標準についての内容となります。改正については、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行していくものです。

町たばこ税につきましては、販売数量の減少幅が近年拡大しており、今後のたばこ税収は大きく減少することが見込まれています。こうした中、価格の安い、わかば、エコー、ゴールデンバッドなどの紙巻きたばこ、旧3級品につきましてはシェアが急激に拡大してきたことを踏まえ、特例税率を段階的に廃止することとなり、現行では1,000本当たり4,000円となっているものを平成31年10月1日からは5,692円、平成32年10月1日からは6,122円とし、平成33年10月1日には6,552円と段階的に上げていき、旧3級品以外の紙巻きたばこも現行1,000本当たり5,262円となっているものを本年10月1日からは5,692円に、平成32年10月1日からは6,122円、平成33年10月1日からは6,552円となります。

加熱式たばこにつきましては、近年販売量が増加し、紙巻きたばこと比較した場合でも1割程度の売り上げに達していると言われていています。加熱式たばこは現在配布たばこに分類されており、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税されていますが、製品重量が軽いことから、紙巻きたばこに比較して税負担が低くなっています。また、加熱式たばこ間でも製品重量に差があることから、税負担が大きく異なっているなど、課税の公平性な面でも課題となっていました。現在加熱式たばこの課税方式は重量をもって紙巻きたばこの本数に換算することとなっていますが、改正後は重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式に改められます。

具体的には、まず加熱式たばこの重量の0.4グラムをもって紙巻きたばこ0.5本に換算します。次に、加熱式たばこの小売定価に相当する金額の紙巻きたばこ1本に相当する金額を紙巻きたばこ0.5本に換算します。最後に、これらの方法により換算した数の合計を加熱式たばこの本数とすることになります。

なお、急激な税負担が及ぼす影響を加味して、現行の換算方法から平成34年10月1日まで、段階的に改正後の換算法に移行していく措置がとられています。

最後になりますが、改正条文に係る附則の説明をさせていただきます。

施行期日ですが、この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。ただし、町民税関係の規定の一部は平成31年1月1日、平成32年4月1日及び平成33年1月1日から、固定資産税関係の規定の一部は平成31年4月1日から、町たばこ税関係の規定の一部は平成30年10月1日、平成31年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日及び平成34年10月1日から施行することになります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第43号 南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第43号の提案理由を申し上げます。

本議案は、「南伊豆町地域福祉計画策定委員会」、「南伊豆町自殺対策計画策定委員会」及び「南伊豆町災害医療連絡会」の3附属機関を新たに設置するため一部改正を行うもので

あります。

「南伊豆町地域福祉計画策定委員会」については、社会福祉法第107条の規定に基づくもので、誰もが住みなれた地域社会において自立した生活を送るため、行政、地域住民や福祉関係者が互いに協力して、「地域福祉」を具体的に実現していくための計画策定を目的としております。

また、「南伊豆町自殺対策計画策定委員会」は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、誰もが自殺に追い込まれることのない町の実現を目指すため、包括的な支援体制及び関連施策の連動、地域レベルでの実践的な取り組みを強化して、効果的に自殺対策を推進していくための計画策定を行うものであります。

加えて、「南伊豆町災害医療連絡会」については、町の災害医療体制において、平時から意見交換及び情報共有を図るとともに、災害時に関係機関が連携し、迅速かつ有効な災害医療体制を構築することを目的として設置するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第43号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第43号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第44号 南伊豆町庁舎ホール等使用条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第44号の提案理由を申し上げます。

本議案は、健康福祉センター建設に伴い、役場庁舎内に設置されていた調理室を廃止したことから、「南伊豆町庁舎ホール等使用条例」で使用料を規定した別表から、調理室を削除するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第44号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第44号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第45号 南伊豆町定年退職者等の再任用に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第45号の提案理由を申し上げます。

本議案は、定年退職者等職員の再任用について規定する「南伊豆町定年退職者等の再任用に関する条例」に事務の取り扱い等を別に定めるための委任に関する条文を追加するものがあります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第45号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第45号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第46号 南伊豆町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第46号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成21年臨時議会において、議員発議により減額した6月期末手当の支給割合を減額前の100分の150としたいものです。

5月1日、南伊豆町特別職報酬等審議会に対し、議員報酬の適正化について諮問を行い、同審議会から「6月の支給割合を減額前の100分の150とすることが妥当であると判断する。また、改正時期については、平成30年6月の期末手当から反映させること」との答申結果に基づき、本条例の一部を改正するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第46号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第46号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第47号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、
を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第47号の提案理由を申し上げます。

本議案は、国民健康保険制度の都道府県単位化による国民健康保険税の賦課方式の変更及び地方税法の改正に伴い、課税限度額並びに軽減判定所得の見直しを行うものであります。

詳細については、町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長 高野喜久美君登壇〕

○町民課長（高野喜久美君） 議第47号についてご説明を申し上げます。

平成27年5月27日に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための、国民健康保険法の一部を改正する法律に基づき、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、市町村は引き続き資格管理や保険給付、保険料税の賦課徴収、保健事業等の地域における事務を担っていくことになりました。

新しい財政運営の仕組みは、都道府県内で保険料負担を公平に支え合うため、都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額保険給付費等交付金として市町村に交付されることになります。

財政運営の主体となる静岡県は、将来的に国民健康保険料水準の統一を目標としており、静岡県が設定した標準的賦課方式が医療、後期高齢者支援金分は所得割、均等割、平等割とし、介護納付金分は所得割、均等割となっています。

本改正では、現行の所得割、資産割、均等割、平等割とした賦課方式から、資産割、介護分の平等割を廃止した標準的な賦課方式に変更するものであります。

資産割を廃止する財源としては、当初予算で3億6,621万9,000円と計上されていた国保事業費交付金が3億4,221万2,000円と、2,400万7,000円減額されたことと、国保特別会計の前年度繰越金で充当できる算定となっております。

具体的な税率等については、先日の全員協議会で配付した資料のとおりとなっておりますので、ご参照願います。

この税率変更で国保税額はどのように変わるかといいますと、世帯員4人、夫45歳、妻42歳、子供未成年2人、収入金額400万円、所得金額266万円、固定資産税10万円の世帯の場合、42万3,900円となり、5万8,400円減額となります。

また、同条件で固定資産税がゼロ円の場合でも、税額は介護分の税率改正の効果もあり、8,400円減額となります。

また、課税限度額の引き上げ並びに軽減判定所得の見直しは、上位法令であります地方税法等の一部改正する法律等の施行に伴うものであります。

なお、本条例の一部改正に当たりましては、5月に開催された南伊豆町国民健康保険運営協議会におきましてご承認いただいているものでございます。

お手元にお配りしてございます資料ナンバー6、南伊豆町国民健康保険税条例新旧対照表

によりご説明申し上げますので、ご覧ください。

条文の軽微な加除、修正等につきましては省かせていただき、主な改正点についてのみご説明させていただきます。

新旧対照表につきましては、右側が改正前、左側が改正後の条文で、アンダーラインを引いてある部分が改正箇所となっております。

第2条は、国民健康保険税の課税額を定めたものでございます。

第2条第1項は、基礎課税額後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を各号で細分化し、国民健康保険事業納付金に充てることを明文化しています。

第2条第2項は、基礎課税額の資産割額を廃止するため、資産割額の該当箇所を削除し、限度額超過分の財源の確保並びに中間所得者層の負担軽減につなげるため、基礎課税額に係る課税限度額を現行の54万円から58万円に引き上げるものです。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の資産割額を廃止するため、資産割額の該当箇所を削除するものです。

第2条第4項は、介護納付金課税額の資産割額及び平等割額を廃止するため、資産割額及び平等割額の該当箇所を削除するものです。

続きまして、第4条をご覧ください。

第4条は、基礎課税額に係る資産割額を定めたものでございますが、資産割額を廃止するため、削除となるものです。

続きまして、第7条をご覧ください。

第7条は、後期高齢者支援金等課税額に係る資産割額を定めたものでございますが、こちらも資産割額を廃止するため、削除となるものです。

続きまして、第8条をご覧ください。

第8条は、介護納付金課税額に係る所得割額を定めたものでございます。介護納付金課税額に係る所得割額を100分の2.0から100分の1.6に改めるものです。

続きまして、第9条をご覧ください。

第9条は、介護納付金課税額に係る資産割額を定めたものでございますが、こちらも資産割額を廃止するため、削除となるものです。

続きまして、第10条をご覧ください。

第10条は、介護納付金課税額に係る均等割額を定めたものでございます。介護納付金課税額に係る均等割額を9,000円から1万1,000円に改めるものです。

続きまして、第11条をご覧ください。

第11条は、介護納付金課税額に係る平等割額を定めたものでございますが、こちらも平等割額を廃止するため、削除となるものです。

〔発言する人あり〕

○町民課長（高野喜久美君） 申しわけございません。また後で訂正します。

続きまして、第23条、国民健康保険の減額をご覧ください。

国民健康保険税は応能割として、所得割額及び資産割額、応益割として被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額によって課税されていますが、保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には応益割の部分の保険税について、7割、5割、2割軽減を行っております。低所得者に係る軽減措置の拡充は、平成29年度税制改正のときにも行われたところですが、今回も同様に5割軽減、2割軽減基準の軽減判定所得について改正するもので、具体的には国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、第2号に規定する5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を27万円から27万5,000円に、第3号に規定する2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を49万円から50万円にそれぞれ引き上げ、低所得者層の負担軽減を図るものです。

新旧対照表による説明は以上でございますが、議案に付してございます一部改正条例の附則をご覧ください。

第1項の施行期日についてですが、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。

第2項の適用区分は、改正後の国民健康保険税条例につきましては、平成30年度以降の年度分に適用されるもので、平成29年度分までの国民健康保険税は従前の例によるものでございます。

以上で内容説明を終わります。

先ほどの説明の中で一部訂正をお願いいたします。

先ほど第9条というふうに説明いたしましたが、そちらが9条の2でございます。第11条と申し上げましたのは9条の3というふうに訂正をさせていただきます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田修君。

○8番（漆田 修君） 8番、漆田です。

先ほど国の財源を国保事業費の交付金という名称と述べられたんですよね。この事業交付金というのは、ずっと恒常的にいただける交付金なののでしょうか、そこをちょっと教えてください。

○議長（齋藤 要君） 健康増進課長。

○健康増進課長（渡辺雅之君） 多分、国保事業納付金というように町民課長は説明したと思います。事業納付金については、各市町がそれぞれ都道府県に納める納付金のことです。それで、充当する財源として考えているのは、平成29年度決算における繰越金がかなり出ておりますので、こちらのほうを充当して引き下げ分に充てるところでございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第47号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第47号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第４８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第48号 静岡州市町総合事務組合理約の一部を変更する規約制定について、を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第48号の提案理由を申し上げます。

本議案は、川根地区広域施設組合が平成30年３月31日をもって解散したことに伴い、組合理約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定に基づき、構成市町の議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第48号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第48号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第49号 備品購入契約について（平成30年度基幹系パソコン及びプリンタ購入）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第49号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成30年5月23日に執行した指名競争入札により、購入金額527万6,707円（うち取引にかかわる消費税及び地方消費税の額39万867円）をもって株式会社スナベ商会下田支店と締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第49号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第49号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第50号 備品購入契約について（平成30年度小中学校教職員用パソコン購入）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第50号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成30年5月23日に執行した指名競争入札により、購入金額728万4,600円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額53万9,600円）をもって株式会社下田オー・エー・システムと締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第50号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第50号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第51号 指定管理者の指定について（石廊崎オーシャンパーク）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第51号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条に基づき、石廊崎オーシャンパークの設置及び管理に関する条例第3条に規定する施設に係る指定管理者の指定をお願いするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については企画課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画課長。

〔企画課長 菰田一郎君登壇〕

○企画課長（菰田一郎君） それでは、説明させていただきます。

本案件につきましては、平成31年4月に開園を予定しております町立施設石廊崎オーシャンパークにつきまして、初回3年間の区切りを持った石廊崎区の指定管理者指定についてご審議いただきたいものであります。

町といたしましては、これからオープンに向けまして9章39条立て本文に管理業務仕様書を加えた協定書の準備をしております。

候補者である石廊崎区といたしましては、管理団体として一般社団法人、名称石廊崎オーシャンパークの設立準備中でございます。

管理業務仕様につきましてご説明させていただきます。

施設の概要です。場所、代表地番、南伊豆町石廊崎546番地の6。施設面積、敷地面積は29万8,110平米となります。うちその中に建築面積は446.6平米となります。施設の内容ですが、休憩施設につきましては延べ床面積が408平米、駐車場の面積が5,412平米となります。施設の休業日等でございます。年中無休となります。営業時間につきましては、4月、10月期、午前8時から午後6時まで、11月、3月期、午前9時から午後5時までとしております。

管理の範囲でございますが、休憩棟、駐車場、アクセス道路等敷地面積全般となります。

指定管理者が行う業務でございます。観光案内、電話対応及び施設案内、営業時間の変更及び休業の決定、ただしこの件につきましては町長の承認を受けることとなります。施設の使用の許可及び制限の決定、休憩施設使用者の選定及び契約、施設の管理、清掃、巡回、施設管理、備品管理等全般を含みます。ともに使用料等の収納管理もしていただくこととなります。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

谷正君。

○4番（谷 正君） 4番。

協定書の5条、6条関係の確認と、それから、それにかかわる質問を若干させていただきます。

今、担当課長の説明でオープンは平成30年4月からと、これはグランドオープンという考えでよろしいでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

先ほど申しました約29ヘクタールの部分の中につきましては、緑化面積の部分、約半分の面積等が工事の積み残しが次年度に残します。したがって、グランドオープンと完全に言ってもいいかは、ちょっと微妙な部分がございますが、基本となります、根幹となります休憩棟及び駐車場スペースについては、完全オープンとなります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうしますと、ここの協定書に書いてある指定管理者である石廊崎区が行う通常の業務、これについては全然支障がないという考えでよろしいんですか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

31年4月の段階で支障は出ない工程を組んでおります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうした場合、先ほど課長に説明いただいた、別記第6条関係でちょっと確認したいということと、提案なんです、指定管理者が行う業務という形で施設管理運営業務委託（1）からアから5までありまして、それが（2）で情報の収集及び提供という形で記載されて、委託業務が施設の利用促進（公募活動及び利用案内等の作成）、それから、その他施設運営業務全般、円滑な施設運営に係る必要な諸業務、それから（2）の情報の収集及び提供という形であるんですが、ここでちょっと確認させていただきたいんですが、指定業務が4月1日から3年間の3月31日までということになっていますが、これを仮に観光施設なものですから、よくホテル等ですと、私が最近オープンしたホテルを見ますと、グランドオープンなり、その業務のオープンを設定しまして、それから14カ月前から宣伝をかけたというような事例があるんですよ。

そういう形で、これはグランドオープン同時に宣伝をかけるのか、一般的な観光の施設というのは、最低でも半年とか8カ月前に宣伝を打つというような形が一般的なんです、そういうものについて、少なくとも鉄道事業者でありますJR関係だとか、エージェンツだとか、県の関係がそこに直接関係しています美しい伊豆創造センターとかというような形の中で、ある程度パンフレットなり何なりをつくって、まだ建物が完全にできていないものですから、写真等はできないんですが、よくグランドオープンの事前のものを見ますと、イメー

ジ図で建物でやって、私が見たのは町長の顔写真があって、メッセージを書いたパンフレットも見たことがあるんですよ。だから、そういうものを事前に町なり、それから観光協会でやるべき、それから県のほうでもアポをとってやるべきだと。といいますのは、これそのまま丸のみしますと、石廊崎区の指定管理者である石廊崎区は動きがとれないわけですね、この協定書でいきますと。だから、そういう関係と。

それから、少なくとも来年2月とか3月までは、役場のホームページにオープンするとか、それから観光協会のホームページにオープンするとかというようなアップをする必要があると思うんですが、その辺の考えはどのようなお考えなのか伺います。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

現在、くしくもJRさんのディステーションキャンペーン、プレキャンペーンの最中でございます。石廊崎区の皆さんにおきましては、観光協会とも連携した中で、観光宣伝、情報発信をしていくという提案をしていただいておりますので、現在観光協会側でチラシといいますか、パンフレットの作成等をしているところであります、情報提供といたしましては、町のほうで実施設計が終わっておりますので、それをもとに立ち上げましたパースというのでしょうか、イメージ図等を使った上での宣伝を始めていこうというところでございます。

今回もし議決をいただけた場合になりますが、正式に指定管理者となつてまいりますので、その際には宣伝について加速度的に行っていくということで、観光協会との打ち合わせも近々予定しているということでございました。また商工会との連携の調整のほうも始めているということでして、これから徐々にといたしますか、今やられていることというのは、町側、観光協会側でやれることが主だったものですから、目立ってきておりませんが、これ以後につきましては、大々的にと申しましょか、宣伝を開始する予定となっているところであります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

○4番（谷 正君） 今の課長説明で大体わかりましたが、町長、事前のものというのは、指定管理者である石廊崎区も支出がなかなか恐らく難しいと思うんですよ、いろいろな面で。ですから、直接町ということがいろいろあるかと思うんですが、補正でもいいですから、観光協会に、その補正をある程度使い道を指定したものでやって、ぜひ進めてもらいたいん

ですが、といいますのは4月オープンですと、5月の連休もすぐ控えているものですから、それを事前にやるというのであれば、効果があると思うものですから、それはぜひ検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） ほかに質疑はございませんか。

渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 私のほうからちょっとお伺いいたします。

これ余計なことかもしれませんが、指定管理者についてではございませんけれども、今工事中の中で、約30万平米ですよ。そこが今更地になっているわけです。これから入梅に入ったり、台風が来たりして、雨水の処理をどういうふうに工事中されているのか。ただ、あれを流して海に出るんじゃ、私は被害が出てくるのじゃないのかなという懸念もするんですけれども、貯水池だとかいろいろなことを中にもう今できているのか、できていないのか、その雨処理の問題が、それをちょっとお伺いしておきたいなと思うんです。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

本再開発に係る工事といたしましては、沈砂池、貯水池等についてはできておりません。現状、みず道が石廊崎ジャングルパークのときと同じ状況で流れておりますので、背の名前としては、猪鼻と呼ばれる方面へ流れていく状況にはなっておりますが、現状はジャングルパーク自体にありました小さい砂防ダムについては壊していない状況ですので、そこで一旦泥をとめているといった形になっております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 私が心配するのは、今までは建物だいろいろなものがありましたんで、雨水の処理も確かにうまく処理されていたのかなという気もしますけれども、ただ今本当に何も無い、木も植わっていない、何もなっていない更地の道路についてもそうですけれども、皆そういうような状態なものですから、ただ私が心配するのは雨水が本当に猪鼻のほうに流れて行って、海のほうの被害、漁業に差し支えないような処理を、今のうちに土のうでも一番下の一番低い箇所へ、見ればわかるわけですが、あそこのところ辺、土のうでも私はやっておけばいいんじゃないのかなという心配をするものですから聞いたわけです。

○議長（齋藤 要君） 答弁は。

企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

ご指摘のとおりでございまして、地形がおちょこ型になっておりますので、1カ所に水等が流れてまいります。現状の部分につきましては、何とか今ある砂防のところで止まっておりますのすけれども、これからまた若干の盛り土も入ってまいりますので、その際は落札事業者さん、監督さんと相談の上、流れていかない状況をしっかり整えながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑がありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第51号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第51号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時00分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第52号 南伊豆町指定金融機関の指定について、を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第52号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、本町の公金収納及び支払いの事務を取り扱わせるための指定金融機関を指定するものであります。

本町においては、平成27年10月1日から3年契約をもって、伊豆太陽農業協同組合を指定金融機関としてまいりましたが、平成30年9月30日をもって契約期間が満了いたします。

このため、次期指定金融機関を選定するに当たり、現指定金融機関のほか本町収納代理金融機関である5金融機関に意向調査及び審査を実施した結果、現状要件を継続することで受諾意向を提示した伊豆太陽農業協同組合を選定することといたしました。

よって、平成30年10月1日から3年契約をもって、南伊豆町指定金融機関として下田市東本郷一丁目12番8号、伊豆太陽農業組合を指定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第52号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第52号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第53号 町道路線の認定について、を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第53号の提案理由を申し上げます。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、町道路線の認定を行いたいので、同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については地域整備課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

地域整備課長。

〔地域整備課長 飯田満寿雄君登壇〕

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 議第52号の詳細説明をさせていただきます。

〔「53号でしょう」と言う人あり〕

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 53号の詳細説明をいたします。

お手元の資料ナンバー8をご覧ください。

赤いところが今回指定しようとする部分でございます。

この案件は、石廊崎オーシャンパーク園内道路と主要地方道下田石廊松崎線を結ぶ幅員7メートルから27.1メートル、延長48.4メートルを認定しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水。

これ町道認定はいいんですけれども、この路線名が石室山線という形でございますけれども、この48.4メートル先のオーシャンパークへつながる路線は何という路線で、あるいはそれと同じ名前なのか、結局この路線が全部同じになってくるのかどうかお願いします。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

企画課整備側から回答をさせていただきたいと思います。

本件につきましては、県道16号線に排水溝を接続する関係上、園内道路の一部を新たに公道に認定した上で、県道と町道、公道と公道の接点をつくり出して、静岡県側に側溝の接続を認めてもらうための措置でございます。そして、この路線名につきましては、このエリアの字名でございまして、中ほど部分の750メートル程度の道につきましては、あくまでもオーシャンパーク内の園内という形で当面間、可動いたしますので、路線名等は特にございません。また、町道という形でもない町道になります。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） いいですか。

○7番（清水清一君） いいです。

○議長（齋藤 要君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第53号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第53号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第54号 平成30年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第54号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額7,244万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億3,644万9,000円とするものであります。

歳出の主なものは、橋梁長寿命化修繕事業に4,100万円、災害対策事務に1,429万3,000円、ジオパーク推進事業に558万8,000円、南崎認定こども園運営事務に460万8,000円などであり
ます。

また、これら歳出の財源として、国庫支出金5,883万5,000円、繰入金1,321万4,000円などを追加するものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大年美文君登壇〕

○総務課長（大年美文君） 議第54号 平成30年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）の内容説明を申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に7,244万9,000円を追加し、予算の総額を51億3,644万9,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出にかかわります主な補正項目からご説明をさせていただきます。

予算書の12、13ページをお願いいたします。

去る4月17日に伊豆半島ジオパークが世界ジオパークへの加盟を認定されることを受け、2款総務費の1項8目企画費のジオパーク推進事業を新設し、ジオパークの保全と活用を図る経費として、パンフレット作成業務委託料に129万6,000円、案内看板の設置費に130万3,000円、来訪者数を正確に把握するためのカウンター設置費に45万4,000円等を見込みました。

14ページから17ページをお願いいたします。

3款民生費の2項2目児童福祉施設費の南崎認定こども園運営事務には460万8,000円を増額しました。これは経年劣化により園舎外壁のコンクリートが剥離しそうなことが確認できたため、早急に外壁の補修を行い、安心、安全な園活動を確保するものでございます。

7款土木費では4,528万3,000円を増額しました。うち2項3目橋梁維持費の橋梁長寿命化修繕事業には4,100万円を増額し、橋梁定期点検で早期措置段階と判定された橋梁の補修工事を行う前段階として、道路補修耐震設計委託料に1,250万円、昨年度に設計を実施した十八通橋の補修工事に2,850万円を計上いたしました。これは財源となる国庫補助金が例年以上での交付額となる内示を受けたことに伴うものであり、当初実施を見送った事業を計上す

るものであります。

それから、8款消防費の1項5目災害対策費の災害対策事務には1,429万3,000円を見込みました。これは災害発災時に全国の自治体が活用できるシステムの方式とその研修を行う業務委託であり、事業実施場所としましては遊休施設となっております旧三浜小学校校舎等の利用を予定しているところでございます。また、財源ですが、本事業の全額に相当する国庫補助金が交付される予定でございます。

以上が主な歳出項目でございますが、補正予算書事項別明細書の8ページ、9ページをお願いいたします。

最下段にお示しのとおり、補正前の額50億6,400万円に補正額7,244万9,000円を加えまして、歳出合計額を51億3,644万9,000円としたいものでありまして、本補正額に要する財源内訳は、ご案内のとおりでございます。

引き続きまして、歳入の主な項目についてご説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

14款2項1目総務費国庫補助金には、地域I o T実働推進事業補助金として1,429万3,000円を、2項5目土木費国庫補助金には社会資本整備総合交付金として4,454万2,000円を計上いたしました。

また、18款2項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金に1,321万4,000円を計上いたしました。これはこの時期には繰越金が確定しないため、基金を取り崩す形で財源を確保するものでございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

谷正君。

○4番（谷 正君） 橋梁事業の関係で若干お伺いします。

現在、今の総務課長の説明の中で、新たに国のほうの補助金等が来たということで、新たに補正で対応するというようなご説明をいただいたんですが、これ実は3月の議会で補正の事業のときに疑問を持ったものですから、前年度、29年度の予算の補正減の関係でお伺いしたいんですが、これは29年度の当初で橋梁の補修の耐震設計委託料が予算計上されていまして、5,400万円の3月に更正減というような補正がありましたよね。それに引き続いて新たに新年度でそういうものの見返りのものについて予算計上をするかもしれませんというのが

当時の担当の課長の答弁があったんですが、これは主に青野川の激特事業の関わる、あのときの工事、河川工事をやって現在あれから大きな本線の決壊工事はないと思うんですが、その中で主要地方道にかかる町の橋という考えでよろしいですね。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうした場合に、今まで十八通橋を含めて工事というのは、主要町道にかかわるものは2橋手当てが済んだという認識でよろしいんですか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） そのとおりでございます。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうした場合、2橋が手当てを済んだということで、あとどのくらい何橋、俗にいう50年というくくりの中で、とりあえず、あとどのくらいあるのかというのはわかりますか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

今現在、橋梁の長寿命化計画というのを立ててございまして、その中で非常に悪い、診断判定が3というものがございまして。こちらにつきましては41橋ございまして、南伊豆町管内全域で。そのうち2橋を手当てしたものですから、残り39橋ということでございます。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうしますと、39橋を長寿命化である程度新設ということになって、長寿命計画の中では39橋があとできていないもので、その39橋を長寿命化の中で手当てをするという計画であるというふうな認識でよろしいですね。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） この中には青野川に架かっている前原橋から下流にございます加畑橋までの区間がたくさん架かってございますので、こちらのほう、人口減少とか、そういったこともございますので、長い目で見て、今後その辺は精査させていただいた中で落とすということもちょっと検討しなければいけないのかなということで認識してございます。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうした場合、その長寿命計画の中で一つのくくりで50年という話の中でいきますと、当然現在長寿命化計画の中では新しく新設で架け替えということではなくて、ある程度、湊橋を県の土木事務所がやったようないわゆる長寿命化という形の考えですよ。そのやつが、その工事をやることによって概略で結構ですから、50年しかもたないのがそれをやることによってあと15年先送りもつのか、そういう考えは持っていますか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

橋梁の長寿命化計画、こちらのほうにつきましては、現存の橋梁に手当てをすることで120年を目安に考えていこうということでございますので、今後70年間ぐらいは延ばせるような計画で考えてございます。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうしますと、あの当時の五十三、四年のときに新しく工事をした橋は50年しかもたないけれど、今回の手当てをすれば、50年以上もってあと70年とかもつという考えですか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 橋梁の長寿命化計画、こちらのほうは5年ごとに見直しがございます。その中で悪くなっているところを随時直していくということで、今後ですから橋のコンクリートの耐用年数というのが50年ぐらいだと言われているところなんです、そこをまた50年間延ばすということで考えてございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうした場合、その主要町道に架かる橋、それから激甚災害で国・県が補償工事でやった橋というのは、そのあと残っている39橋のうちどのくらいありますか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 39橋ということで、失礼いたしました。280橋ぐらいございますので、そのうち調査をかけながら劣化度が悪くなったものについて随時補修していくということでございます。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうしますと、39橋は必ず長寿命化手当てをやるという、現時点では

いいですか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 今現段階では、そのように考えてございます。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうした場合、それ以外の二百何橋のうちの39橋は、確実に手当てはするんだけど、あとのものについては、利用価値だとかいろいろな関係で前のときに閉鎖するというんですか、使用不可能にしてというような話もあったんですが、それについて、役場のほうから一方的にそれを落としますよということではなくて、地元の受益者なり、利用者なりの話をある程度年限をかけてやらないと、先日も発表されたように南伊豆はお年寄りが40%とか45%とかという話の中であるもので、徒歩だとか、そういう手段しかなくなるわけですね、お年寄り。当然免許の返納とか何かあるので、その辺についての長寿命化計画を立てた時点でそういう検討というのはされていないのか、されているのか、具体的に二百何橋あって、41橋、あと39橋は確実にやるよという話の中でいったときに、要望がないからやらないよというような雰囲気も何か役場の中にあるみたいですよ。だから、その辺を結局もう幾ら5メートルでも真ん中に川があれば通れないものですから、その辺での考えというのはまだ固まっていないのか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

当然集落内にも5メートルですとか2メートル以上が橋梁なんですけど、そういうようなところで当然それを落としてしまうということは考えてございません。ただ、残りの橋梁については、まだそこまで落ちるといえるのか、危険度がないものですから、まだ手当てをしていないということでございまして、5年ごとに見直しを行いまして、その必要性が発生した橋梁から随時重要度によって補修していくということになります。

それとあともう1点ですけれども、橋梁を落とすということにつきましては、当然地元の方と十分話を行った中で、そちらのほうは進めていきたいということで考えてございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

○4番（谷 正君） しつこいようなんですけれども、町に関係する橋が二百何橋あるよと、長寿命化が。これ当然調査したわけですね。現段階で危ないとか、危なくないとかというのをある程度判定は全然していないということ。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

そのときに出了のがこの41橋でございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうした場合に、またもとに戻りますけれども、しつこいようですね、十八通橋を例にとりますと、これは昭和五十四、五年の青野川2級河川の改修工事で造ったわけですね。それ以外に、以前に町が架橋した橋はあるわけですね。古いわけですね、それより。だから、五十何年より古い橋というのは、今の課長の答弁だと飛躍かもしれませんけれども、じゃ十八通は危険だけれども、それ以前に架けた橋でも町道に架かる橋は41橋以外に大丈夫だということですか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 診断をしましてそういう結果が出てございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

○4番（谷 正君） わかりました。これまた機会があれば質問させていただきます。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

○8番（漆田 修君） 13ページ、15ページ関係、実は昨日、同僚議員がジオパークの一般質問していたんですが、細則コードの44番はさきの説明ですと、新たに4月中旬にジオパーク認定されている細則コードを付したというような説明を受けたんですが、従来は観光振興の358コードで従来対応していたと思うんですが、認定以降、随時、今度はジオパークの予算がいろいろな形で毎年計上されていると思うんですが、ですからそういう解釈でよろしいんですか。44に新たに付与したという理由は。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

昨日の一般質問の際にもございましたとおりなんですけれども、部門が教育であったり、観光であったり、防災であったり、各項目にわたるものですから、今回改めまして企画課のほうにこの項目を1つ設けまして、今後については、今回も実のところは観光のほうで持っていた一部分の統合を行っているところなんですけれども、一旦1カ所にまとめまして、わかりやすい形で運用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

○8番（漆田 修君） そういう意味なら理解しますが、結局企画に私個人的な考えですが、石廊崎にもオーシャンパーク構想がございましたね。たまたま白浜層群の中の唯一の海食崖であるよという場所が石廊崎ですので、そういう意味で企画へ持っていったのかなとは思ってんですが、本来、観光振興という側面でお話ししますと、実は同年ちょうど二百何年前の話なんですけど、当時、蛇石火山が噴火しましたね。実は同じころ、実は石廊崎の白浜層群が隆起したんですね。ですから、そういう意味では観光振興と結びつけたジオパークという観点から話しますと、たまたま企画が、石廊崎は管理していますが、広い意味でいくと逆じゃないかなと思うんですよね。片方には観光振興で補助金もあげました。企画のほうではジオにかかわるもろもろの経費とか、ここでいう需用費とかそういったものがありました。そうするとどこに責任を持ってそれを推薦すべきかという責任がちょっと曖昧になるので、課長が今申し上げたとおりの1カ所にまとめたという解釈でいいんですね。本来はそういう広い意味のものを包含されていると言いたいでよろしいですか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

ご指摘のとおりでございます。

〔「結構です、いいです」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第54号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第54号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（齋藤 要君） 発議第1号 最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について、を議題といたします。

本案は渡邊哲君が提出者で、所定の賛成者もあります。

趣旨説明を求めます。

渡邊哲君。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） 発議第1号 最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第99条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年6月6日提出。

南伊豆町議会議長、齋藤要様。

提出者、南伊豆町議会議員、渡邊哲。

賛成者、南伊豆町議会議員、谷正、同じく加畑毅、同じく比野下文男、同じく清水清一、同じく渡邊嘉郎、同じく稲葉勝男、同じく漆田修、同じく長田美喜彦、同じく横嶋隆二、同じく齋藤要。

提案理由。

現在の地域別最低賃金では、地域間格差も大きく、フルタイムで働いても生活を安定的に維持するには厳しい額であり、最低賃金引き上げにより影響を受ける中小企業への支援を拡充しながら最低賃金を引き上げる必要があることを強く要望する意見書を提出するものです。

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書。

「最低賃金は」、労働者の生活の安定、労働条件の改善を図る上で大変重要な役割を担っています。最低賃金を大幅に引き上げることは、労働者の「質」を高め、企業の生産性を向上させ、地域経済が活発化されます。

現在、非正規雇用労働者は労働者全体の約4割を占め、その多くが若者と女性で占められ、フルタイムで働いても年収200万円以下の「ワーキングプア」という状況で、経済的自立や結婚もおぼつかない状況は、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹を揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になります。

本県の最低賃金は、昨年10月に時間給832円に改定されました。これは、全国平均時間給（加重平均）848円を9年連続で下回っています。通常の労働者と同じ時間数働いた場合、月額14万4,601円（労働時間173.8時間）と著しく低いものです。これは、地方から大都市への人口流出の要因にもなっています。

そこで、国においては最低賃金の趣旨をふまえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担える額に引き上げること。欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金制度を確立すること。最低賃金引き上げの為に中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の減免など、国の支援予算を増額するとともに、大企業による単価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるようルールを確立させることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記。

1. 最低賃金法を見直し、全国一律最低賃金を確立すること。
2. 最低賃金の大幅な引き上げに取り組むこと。
3. 中小企業の支援策を拡充すること。

平成30年6月6日。

内閣総理大臣、安倍晋三殿。

静岡県賀茂郡南伊豆町議会。

提出先、内閣総理大臣、安倍晋三殿。厚生労働大臣、加藤勝信殿。衆議院議長、大島理森殿。参議院議長、伊達忠一殿。

以上。

○議長（齋藤 要君） 趣旨説明を終わります。

渡邊議員は自席へお戻りください。

本案は全ての議員より賛成の署名をいただいておりますので、採決します。
お諮りします。

発議第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長（齋藤 要君） 発議第2号 静岡地方裁判所沼津支部における労働裁判の実施を求める意見書の提出について、を議題といたします。

本案は比野下文男議員が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） 発議第2号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり方自治法第99条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年6月6日提出。

南伊豆町議会議長、齋藤要様。

提出者、南伊豆町議会議員、比野下文男。

賛成者、南伊豆町議会議員、谷正、同じく加畑毅、同じく清水清一、同じく渡邊嘉郎、同じく渡邊哲、同じく稲葉勝男、同じく漆田修、同じく長田美喜彦、同じく横嶋隆二、同じく齋藤要。

提案理由。

地域における司法の充実を図るため、静岡県地方裁判所沼津支部において、速やかに労働審判の取扱いを開始するとともに、これに必要な裁判官及び裁判所職員の増員及び物的施設の整備を行うことを強く要望する意見書を提出するものです。

内容は朗読をもってかえさせていただきます。

静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書。

平成18年4月に開始された労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適切かつ実効性に解決することを目的とした制度である。その導入以来、全国的に労働審判事件の申立件数は増加しており、労働審判手続による労働紛争解決の必要性は高まっている。

また、労働審判制度は、導入当初、全国の地方裁判所の本所のみにおいて取り扱われていたが、平成22年4月の東京地方裁判所立川支部及び福岡地方裁判所小倉支部に続き、平成29年4月より、静岡地方裁判所浜松支部、長野地方裁判所松本支部及び広島地方裁判所福山支部においても取扱いが開始された。

しかしながら、静岡地方裁判所沼津支部においては、現在のところ労働審判は実施されていない。そのため、静岡県東部地域の住民や事業者が労働審判事件の申し立てを行うためには、本庁のある静岡市までの交通費や移動時間の負担を強いられることになり、結果として長期間の争いとなることが多い通常訴訟を静岡地方裁判所沼津支部に提起したり、訴訟外の争いに発展したり、あるいは申立をあきらめざるを得ないなどの事態が生じ得る状況となっている。

国民に対する司法サービスの提供は、地域間で差があってはならず、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことのできる事件を拡大することが必要である。

以上から、当町は、地域における司法の充実を図るため、下記事項について可及的早期に実現されるよう強く要望する。

記。

1. 静岡地方裁判所沼津支部において、労働審判事件の取扱いを開始すること。
2. 上記のため必要な裁判官及び裁判所職員の増員、物的施設の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月6日。

内閣総理大臣、安倍晋三殿。

静岡県賀茂郡南伊豆町議会。

提出先、内閣総理大臣、安倍晋三殿。法務大臣、上川陽子殿。財務大臣、麻生太郎殿。最高裁判所長官、大谷直人殿。静岡地方裁判所長、廣谷章雄殿。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 趣旨説明を終わります。

比野下議員は自席へお戻りください。

本案は全ての議員より賛成の署名をいただいておりますので、採決します。

お諮りします。

発議第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（齋藤 要君） 日程第18、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長を初め、各常任委員会委員長及び特別委員会委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」についてなど、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎議員派遣の件

○議長（齋藤 要君） 日程第19、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に印刷配付しましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（齋藤 要君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

6月定例会の全部の議事件目は終了しました。

よって、平成30年6月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

ご苦労さんでございました。

なお、13時55分から会議室において全員協議会を開催しますので議員の皆様は会議室へ。

閉会 午後 1時45分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成30年 6 月議会定例会審議結果

議 案 号	件 目	議決年月日	結 果
報第 3 号	専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）	6月6日	原案可決
議第43号	南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について	6月6日	原案可決
議第44号	南伊豆町庁舎ホール等使用条例の一部を改正する条例制定について	6月6日	原案可決
議第45号	南伊豆町定年退職者等の再任用に関する条例の一部を改正する条例制定について	6月6日	原案可決
議第46号	南伊豆町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	6月6日	原案可決
議第47号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	6月6日	原案可決
議第48号	静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約制定について	6月6日	原案可決
議第49号	備品購入契約について（平成30年度基幹系パソコン及びプリンタ購入）	6月6日	原案可決
議第50号	備品購入契約について（平成30年度小中学校教職員用パソコン購入）	6月6日	原案可決
議第51号	指定管理者の指定について（石廊崎オーシャンパーク）	6月6日	原案可決
議第52号	南伊豆町指定金融機関の指定について	6月6日	原案可決
議第53号	町道路線の認定について	6月6日	原案可決
議第54号	平成30年度南伊豆町一般会計補正予算（第 1 号）	6月6日	原案可決